

大分市地域防災計画

震災対策編

令和 5 年 3 月

震災対策編

目次

第 1 部 総 則	
第 1 章 計画の目的	
第 1 節 計画の目的	… 1
第 2 節 作成機関	… 2
第 3 節 計画の概要	… 3
第 2 章 大分市の地勢	
第 1 節 地勢	… 5
1. 地形 2. 河川 3. 地質	
第 2 節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方	… 9
1. 災害の素因と誘因 2. 災害に対する基本的な考え方	
第 3 章 地震・津波の特性	
第 1 節 大分市の地震・津波の特性	… 11
1. 地震・津波の特性	
第 2 節 海溝型地震と活断層型地震等の特性	… 16
1. 海溝型地震 2. 活断層型地震 3. その他の地震	
第 3 節 地震・津波災害の履歴	… 20
1. 地震による災害 2. 津波による災害	
第 4 章 大分市における地震・津波の想定	
第 1 節 地震・津波想定	… 25
1. 想定する地震・津波 2. 地震動 3. 津波高及び津波到達時間等	
第 2 節 被害想定	… 31
1. 各地震の最大となる人的被害・物的被害量	
第 5 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	… 36
1. 防災関係機関の基本的責務 2. 市民及び事業所等の基本的責務 3. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第 2 部 緊急時危機管理システム	
第 1 章 システムの目的	… 42
第 2 章 災害想定別の対応策	… 43
〔事例Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〕 1. 初動体制の確立 2. 応急対策活動	
第 3 章 緊急時災害対策本部及び職員の行動マニュアル	… 46
〔事例Ⅰ、Ⅱ-1、2、3、Ⅲ〕	
第 4 章 システムの構築について	… 53
第 3 部 災害予防計画	
第 1 章 計画の目的	… 54
第 2 章 災害に強いまちづくり	
第 1 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (総合統括部、住宅対策部、社会基盤対策部、消防対策部、上下水道対策部)	… 55
1. 建築物、構造物等の安全性等の確保 2. 地震火災に対する予防対策 3. 緊急避難場所（一時避難地）等の整備 4. 道路、避難路の整備 5. 液状化対策 6. 津波対策施設 7. 農業施設対策 8. 上下水道施設等の対策 9. 消防用 施設の整備等 10. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港等の整備 11. 通信施設の整備 12. 災害対策本部設備等の整備 13. 情報端末設備の整備及び点検 14. 地震防災緊急事業五箇年計画 15. 防災 調査研究の推進 16. 社会資本の老朽化対策 17. 宅地開発 18. 大分市立地適正化計画 19. 地籍調査の推進	
第 3 章 災害に強い人づくり	
第 1 節 自主防災組織等の育成計画（総合統括部、被災者救援部、地域対策部、消防対策部）	… 65
1. 津波に関する情報伝達手段の確保 2. 地震・津波からの避難に関する計画の樹立 3. 要配慮者の把握と支援 体制づくり 4. 防災知識の普及 5. 防災資機材の備蓄 6. 防災訓練の実施 7. 指定緊急避難場所及び指定避難 所 8. 地区防災計画	

第2節 防災訓練計画	(各対策部) …	68
1. 総合防災訓練 2. 無線通信訓練		
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	(各対策部) …	70
1. 自主防災組織の役員ならびに防災士に対する防災教育 2. 住民等に対する地震防災教育 3. 学校等における防災教育 4. 防災上重要な施設管理者に対する防災教育 5. 各種団体等に対する防災教育 6. 職員に対する地震防災教育 7. 災害教訓の伝承 8. 地震防災上必要な広報		
第4節 災害ボランティアに関する事前整備計画	(被災者救援部、大分市社会福祉協議会) …	73
1. 災害ボランティアの育成 2. 災害ボランティアの登録 3. 災害ボランティア関係団体のネットワークの構築 4. 災害ボランティアセンターにおいて必要となる資機材の調達		
第5節 要配慮者の安全確保に関する計画	(総合統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会) …	75
1. 避難行動要支援者名簿の作成 2. 避難行動要支援者の個別避難計画の作成 3. 名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止 4. 避難情報の伝達 5. 避難支援等関係者の安全確保 6. 安否確認体制の整備 7. 備蓄・資機材等の整備 8. 要配慮者を考慮した避難所での対策 9. 訓練の実施 10. 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及 11. 社会福祉施設等における要配慮者対策 12. 旅行者及び外国人に係る対策		
第6節 帰宅困難者の安全確保	(被災者救援部) …	84
1. 宿泊場所の確保 2. 市民、事業所・学校等への啓発		
第4章 災害応急対策のための事前措置		
第1節 初動体制の強化及び活動体制の確立	(各対策部) …	85
1. 初動対応マニュアル及び業務継続計画等の作成 2. 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実 3. 津波監視体制の整備 4. 地震・津波に関する情報伝達体制の整備 5. 活動体制の確立		
第2節 地震・津波からの避難に関する事前措置計画	(総合統括部) …	89
1. 地震・津波に対する緊急避難場所（一時避難地）の指定 2. 避難経路の選定 3. 夜間や停電時の避難対策 4. 防災業務従事者の安全確保対策 5. 地震・津波災害における指定避難所の選定 6. 地震・津波避難のための意識啓発		
第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施に関する計画	(総合統括部、被災者救援部、住宅対策部、物資支援部、児童・生徒対策部) …	91
1. 生命・財産への被害を最小限にするための事前措置 2. 被災者の保護・救援のための事前措置		
第4節 救援物資等備蓄計画	(総合統括部、被災者救援部、物資支援部、児童・生徒対策部) …	93

第4部 災害応急対策計画		
第1章 活動体制の確立		
第1節 組織計画	(各対策部、各機関) …	94
1. 大分市防災会議 2. 災害警戒連絡室の体制 3. 津波警戒連絡室の体制 4. 災害警戒本部の体制 5. 災害対策本部の体制 6. 現地災害対策本部の体制		
第2節 動員・配備計画	(総合統括部) …	102
1. 職員の緊急動員・配備 2. 職員の参集場所及び任務 3. 参集における留意事項 4. 職員のとるべき緊急措置 5. 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針		
第3節 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達	(総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部) …	106
1. 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表区分及び種類・基準等 2. 地震及び津波に関する情報 3. 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び地震・津波に関する情報の収集		
第4節 通信計画	(総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部) …	111
1. 使用通信施設 2. 有線及び無線通信の使用 3. 通信機能の確保 4. その他		
第5節 情報収集及び被害報告計画	(各対策部) …	114
1. 災害状況の緊急把握 2. 被害状況等の報告		
第6節 災害広報計画	(総合統括部) …	115
1. 収集すべき情報 2. 広報手段		
第7節 他機関に対する応援要請計画	(各対策部、各機関) …	116
1. 他機関への応援要請計画 2. 各団体、機関への職員の派遣要請、幹旋計画並びに協定に関する計画 3. 郵便局との相互協力に関する協定		

第 8 節 自衛隊派遣要請計画	(総統括部) …	120
1. 自衛隊災害派遣の三原則 2. 派遣要請要領 3. 自衛隊の活動内容 4. 自衛隊の受入れ 5. ヘリポートの設定 6. 自衛隊の撤収要請 7. 経費の負担分担 8. 自衛隊派遣要請の連絡先		
第 9 節 労務供給計画	(総統括部、社会基盤対策部、消防対策部) …	123
1. 労務者の雇用 2. 従事命令、協力命令 3. 損害補償		
第 10 節 ボランティアとの連携に関する計画	(被災者救援部、大分市社会福祉協議会) …	127
1. 災害ボランティアセンターの設置 2. 災害ボランティアセンターの業務 3. ボランティア活動の支援		
第 11 節 市民・自主防災組織等の協力	(総統括部、地域対策部、消防対策部) …	128
1. 市民、事業所等の責務 2. 市民、事業所等としての活動 3. 自主防災組織としての活動 4. 防災士の活動		
第 12 節 帰宅困難者対策計画	(被災者救援部) …	130
1. 市民、事業所・学校等への情報提供 2. 代替交通手段の確保 3. 宿泊場所の確保 4. 市民、事業所・学校等への啓発		
第 13 節 輸送計画	(物資支援部) …	132
1. 緊急輸送手段の確保 2. 海上輸送 3. 航空輸送 4. 緊急輸送道路の確保 5. 輸送拠点(緊急輸送基地)の確保 6. 緊急輸送の基準		
第 14 節 交通応急対策計画	(総統括部、物資支援部、社会基盤対策部、消防対策部、各機関) …	135
1. 実施責任者 2. 交通規制の実施 3. 緊急通行車両以外の車両の交通規制 4. 緊急交通路の確保に関する必要な措置 5. 道路の応急復旧 6. 港湾・漁港等の応急復旧 7. 県の権限代行制度		
第 2 章 生命・財産への被害を最小限とするための活動		
第 1 節 地震・津波に関する情報伝達等	(各対策部、各機関) …	142
1. 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ 2. 異常現象発見時等における措置 3. 津波に関する情報の住民等への伝達 4. 津波に関する情報の放送機関への要請		
第 2 節 避難指示及び避難誘導等の活動	(各対策部、各機関) …	149
1. 避難指示等の発令判断基準 2. 避難指示の伝達 3. 市が行う避難にかかる対策 4. 住民が行う避難にかかる対策 5. 事業所、関係機関が行う避難にかかる対策		
第 3 節 災害救助計画	(各対策部) …	155
1. 災害の認定基準及び用語の定義 2. 災害救助法の適用基準 3. 災害救助法による救助の種類とその措置 4. 災害弔慰金の支給、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸与 5. 前記以外の災害弔慰金の支給及び 災害障がい見舞金の支給 6. 小災害罹災者に対する見舞金の支給 7. その他の救護措置 8. 災害時の罹災見舞要領 9. 被災者台帳 10. 応急救助の実施状況の報告		
第 4 節 救出・救護計画	(消防対策部) …	163
1. 消防署及び消防団等による救出 2. 救急・救助活動 3. 後方支援車、災害対応特殊救急自動車の導入 4. 応援要請 5. 住民等の協力 6. 警察機関との連絡		
第 5 節 二次災害防止計画	(総統括部、住宅対策部、被災者救援部、社会基盤対策部、消防対策部、上下水道対策部、 九州電力送配電、大分瓦斯、大分市 L P ガス防災協議会) …	165
1. 土砂災害防止活動 2. 水道、下水道、電気、ガス関係 3. 被災建築物、被災宅地による二次災害防止活動 4. 危険な空家等の応急措置等 5. 二次的な水害の防止活動 6. 高潮、波浪等による被害の防止活動 7. 流出油等による二次災害防止活動 8. 二次災害防災のための呼びかけ		
第 3 章 被災者の保護・救護のための活動		
第 1 節 避難所運営計画	(被災者救援部) …	167
1. 避難所の運営 2. 避難所に避難する者の範囲 3. 協定福祉避難所の開設 4. 避難にあたっての注意事項		
第 2 節 要配慮者に対する福祉計画	(総統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会) …	173
1. 要配慮者に係る対策 2. 避難指示等避難情報の発令、伝達方法 3. 円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 4. 避難誘導の手段・経路等 5. 社会福祉施設等に係る対策 6. 児童に係る対策 7. 旅行者及び外国人に係る対策		
第 3 節 避難所外被災者の支援計画	(各対策部) …	177
1. 避難所外被災者の把握 2. 避難所外被災者に対する食料、物資等の提供 3. 避難所外被災者への情報伝達活動 4. 避難所外被災者の移送 5. 避難所外の要配慮者への支援 6. 被災地区等における防犯活動		

第４節 食料等の調達及び配送計画	(総合統括部、被災者救援部、物資支援部、地域対策部、保健医療部) …	179
1. 食料の供給 2. 炊き出し 3. 生活必需品の供給		
第５節 給水計画	(上下水道対策部、総合統括部、被災者救援部、関係機関) …	185
1. 飲料水の応急給水等 2. 生活用水の確保 3. 実施状況の記録		
第６節 医療及び助産計画	(保健医療部) …	189
1. 医療助産の対象者 2. 医療助産の範囲 3. 医療、助産活動の実施 4. 救護所の設置 5. 医療品等の調達 6. 日本赤十字社大分県支部及び大分県の医療、助産活動の実施		
第７節 保健衛生活動計画	(保健医療部、災害廃棄物対策部) …	193
1. 保健衛生活動の責任体制 2. 防疫対策の実施 3. 保健活動の実施 4. 防疫活動の実施 5. 衛生状態及び健康の調査 6. 食品衛生確保対策		
第８節 清掃計画	(災害廃棄物対策部) …	196
1. 災害時におけるごみ及びし尿の処理 2. 災害ごみの処理 3. 災害時のし尿の処理、及び災害用トイレの設置対策 4. 火山灰の処理		
第９節 障害物除去計画	(社会基盤対策部、災害廃棄物対策部) …	199
1. 障害物の除去方法 2. 除去した障害物の処理方法 3. 関係団体への協力要請		
第１０節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬計画	(被災者救援部、保健医療部) …	201
1. 行方不明者の捜索 2. 遺体の安置(検視前) 3. 遺体安置後の処理 4. 遺体の埋葬 5. 実施状況の報告		
第１１節 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理計画	(住宅対策部) …	205
1. 応急仮設住宅 2. 住宅の応急修理 3. 市営住宅等の活用 4. 実施状況の記録		
第１２節 文教応急対策計画	(児童・生徒対策部、総合統括部) …	207
1. 文教施設の応急対策 2. 災害時の教育確保 3. 転校措置及び進路指導 4. 児童生徒等の安全対策 5. 学校保健衛生の実施 6. 学校等が避難所となった場合の学校の措置 7. 学校給食の措置 8. 社会教育施設の応急対策 9. 文化財の応急対策 10. 地域に残る遺産の保全		
第１３節 義援金品配分計画	(総合統括部、被災者救援部、物資支援部) …	212
1. 義援金の取扱い 2. 義援物資の取扱い		
第１４節 愛護動物保護対策計画	(保健医療部) …	213
1. 被災地域における愛護動物の保護 2. 指定避難所における愛護動物の飼養管理指導 3. 応急仮設住宅等での飼養管理指導 4. その他の対策		
第１５節 被災者台帳運用計画	(各対策部) …	215
1. 被災者台帳の運用 2. 罹災証明書の交付 3. 住家被害認定調査 4. 被災証明書の交付		
第４章 社会基盤の応急対策		
第１節 下水道及び生活排水応急対策計画	(社会基盤対策部、上下水道対策部、災害廃棄物対策部、関係機関) …	217
1. 公衆衛生の確保 2. 雨水排水機能の確保		
第２節 電気通信施設災害応急対策計画	(西日本電信電話㈱大分支店) …	219
1. 防災体制 2. 復旧計画の策定 3. 広報 4. 電話通信の確保 5. 災害伝言ダイヤル１７１及び災害用ブロードバンド伝言板ｗｅｂ１７１の活用 6. 復旧優先電話		
第３節 電力施設災害応急対策計画	(九州電力送配電㈱大分配電事業所・九州電力㈱大分営業センター) …	222
1. 事業所所在地及び管轄区域 2. 組織図 3. 各班の役割 4. 情報連絡体制 5. 災害発生時の復旧要員の受入れ等 6. 復旧作業 7. 広報 8. 市の施設利用に関するその他事項 9. 市との協力範囲について		
第４節 都市ガス施設災害応急対策計画	(大分瓦斯㈱大分営業所、消防対策部) …	226
1. 実施機関 2. 保安体制 3. 災害発生時におけるガス事業者の措置 4. ガス事業者と関連機関との連携 5. 広報活動		
第５節 ＬＰガス設備災害応急対策計画	(大分市ＬＰガス防災協議会) …	229
1. 実施機関 2. 保安体制 3. 災害発生時におけるガス事業者の措置 4. ＬＰガス事業者と関連機関との連携 5. 広報活動		
第５章 その他の災害応急対策計画		
第１節 警察、大分海上保安部震災警備計画	(警察、大分海上保安部) …	231
1. 警察震災警備計画 2. 海上における治安の維持等		

第 5 部	災害復旧計画	
第 1 章	災害復旧・復興の基本方針	… 233
第 2 章	被災者・被災事業者に対する支援体制の確立	(各対策部) … 234
	1. 情報の提供 2. 市民サポートセンターの設置・運営	
第 3 章	被災者支援に関する各種制度の概要	(各対策部、大分市社会福祉協議会) … 236
第 4 章	激甚災害の指定	(各対策部) … 237
	1. 激甚災害の指定促進と資金確保 2. 災害復旧に関する国の財政援助の確保	

第 6 部	南海トラフ地震防災対策推進計画
第 1 章	総則
第 1 節	推進計画の目的 … 238
第 2 節	地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域 … 239
	1. 地震防災対策推進地域 2. 津波避難対策特別強化地域
第 3 節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 … 240
第 2 章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助
第 1 節	津波からの防護のための施設の整備等 … 241
第 2 節	津波に関する情報の伝達等 … 242
第 3 節	避難指示等の発令基準 … 243
第 4 節	避難対策 … 244
第 5 節	消防機関等の活動 … 245
第 6 節	水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応 … 246
	1. 水道 2. 電気 3. ガス 4. 通信 5. 放送
第 7 節	交通対策 … 247
	1. 道路 2. 海上 3. 鉄道 4. 乗客等の避難誘導
第 8 節	市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 … 248
	1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設 2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
第 9 節	迅速な救助 … 249
	1. 消防機関等による救出・救護活動実施体制の整備 2. 自衛隊、海上保安部、警察、消防等実動部隊との応援体制や連携等
第 10 節	「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応 … 250
	1. 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表 2. 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応
第 3 章	関係者との連携協力の確保
第 1 節	資機材、人員等の配備手配 … 253
	1. 物資等の調達手配 2. 人員の配置 3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
第 2 節	他機関に対する応援要請 … 254
第 3 節	帰宅困難者への対応 … 255
第 4 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 … 256
第 5 章	防災訓練計画 … 257
第 6 章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 … 258
第 7 章	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 … 259

第 1 部 総 則

第 1 章 計画の目的

第 2 章 大分市の地勢

第 3 章 地震・津波の特性

第 4 章 大分市における地震・津波の想定

第 5 章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、大分市民の生命、身体及び財産を災害から守り、日常生活の安全性を確保するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、大分市域（石油コンビナート等特別防災区域を除く区域をいう。以下同じ。）における地震災害（津波の襲来による災害を含む。以下同じ。）について、防災関係各機関の協力のもとに、総合的な計画を定め、災害対策諸活動の一元化と円滑化を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。

第 2 節 作成機関

1 作成機関

大分市防災会議

2 防災会議の目的

大分市防災会議は、基本法第 16 条及び大分市防災会議条例（昭和 38 年条例第 93 号）に基づき設置された大分市の附属機関であって、大分市域に係る防災に関する基本方針の決定並びに大分市地域防災計画の作成及びその実施の推進を図ることを目的とする。

3 防災会議の庶務担当機関

大分市総務部防災局防災危機管理課

第3節 計画の概要

1 計画の位置づけ



2 計画の構成及び内容

この計画は、本市における過去の地震履歴等を基礎に災害を想定し、地震や津波による災害に対処するための基本的な計画を定めるもので、構成及び内容は次のとおりとする。

なお、計画の策定にあたっては、防災分野での固定的な性別による役割分担を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画に配慮するものとする。

1-1-3 計画の概要

(1) 総則

計画の目的、防災関係機関等の処理すべき業務の大綱等、地震や津波による災害の対策についての基本方針を定める。

(2) 緊急時危機管理システム

大規模な地震や津波による災害が発生し、総合的な応急対策を必要とする緊急時に、迅速かつ的確な初動体制の確立を図るための基本的な対応策、及び職員の行動マニュアル等を定めるものとする。

(3) 災害予防計画

地震や津波による被害を防止軽減するための事前措置について、基本的な計画を定めるものとする。

(4) 災害応急対策計画

地震や津波による被害が発生した場合に、応急対策を行う体制、とるべき措置について基本的な計画を定めるものとする。

(5) 災害復旧計画

地震や津波による災害が発生した後、原形復旧にとどまらず、二次災害等の発生を防止するための事業計画について基本的な方針を定めるものとする。

(6) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域における、地震防災対策の推進計画を定めるものとする。

3 他の法律との関連

この計画は、災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理するものとする。

第2章 大分市の地勢

第1節 地勢

本市は大分県の中央部に位置し、北は別府湾に面し、その広ぼうは東西 50.8km、南北 24.4km に及び、面積は 502.39km² を有している。

九州脊梁山地に源を発する大野川、大分川の二つの一級河川が大分市街地を貫流して別府湾に注いでいる。この河川沿いには、広大な大分平野が形成されており、九州の平野の中で海水準変動の歴史が典型的に読みとれる平野である。

なお、現在は市街地化が進行しているほか、河口部では新産業都市計画等による埋立地が多く形成され、土地利用の高度化も行われている。



【大分県地質構造図】

1 地形

本市の地形は、大別して山地、台地・丘陵地、平野、海岸の4つに区分される。

○大分市地形分類図（資料編1参照）

1-2-1 地勢

(1) 山地

本市の山地は、大別して北西方の鶴見岳（1,375m）から連なる小鹿山（728m）、高崎山（628m）の高崎山大起伏火山地、南部に位置する鎧ヶ岳（847m）、御座ヶ岳（797m）、本宮山（608m）、霊山（596m）等の大野中起伏山地（大野山地）、さらには東部の標高400m～500mを有する佐賀関小起伏山地（佐賀関山地）に区分される。これらの山地を開析して大小多くの河川が東流、北流して流れ、本県を代表する大分川、大野川等が市域を貫流し、大分市街地の沖積平野を形成している。

ア 高崎山大起伏火山地

急峻な山腹を有する鐘状の単独峰の高崎山（628m）は、別府湾沿いに山麓急崖を連続して形成しており、崖下の狭小な平地に日豊本線、国道10号等の基幹交通路が走っている。

イ 大野中起伏山地(大野山地)

大野山地は東北東－西南西に走り、高さ700～800mの山陵であって、一般に定高性の平頂なる山地である。北西は高く、東南に向って低く傾斜している傾動地塊である。

ウ 佐賀関小起伏山地（佐賀関山地）

佐賀関山地は、北東-南西方向の地質構造線層沿いに連なる、主として結晶片岩からなる変成岩類で構成され、壮年期の山地であり開析谷が幾条も入っている。

これらの山地周辺には人家が山すそまで立地しているところもあって、土砂災害のおそれのある箇所も多く存在している。

(2) 台地・丘陵地

台地・丘陵地は大分川や大野川沿いに散在しており、構成層は溶岩・火成碎屑岩・火山灰砂、砂礫層などである。

本市には、河口部に近い大野川と丹生川に挟まれる一帯や、大分川下流部左岸域に岩石台地、大野川と大分川に挟まれる大分市街地一帯に砂礫台地・丘陵地が形成されている。台地・丘陵地は、近年の土地利用の高度化による市街地化が著しく進行している。

(3) 平野

大分平野は、大分川と大野川の下流域に形成された平野であり、県下では県北の中津平野に次いで大きく、東西約25km、南北15kmにおよび、標高、地形、地質から大分・鶴崎低地、大在低地、埋立地等に分けられる。

大分市街地が立地しているところは、大分川、大野川の河川低地及び三角洲、海岸平野、さらには埋立地からなる、大分・鶴崎低地と呼ばれる標高は1～20mの低地部に当たる。

大在低地と呼ばれる大在、坂ノ市の平野部は、大野川右岸の三角洲、大在、坂ノ市の海岸平野、丹生川等の河岸低地からなり、標高は1～10m程度である。

このように大分市街地は、市街地を大分川、大野川が貫流する低平地部に位置していることから、河川災害が起こりやすい環境にある。

(4) 海岸

市内の海岸では、佐賀関地区の豊後水道域のリアス式海岸が特徴的である。日豊海岸とよばれるこの海岸は沈水海岸としての各種の地形をよく保存している。海食崖、海食洞や海食洞門などの海食の地形、砂州、砂嘴、浜堤とその背後の潟湖、ビーチロックなどの堆積の地形がみられる。

2 河川

市域内の幹線河川（資料編 2 参照）は、大分川、大野川の一级河川をはじめ、祓川、住吉川、日美天川、本田川、丹生川、金道川、江川、小猫川、湊川、志生木川の二級河川があり、それぞれが別府湾に注いでいる。

大野川は全長 107km でその 24% の 25.5km が市域を流れ、また大分川は全長 55km を有し、その 30% が市域内を貫流している。その他、河川長の長い順に丹生川、住吉川、金道川、本田川、祓川、志生木川、湊川、江川、日美天川、小猫川が市域を流れているが、これらはすべて 10km 未満の二級河川である。

その他に市域内の水系別支線河川（資料編 3 参照）がある。

3 地質

市域の表層地質の分布は、概観すれば佐賀関山地の変成岩類、大野山地の古生層、高崎山山地一帯の火山岩類に分けられ、これらの縁辺に第三紀層や洪積砂礫層、河川沿いの段丘堆積物や沖積層などが分布する構成となっている。以下に古い地質から順に概況をまとめる。

○大分市地質図（資料編 4 参照）

(1) 変成岩類

領家変成岩類と三波川変成岩帯類が分布している。三波川変成類は佐賀関半島一帯に分布し、幅南北 8km、東西延長 27km、県下の変成岩中、最大の面積を占める。黒色の石墨片岩類のほか、緑色片岩類、千枚岩、砂岩片岩などからなる。領家変成岩類は市域の南西部に分布し、花崗岩類も伴っている。

(2) 古生層

大分市南西部の野津原地区一帯にかけて、北東方向に野津原古生層が分布しており、一般に結晶片岩、粘版岩からなる。

(3) 中生層

大野川の流域に発達する大野川層群がある。大野川層群は礫岩・砂岩・頁岩の繰返しからなり、非常に厚く、北東から南西方向に比較的よく連続して分布している。

(4) 第三紀層

野津原地区一帯に分布する碩南層群があり、シルト・砂・礫などを含む堆積岩である。

1-2-1 地勢

(5) 火山岩類

火山岩類の大部分は安山岩からなるが、鎧ヶ岳熔岩は流紋岩からなる。七瀬川流域と高崎山山地一帯に多く分布している。

(6) 第四紀層

第四紀層は火山性扇状地、山麓堆積物、段丘堆積物、海浜、河口・盆地・湖底堆積物などがある。大部分が未固結の砂泥・岩屑・泥・砂・礫などからなり、大きく次の二つに分類される。

ア 更新世堆積物

大分市の南部に小丘をなす大分層群、この他第四紀堆積物の阿蘇火砕流堆積物が、大野川河川沿いに分布している。

イ 未固結堆積物

大分平野には沖積層が厚く堆積している。沖積層は、下部にシルト～砂、上部に砂で全体的には砂を主体としている。最も厚いところで 80m に達し、基盤は凝灰岩、凝灰質泥岩である。

本市の地盤は、比較的硬質な地盤条件の第一種・第二種地盤が、山地～丘陵地にかけての一带に該当するものの、比較的軟弱な第三種・第四種地盤が、沖積平野の低地や人工改変地の埋立地の、大分川河口部や大野川河口部、さらには河川沿いを中心とした第四紀層の沖積層部（礫・砂・粘土からなる堆積物により形成された一带）等に分布している。

第2節 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

1 災害の素因と誘因

(1) 災害の素因（地盤環境）

ア 災害の素因とは、地形・地質、生活している場所の状況、生活圏の状態（密集性等）、家屋がいつ建てられたのか、どういう生活パターンなのか、あるいは農業が主体の地域なのか林業のかなど災害から影響を受ける要因をいい、これらの組み合わせにより被害状況は全く異なってくる。

イ 災害に対応する場合は、特に自然から見た地質等の理解が非常に重要になってくる。南部から北部、東部から西部まで、素因（地盤環境）を理解することにより、自分たちにどう影響してくるのかが認識できる。

（基本的な視点の例）

（ア）地形・地質の特徴（山の高さ、地形の傾斜（地震動により岩石が崩落する）、内陸なのか沿岸なのか、平野なのか盆地なのか）で、対応の仕方が変わり、起こる現象も変わってくる。

（イ）物性の観点から、岩石等の堅さ・密度・速度なども影響する。岩石の堅さにより、建物やダムの基礎に適している場合、地震や大雨等により地盤が影響を受け、地すべりや土石流といった表層崩壊・深層崩壊の危険性がある地盤もある。

（ウ）水が地下と地表でどう流れているか、雨量と地下水、河川流量が災害に密接に結びついている。地下水位が高いか低いかで、液状化を起こすバロメーターとなる。

（エ）長時間揺れが続くと、切り土や盛り土を行った箇所（大規模な住宅地として利用されている造成地）や埋立地で、被害の割合が極端に変わってくる。

（参考関連図）

○大分市地形分類図（資料編1参照）

○大分市地質図（資料編4参照）

(2) 災害の誘因（地震環境）

ア 災害の誘因とは、地球上で起きる地震や台風などの自然現象であり、大分市においては、地震を起こす環境、津波を起こす環境、気象災害と関連した現象（台風、大雨、竜巻等）を起こす環境である。

イ どういう場所で起こりやすいのか、また、繰り返し間隔や継続時間により、被害の程度が異なってくる。

ウ 繰り返し間隔については、千年に一回であるのか、数十年に一回であるのかなど、多様な時間での繰り返しが考えられる。継続時間については、地震は揺れた時のみであるが、津波は引いても繰り返し来るので、数日間経過をみる必要がある。また、火山噴火の場合は、何年間にも及ぶことがある。これらのことは、災害史から

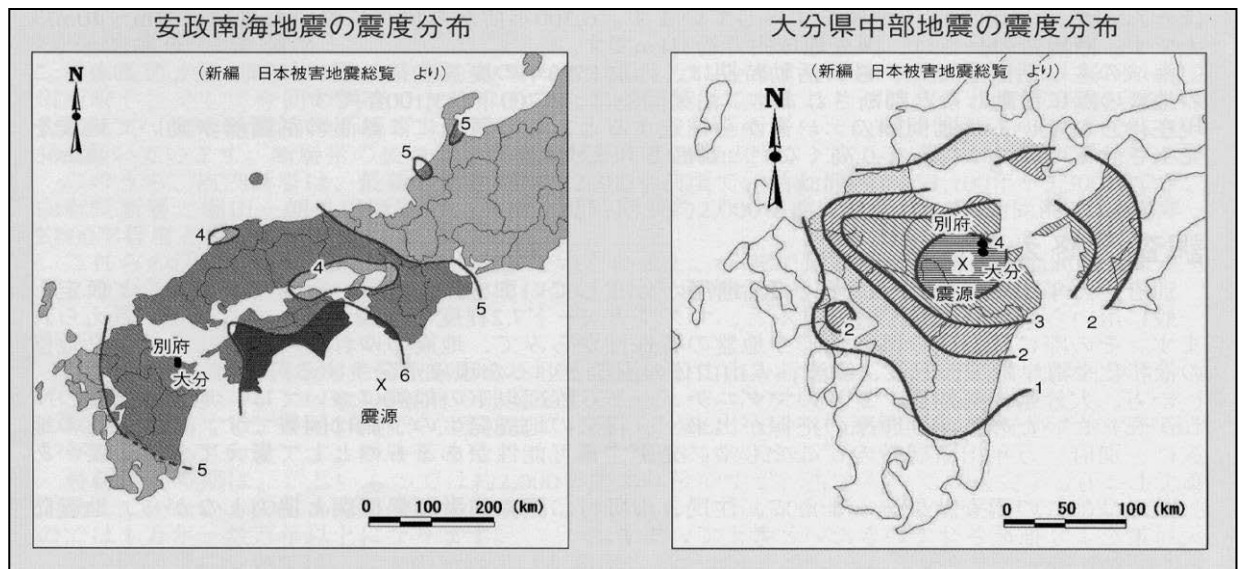
1-2-2 災害の素因と誘因及び災害に対する基本的な考え方

も知ることができ、参考にする必要がある。

エ なお、侵食や堆積現象を起こす環境もあり、阿蘇地方の溶結凝灰岩では、雨などである程度の期間侵食されたところに地震などの別の誘因が重なることで、大きく一度に崩れることがある。

2 災害に対する基本的な考え方

- (1) 起こりうる想定に対して、着実にハード及びソフト対策を進めることが災害への対応であり、自分の住む地域や地質等を知り、的確な診断の上にたった想定に基づき、市民全体がそれらの認識を持つことが重要である。
- (2) 地震や大雨など様々な誘因があり、起こる場所も含めて様々な影響（大雨が降れば山が崩れたり、地震動により地盤が液状化したりする）、多様な素因を分析しておくことが重要となることから、被害想定において、誘因の影響評価（災害情報の評価）を含めて適切に行い、その上で生活圏への影響を最大限軽減するように防災対策の充実を図るものとする。
- (3) 市内では、規模や揺れの範囲などが異なる多様な地震等が起きており、このような地震によって生じた被害の歴史は、地質等に残されており、貴重な記録であるため、それらの検証は重要な課題である。
- (4) 安政南海地震（1854 年）と大分県中部地震（1975 年）をみると、影響を受ける地域・範囲が異なっている。市内で対応できる場合と全県や広域的に対応していく場合があり、それぞれに応じて対応の仕方を考えておく必要がある。



海溝型と活断層型（内陸で発生）の震度分布図

（平成 16 年大分県地域活断層調査研究委員会報告資料）

第3章 地震・津波の特性

第1節 大分市の地震・津波の特性

1 地震・津波の特性

市内において、主に影響を受けると考えられる地震の震源は、次のとおりである。

(海溝型)

南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震

(活断層型)

中央構造線断層帯（豊予海峡～由布院区間）

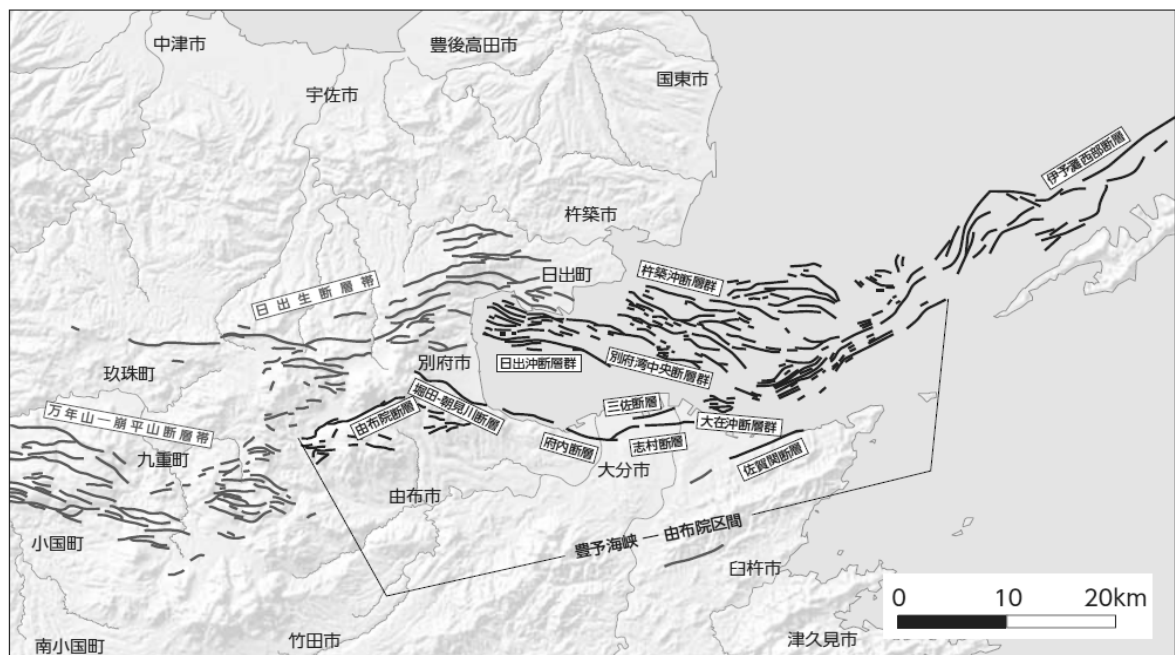
日出生断層帯

万年山～崩平山断層帯

周防灘断層群（周防灘断層帯主部区間、秋穂沖断層区間）

(参考) 本市周辺の主な活断層帯（文部科学省 地震調査研究推進本部 公表資料）

○中央構造線断層帯（豊予海峡～由布院区間）及び日出生断層帯の概略位置図



(地震調査研究推進本部資料)

1-3-1 大分市の地震・津波の特性

○万年山^{はねやま}-崩平山^{くまのひらやま}断層帯の概略位置図



○周防灘断層帯（周防灘断層帯主部区間、秋穂沖断層区間）^{あいお}の概略位置図



(1) 地震

大分市で震度1以上となる地震の主な震源地は大きく分けると次のとおりである。

- ア 周防灘、伊予灘、豊後水道及び日向灘など大分県東方の海域
- イ 大分県内及びその周辺の陸域
- ウ 中国地方、四国東部及び瀬戸内海西部
- エ 紀伊半島沖及び種子島・奄美大島近海など

(表 1) 大分市で震度 4 以上を観測した地震 (1921 年～2019 年)

年 月 日	大分市 の震度	震央地名	北緯	東経	深さ (km)	規模 (マグニ チュード)	記 事
昭和 4 年 (1929) 5.22	4	日 向 灘	31° 44.9'	131° 53.3'	59	6.9	津波あり
昭和 6 年 (1931) 11. 2	4	日 向 灘	31° 47.4'	132° 00.1'	28	7.1	
昭和 6 年 (1931) 11. 2	4	日 向 灘	31° 48.3'	132° 12.9'	5	6.3	
昭和 6 年 (1931) 11. 2	4	日 向 灘	32° 58.5'	131° 46.5'	4	—	
昭和 12 年 (1937) 2.14	4	豊 後 水 道	33° 07.5'	132° 06.3'	57	5.2	津波あり
昭和 14 年 (1939) 3.20	4	日 向 灘	32° 05.0'	131° 44.8'	57	6.5	
昭和 16 年 (1941) 11.19	4	日 向 灘	32° 07.1'	132° 08.0'	33	7.2	津波あり
昭和 17 年 (1942) 8.22	4	日 向 灘	32° 07.9'	132° 20.9'	7	6.2	津波あり
昭和 19 年 (1944) 6. 7	4	伊 予 灘	33° 15.8'	131° 50.3'	65	6.0	
昭和 21 年 (1946) 12.21	5	和歌山県南方沖	32° 56.1'	135° 50.9'	24	8.0	
昭和 36 年 (1961) 2.27	4	日 向 灘	31° 38.7'	131° 53.2'	37	7.0	
昭和 43 年 (1968) 4. 1	4	日 向 灘	32° 26.9'	132° 26.2'	30	7.5	津波あり
昭和 43 年 (1968) 8. 6	5	豊 後 水 道	33° 17.8'	132° 23.5'	39	6.6	地震発生当時の 震央地名は大分 県中部
昭和 45 年 (1970) 7.26	4	日 向 灘	32° 06.1'	132° 01.6'	12	6.7	
昭和 50 年 (1975) 4.21	4	大 分 県 西 部	33° 10.2'	131° 18.9'	0	6.4	
昭和 53 年 (1978) 7. 4	4	宮崎県北部山沿い	32° 40.0'	131° 21.0'	12	6.0	
昭和 55 年 (1980) 12.12	4	日 向 灘	32° 23.0'	131° 55.0'	40	6.0	津波あり
昭和 59 年 (1984) 8. 7	4	日 向 灘	32° 23.0'	132° 09.2'	33	7.1	
昭和 62 年 (1987) 3.18	4	日 向 灘	31° 58.4'	132° 03.7'	48	6.6	
平成 8 年 (1996) 10.19	4	日 向 灘	31° 47.9'	132° 00.5'	34	6.9	
平成 8 年 (1996) 12. 3	4	日 向 灘	31° 46.1'	131° 40.8'	38	6.7	津波あり
平成 10 年 (1998) 5.23	4	伊 予 灘	33° 42.2'	131° 50.5'	86	5.4	津波あり
平成 13 年 (2001) 3.24	4	安 芸 灘	34° 07.9'	132° 41.6'	46	6.7	
平成 14 年 (2002) 11.04	4	日 向 灘	32° 24.7'	131° 52.1'	35	5.9	
平成 17 年 (2005) 3.20	4	福岡県北西方沖	33° 44.3'	130° 10.5'	9	7.0	
平成 18 年 (2006) 6.12	4	大 分 県 西 部	33° 08.1'	131° 26.1'	14	6.2	津波あり
平成 26 年 (2014) 3.14	4	伊 予 灘	33° 41.5'	131° 53.4'	78	6.2	
平成 27 年 (2015) 7.13	4	大 分 県 南 部	32° 59.5'	131° 51.3'	58	5.7	
平成 28 年 (2016) 4.16	5 弱	熊本県熊本地方	32° 45.2'	130° 45.7'	12	7.3	※
		大 分 県 中 部	33° 16.4'	131° 21.1'	12	5.7	
令和 3 年 (2021) 7.17	4	伊予灘	33° 38.3'	131° 51.3'	76	5.1	
令和 4 年 (2022) 1.22	5 強	日向灘	32° 42.9'	132° 04.3'	45	6.6	

※平成28年4月16日に大分県中部で発生したマグニチュード5.7の地震は、熊本県熊本地方で発生した
マグニチュード7.3の地震の直後に発生したものであり、マグニチュードの値は参考値である。

また、震度はマグニチュード7.3の地震によるものと分離することができない。

1-3-1 大分市の地震・津波の特性

1921 年以降大分市で震度 4 以上を観測した地震は、31 回発生している。紀伊半島沖などでマグニチュード 8 クラスの巨大地震が発生すると、大分市においても地震による被害や津波の襲来が予想されることが 1854 年の安政南海地震（マグニチュード 8.4）や 1946 年の南海地震（紀伊半島南東沖マグニチュード 8.0）など過去の地震記録からうかがえる。

それぞれの震源域では震源の深さについて次のような特徴がある。

ア 日向灘

日向灘で発生する地震は、震源の深さがおよそ 40km より浅いところで発生する地震や、50～60km のやや深いところで発生する地震がある。

イ 豊後水道

豊後水道で発生する地震は、震源の深さが 30km より浅いところで発生する地震や、30～70km のやや深いところで発生する地震がある。

ウ 安芸灘、周防灘

安芸灘、周防灘付近で発生する地震は、豊後水道と同様に震源の深さが 30km より浅いところで発生する地震があり、伊予灘から国東半島にかけて 60～120km のやや深いところで発生する地震がある。

エ 九州内陸部

内陸部に入ると震源は急に深くなり 200km ぐらいまで連続的に発生している。

これはフィリピン海プレートが九州の下に沈み込んでいく様子を示している。一方別府湾から島原に達する地溝帯では深さ 20km より浅い所で発生する地震が多い。

以上のことから、大分市における震度 1 以上を観測する地震は日向灘、豊後水道、安芸灘、周防灘を結ぶ海域および陸域の浅い場所で多くが発生している。

(2) 津 波

海底下で大きな地震が発生すると、断層運動により海底が隆起若しくは沈降する。これに伴って海面が変動し、大きな波となって四方八方に伝播する現象を津波というが、火山噴火及び地震に伴う山崩れなどにより起こることもある。一方、台風等によって起こる水面の異常な高まりを高潮という。近年では、豊後水道や伊予灘を震源とする地震により津波が発生し大分市の沿岸に到達した例はない。

しかし、これまで大分県沿岸に津波が到達した地震はほとんどが日向灘付近で発生したものであり、その規模（マグニチュード）は 6.5 以上の大きな地震で、震源の深さが 10～40km の浅い地震である。また 1946 年の昭和南海地震（マグニチュード 8.0）や 2010 年 2 月のチリ中部沿岸地震（マグニチュード 8.8）や「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」（マグニチュード 9.0）のような地震により、津波が県に襲来したことがある。これらの地震による津波の高さは県内で 1 m 以内であった。地震が発生してからの津波到達時間は、南海トラフのプレート境界面を震源域とする巨大地震では、大分県沿岸には津波の到達が最短で 18 分（1 m の津波が到達する時間）、最大で 15m の津

波が想定されている。また、日向灘付近を震源とする地震による津波は
10～30 分以内に大分県沿岸に到達するため、迅速に避難する必要がある。

※第4章「大分市における地震・津波の想定」参照

第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性

1 海溝型地震

大分県東方海域で発生する主な海溝型地震は、南海トラフを震源とする地震と、日向灘を震源とする地震、及び安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震である。これらの地震について、地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価等は次のとおりである。

- (1) 南海トラフを震源とする地震（南海地震、東南海地震）は、陸のプレートの下にフィリピン海プレートが沈み込むことに伴い、これら二つのプレートの境界面が破壊することによって発生する地震（以下「海溝型地震」という。）である。過去の地震の規模は、南海地震でマグニチュード 8.0～8.4、東南海地震でマグニチュード 7.9～8.4、二つの地震が同時に発生した場合はマグニチュード 7.9～8.6 であったとされており、今後、南海トラフを領域としてマグニチュード 8～9 クラスの地震が 30 年以内に発生する確率は、70～80%とされている。

佐伯市米水津の龍神池での津波堆積物の調査により、過去 3,300 年間に 8 回の大津波が襲来したことが判明しており、684 年の白鳳地震以来、大津波を伴う地震が約 300～400 年と約 700 年の間隔で繰り返し発生したと推定されている。現在、約 300 年前の宝永地震（1707 年）によるものが最新と考えられていることから、次の南海トラフの地震は大津波が発生する可能性が高いと考えられる。

- (2) 日向灘のみを震源域とする地震はマグニチュード 8 程度の巨大地震が発生する可能性はあるものの、将来の地震の発生確率は不明である、同様の地震が今後 30 年以内に発生する確率は X ランク（不明）とされている。1919 年以降マグニチュード 7.0～マグニチュード 7.5 程度の地震は過去約 100 年で 5 回（およそ 20.6 年に 1 回）の頻度で発生しており、同様の地震が今後 30 年以内に発生する確率は 80%程度とされている。
- (3) 安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、17 世紀以降マグニチュード 6.7～7.4 の規模の地震が過去約 400 年間で 7 回（およそ 60.3 年に 1 回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後 30 年以内に発生する確率は 40%程度とされている。
- (4) 海溝型地震は、津波に対して警戒が必要であり、特に佐賀関半島から南のリアス式海岸の湾奥では、集中効果などにより、津波の高さが高くなる可能性がある。また、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性がある。

2 活断層型地震

大分県周辺には、震源断層となる活断層が分布しており、従来の活動区間や活動規模、地震の発生確率、活動間隔等は次のとおりである。

(1) 中央構造線断層帯（豊予海峡―由布院区間）

中央構造断層帯は奈良県から四国北部を東西に横断し、由布市に至る全長約 444km の長大な断層であり、過去の活動時期や断層の形状などの違いから、全体が 10 の区間に分けられている。中央構造線の 10 の区間が個別に活動する可能性や、複数の区間が同時に活動する可能性については不明であり、さらにはこれら 10 の区間とは異なる範囲が活動する可能性も否定できない。

仮に豊予海峡―由布院区間が個別に活動した場合には、マグニチュード 7.8 程度の地震が発生すると推定されているが、今後 30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%と算出されており、我が国の主な活断層における相対的な評価は Z ランクに属する（次項表参照）。

また、豊予海峡―由布院区間の最新活動は 17 世紀頃であったと推定され、その平均的な活動間隔は約 1 千 6 百～1 千 7 百年であった可能性がある。

(2) 日出生断層帯

日出生断層帯は、日出町から玖珠町に至る長さ約 41km のほぼ東西方向に延びる断層帯である。断層帯全体が 1 つの区間として活動すると推定されており、その場合、マグニチュード 7.5 程度の地震が発生すると推定されているが、今後 30 年以内の地震発生確率はほぼ 0%と算出されており、我が国の主な活断層における相対的な評価は Z ランクに属する。

また、日出生断層帯の最新活動時期は 7 千 3 百年前以後、6 世紀以前と推定され、平均活動間隔は 2 万～2 万 7 千年程度であった可能性がある。

(3) 万年山―崩平山断層帯

万年山―崩平山断層帯は、由布市湯布院町から日田市天瀬町に至る長さ約 31km の西北西―東南東方向に延びる断層帯である。断層帯全体が 1 つの区間として活動すると推定されており、その場合、マグニチュード 7.3 程度の地震が発生すると推定されているが、今後 30 年以内の地震発生確率は 0.004%以下と算出されており、我が国の主な活断層における相対的な評価は Z ランクに属する。

また、万年山―崩平山断層帯の最新活動時期は 13 世紀以降と推定され、平均活動間隔は 2 千 1 百～3 千 7 百年程度であった可能性がある。

(4) 周防灘断層帯（周防灘断層帯主部区間、秋穂沖断層区間）

周防灘断層帯は山口市及び防府市にかけての沖から、国東半島北方の周防灘東部に分布する断層帯である。周防灘断層帯は、概ね北東―南西から南北方向に延びる多数の並走する断層から構成され、分布する断層の位置及び形態から、周防灘断層帯主部区間、秋穂沖断層区間に区分される。

周防灘断層帯主部区間は防府市の南方沖から国東半島北西沖に至り、長さは約 44km で、断層全体が 1 つの区間として活動する場合、マグニチュード 7.6 程度の地震が発生する可能性がある。今後 30 年以内の地震発生確率は 2%～4%と幅があるものの、

1-3-2 海溝型地震と活断層型地震等の特性

その最大値をとると、我が国の主な活断層の中では地震が発生する確率が高いグループ（Sランク）に属することになる。最新活動時期は、約1万1千年前以後、約1万年前以前であったと推定され、平均活動間隔は概ね5千8百～7千5百年であった可能性がある。

秋穂沖断層区間は防府市の南西沖に分布し、長さは約23kmで、断層全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生する可能性があるが、最新活動時期及び平均活動間隔については不明であり、将来このような地震が発生する長期確率についても不明である。

(5) 1975年4月に発生した大分県中部を震源とする地震のようにマグニチュード6程度以下の地震については、地表に断層のずれが表れないため、活動履歴の把握が出来ず、将来の地震発生の予測は困難である。

(6) 陸域の浅い場所で発生する地震は、地震動による建物の倒壊、火災、地盤の液状化による被害が大きいことから、それらに対する注意が特に必要である。

なお、陸域の浅い場所で発生する地震でも震源が海岸付近の場合は津波が発生することがあるが、浅い海底で発生する津波は、短時間の間に海面が上下するため浸水範囲が限定されることが多い。津波波源で持ち上げられた水の量や津波のエネルギーは、海溝型地震に比べて小さく、したがって遡上する範囲や距離が小さいと考えられている。

○活断層長期評価のランク表

凡例	解説
Sランク（高い）	30年以内の地震発生確率が3%以上
Aランク（やや高い）	30年以内の地震発生確率が0.1～3%
Zランク（－）	30年以内の地震発生確率が0.1%未満
Xランク（－）	地震発生確率が不明（すぐに地震が起こることが否定できない）

3 その他の地震

県内では、海溝型地震、活断層型地震以外の地震も発生する可能性がある。このような地震については、地震発生場所の特定はもとより、地震発生確率等の長期評価を行うことは現時点では困難であるとされている。

県内は、地形的には山地や丘陵地がほとんどを占めており、しかも激しく浸食を受けた大起伏斜面が多いため、地震が発生した場合には、地震動による斜面崩壊の危険性がある。このような地形要因に加えて、斜面崩壊の要因としては、例えば1990年に竹田市で発生した斜面表層を覆う火山灰層の表面滑落型崩壊などに見られるように、火山地域では地質要因もその一因となりうる。

県内の沖積平野に見られる自然堤防付近、旧河道、旧池沼、扇状地、三角州など、及

び谷底平野、埋立地などにおいて、その地盤が粒径の揃った細砂や中砂からなる緩く堆積した砂層であり、かつ地下水位が地表面付近の浅いところにある場合は、地震時に液化が発生する可能性がある。

なお、本市などに見られる谷を埋めて造成した土地では、地震動による不等沈下、すべり等が発生する可能性がある。

県内に分布する活火山のうち、鶴見岳・伽藍岳、由布岳ではおよそ4万年以上前から活動を開始し、2千年ほど前に由布岳で規模の大きな噴火活動があったことが知られている。この噴火の後、主に鶴見岳・伽藍岳で噴火が起こっており、最新の噴火は867年に発生した伽藍岳の噴火である。

九重山はおよそ15万年前から活動を開始したと考えられ、過去に3回の大規模な火砕流の噴出があったことが知られている。およそ1万年前以降も頻繁に噴火しており、およそ6千年前以降は約千年の間隔で噴火している。また、1995年10月には257年ぶりに小規模な噴火が見られ、現在も噴気活動を継続している。

第3節 地震・津波災害の履歴

1 地震による災害

市内に被害を及ぼした地震は、表1のとおりである。

災害の原因となった地震には、主に南海トラフや日向灘で発生したもの（海溝型地震）、県の内陸部や別府湾地域の断層が動いて発生したと考えられるもの（活断層型地震）がある。特に被害を及ぼした地震の震源は、伊予灘、別府湾、豊後水道、日向灘、南海道沖及び県内の大分－熊本構造線と臼杵－八代構造線及び別府－島原地溝帯の活断層が分布する領域である。近年では、昭和50年（1975年）に大分県中部を震源とする地震が発生し、庄内町、湯布院町等に家屋倒壊等の大きな被害を及ぼしている。また、平成28年（2016年）には、「平成28年（2016年）熊本地震」が発生し、熊本県熊本地方から大分県中部にかけて地震活動が活発となり、大分県内でも別府市、由布市を中心に大きな被害が発生している。

○表1 市内に被害を及ぼした地震

発生年月日	地震発生地域	被害の概要
1596年9月4日 (慶長元年) 慶長豊後地震	別府湾 $M=7.0 \pm 1/4$	高崎山が崩壊。湯布院、日出、佐賀関で山崩れ。府内（大分）、佐賀関で家屋倒れ。津波（4m）により大分付近の村里は全て流れる。大分沖の瓜生島が陥没し溺死708人との記録がある。
1698年10月24日 (元禄11年)	大分 $M \approx 6.0$	大分城の石垣壁崩れる。岡城破損。
1703年12月31日 (元禄16年)	油布院、庄内 $M=6.5 \pm 1/4$	領内山奥22ヶ村で家潰273軒、破損369軒、石垣崩れ1万5千間、死者1、損馬2。油布院、大分郡26ヶ村で家潰580軒、道筋2～3尺地割れ。豊後頭無村人家崩れ、人馬死あり。
1707年10月28日 (宝永4年) 宝永地震	五畿七道 $M=8.4$	我が国最大級の地震の1つ。被害は駿河、甲斐、信濃、美濃、紀伊、近江、畿内、播磨、富山、中国、四国、九州に及ぶ。特に東海道、伊勢湾、紀伊半島の被害が大きかった。 県内で大分、木付、鶴崎、佐伯で震度5～6であった。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に襲来した。
1749年5月25日 (寛延2年)	伊予宇和島 $M=6 \quad 3/4$	大分で千石橋破損。
1769年8月29日 (明和6年)	日向、豊後 $M=7 \quad 3/4 \pm 1/4$	震源は佐伯湾沖で大分、臼杵、佐伯で震度6、国東で震度5。佐伯城石垣崩れ、城下で家破損。臼杵で家潰531軒、半潰253軒。大分城内で石垣崩れ8、桜門破損、家潰271軒。
1854年12月23日 (安政元年) 安政東海地震	東海、東山、南海諸道 $M=8.4$	被害は伊豆から伊勢湾に及んだ。県内では揺れを感じた。

1854 年 12 月 24 日 (安政元年) 安政南海地震	畿内、東海、 東山、北陸、 南海、山陰、 山陽道 M=8.4	前日発生した安政東海地震の 32 時間後に発生した。被害の大きかったのは紀伊、畿内、四国であった。県内では、別府で震度 5～6 であった。大分藩で家潰 4546 軒、死者 18。臼杵藩で家潰 500 軒。津波は佐伯で 2 m。
1854 年 12 月 26 日 (安政元年)	伊予西部 M=7.3～7.5	鶴崎で家潰 100 軒。
1857 年 10 月 12 日 (安政 4 年)	伊予・安芸 M=7 1/4±0.5	鶴崎で家屋倒壊 3。
1891 年 10 月 16 日 (明治 24 年)	豊後水道 M=6.3	豊後東部の被害がひどく、家屋、土蔵の亀裂、瓦の墜落あり。
1898 年 12 月 4 日 (明治 31 年)	九州中央部 M=6.7	大分で古い家・蔵の小破。
1899 年 11 月 25 日 (明治 32 年)	日向灘 M=7.1、6.9	土蔵、家屋の破損あり。鶴崎で土蔵潰 2。長洲町、杵築町で土蔵破壊。
1941 年 11 月 19 日 (昭和 16 年)	日向灘 M=7.2	沿岸部で多少の被害があった。
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年) 昭和南海地震	東海道沖 M=8.0	被害は西日本の太平洋側、瀬戸内に及んだ。津波も発生し、房総半島から九州沿岸を襲った。県下では震度 3～5、津波は約 1 m であった。被害は死者 4、負傷 10、建物倒壊 36、半壊 91、道路の破損 8。
1968 年 4 月 1 日 (昭和 43 年) 日向灘地震	日向灘 M=7.5	被害が大きかったのは高知県と愛媛県であった。県内では負傷 1、道路損壊 3、山崩れ 3。津波が発生した。
1975 年 4 月 21 日 (昭和 50 年) 大分県中部地震 ※ 1	大分県中部 M=6.4	湯布院町扇山、庄内町内山付近を震源。地震前には山鳴り、地震時には発光現象がみられた。震度は湯布院で 5、大分 4、日田、津久見 3 であった。被害の区域は庄内町、九重町、湯布院町、直入町と狭かったが家屋の被害はひどく、庄内町丸山、九重町寺床ではほとんどの家屋が全壊または半壊であった。主な被害は次のとおり。(大分県災異誌等による) 庄内町 負傷 5、建物全壊 31、半壊 39、道路破損 57、崖 40 九重町 負傷 11、建物全壊 41、半壊 34、道路破損 84、崖 98 湯布院町 負傷 6、建物全壊 0、半壊 24、道路破損 21、崖 36 直入町 建物全壊 5、半壊 18、道路破損 16、崖 4 など
1983 年 8 月 26 日 (昭和 58 年)	国東半島 M=6.6	国東半島を震源とし、大分、日田で震度 3。中津市で民家が傾き、大分市では一時的に停電 4 万戸。

1-3-3 地震・津波災害の履歴

1984年8月7日 (昭和59年)	日向灘北部 M=7.1	大分で震度4、日田で震度3。大分市、佐伯市でブロック塀の倒壊、屋根瓦の破損がみられた。岡城址では三の丸跡に亀裂が生じた。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘中部 M=6.6	大分で震度4、日田で震度3。竹田市、三重町で崖崩れ発生。
1989年11月16日 (平成元年)	大分県北部 M=4.8	大分で震度3。日出町でガラスが割れる程度の被害。
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県北西沖 M=7.0	中津市三光で震度5弱。中津市、日田市で水道施設被害。 中津市で住家一部破壊2棟
2006年6月12日 (平成18年)	大分県西部 M=6.2	佐伯市で震度5弱。佐伯市で住家1棟、豊後大野市で住家2棟の一部破損の被害。
2006年9月26日 (平成18年)	伊予灘 M=5.3	国東市、臼杵市、佐伯市で震度4。臼杵市で住家2棟の一部破損。佐伯市で落石2箇所、通行止め1箇所発生。
2007年6月6日 (平成19年)	大分県中部 M=4.9	別府市、国東市、杵築市、日出町で震度4。大分市で重傷者1名。別府市で水道管からの漏水3棟の被害。
2007年6月7日 (平成19年)	大分県中部 M=4.7	別府市で震度4。別府市で住家1棟が一部破損の被害。
2009年6月25日 (平成21年)	大分県西部 M=4.7	日田市、中津市で震度4。中津市で住家1棟が一部破損の被害。 日田市、中津市で道路に落石が発生。
2014年3月14日 (平成26年)	伊予灘 M=6.2	国東市、臼杵市、佐伯市、姫島村で震度5弱。大分市、佐伯市で軽傷者各1名。県内で住家41棟が一部破損。
2015年7月13日 (平成27年)	大分県南部 M=5.7	佐伯市で震度5強。臼杵市、豊後大野市で軽傷者3名。県内で住宅被害3件。
2016年4月16日 (平成28年) 平成28年(2016年) 熊本地震	熊本県熊本地方 M=7.3 大分県中部 M=5.7 ※2	別府市、由布市で震度6弱、豊後大野市、日田市、竹田市、九重町で震度5強 県内で災害関連死が3名、重傷者11名、軽傷者22名、住家全壊9棟、住家半壊222棟、住家一部損壊8,062棟、大分自動車道や国道210号が崩土等により通行止めとなる。
2022年1月22日 (令和4年)	日向灘 M=6.6	大分市、佐伯市、竹田市で震度5強。負傷者6人。 県内で建物被害6件。岡城跡の石垣一部崩落。

「大分県地域防災計画」より（表中の「M」はマグニチュード）

※1 「大分県中部地震」とは気象庁が名称を定めたものではないが、研究者等の間では一般的に用いられている。

※2 平成28年4月16日に大分県中部で発生したマグニチュード5.7の地震は、熊本県熊本地方で発生したマグニチュード7.3の地震の直後に発生したものであり、マグニチュードの値は参考値である。また、震度はマグニチュード7.3の地震によるものと分離する

ことができない。

2 津波による災害

市内に被害を及ぼした津波は、表 2 のとおりである。

県内では、南海トラフで発生した 1707 年の宝永地震、1854 年の安政南海地震、1946 年の昭和南海地震、別府湾で発生した 1596 年の慶長豊後地震並びに日向灘で発生した地震等によって津波が襲来した履歴がある。

南海トラフで発生した地震による津波は、東海道から四国にかけて大きな被害を及ぼしており、大分県でも、1707 年の宝永地震が過去最大の地震と位置づけられている。この地震では、佐伯市米水津の養福寺で 11.5m など、歴史的古文書の記録から津波の到達した高さが推定されている。

○表 2 市内に被害を及ぼした津波（県内で観測した津波）

発生年月日	津波発生地域	被害の概要
1596 年 9 月 4 日 (慶長元年) 慶長豊後地震	伊予灘 M=7.0±1/4	別府湾で発生。大音響と共に海水が引いたのち大津波が襲来。大分付近の村は全て流失。佐賀関では田畑 60 余町歩流失。大分市沖にあった瓜生島が陥没し、溺死 708 人との記録がある。
1605 年 2 月 3 日 (慶長 9 年) 慶長地震	房総半島 南方沖 M=7.9	房総半島から九州にいたる太平洋岸に津波が押し寄せた。
1707 年 10 月 28 日 (宝永 4 年) 宝永地震	紀伊半島沖 M=8.4	伊豆半島から九州までの太平洋岸、大阪湾、播磨、伊予灘に津波が襲来した。県内での津波の高さは佐伯市米水津の養福寺で 11.5m と推定され、臼杵では南津留荒田川付近まで津波が到達したとの記録がある。
1769 年 8 月 29 日 (明和 6 年)	日向灘 M=7.4	臼杵で汐入田 2,666 歩、水死者 2 人、海水の上下が見られた。津波高さは 2～2.5m と推定される。佐伯で高潮被害発生。
1854 年 12 月 24 日 (嘉永 7 年) 安政南海地震	紀伊半島沖 M=8.4	津波は伊豆半島から九州、サンフランシスコまで及んだ。被害は紀伊半島から四国が大きかった。県内での津波の高さは、佐伯で 2m と推定される。
1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年) 昭和南海地震	紀伊半島沖 M=8.0	津波は房総半島から九州にいたる沿岸を襲った。県内での津波の高さは、大分で 80cm、別府で 70cm、大野川で 40cm、臼杵で 40cm、佐伯で 1m であった。
1960 年 5 月 23 日 (昭和 35 年) チリ地震津波	チリ沖 M=9.5	津波の高さは、中津で 40 cm、鶴崎で 134 cm であった。
1968 年 4 月 1 日 (昭和 35 年)	日向灘 M=7.5	大分、愛媛、高知、宮崎、熊本の各県で被害があった。津波の検潮記録から得られた最大全振幅は、大分(鶴ヶ崎)22cm、佐賀

1－3－3 地震・津波災害の履歴

1968 年日向灘地震		関12cm、臼杵135cm、津久見62cm、佐伯65cm、蒲江240cmであった。
2010 年 2 月 27 日 (平成 22 年)	チリ中部沿岸 M=8.8	津波の高さは、別府港で 41cm、大分で 30cm であった。
2011 年 3 月 11 日 (平成 23 年) 2011 年東北地方 太平洋沖地震	三陸沖 M=9.0	東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に北海道から沖縄にかけての広い範囲で津波を観測、甚大な被害となった。大分県内では養殖施設 8、定置網 2、標識灯 1 の被害があった。津波の高さは、別府港で 55cm、大分で 42cm、佐伯市松浦で 43cm であった。

「大分県地域防災計画」より（表中の「M」はマグニチュード）

第4章 大分市における地震・津波の想定

第1節 地震・津波想定

平成29年12月に地震調査研究推進本部が公表した「中央構造線断層帯の長期評価（第二版）」、「日出生断層帯の長期評価（第一版）」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価（第一版）」を受けて、大分県に及ぼす影響と対策について検討するため、大分県が平成30年2月に大分県有識者会議を設置し、有識者からの意見を踏まえ、過去の調査内容を踏襲したうえで、最新の知見を反映した平成30年度大分県地震被害想定調査と、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震を受けて、大分県に被害を及ぼした地震・津波の歴史記録を繙き、大分県防災対策推進委員会（平成24年4月30日までは大分県地域防災計画再検討委員会）有識者会議・被害想定部会の意見を踏まえて大分県が行った平成24年度大分県津波浸水予測調査・地震津波被害想定調査、阪神淡路大震災規模の地震を想定して行った平成19年度大分県地震被害想定調査に基づき、次の地震・津波を想定する。

1 想定する地震・津波

（1）想定する地震・津波被害（震源）

- ①南海トラフ巨大地震
- ②中央構造線断層帯
- ③周防灘断層群（主部）
- ④日出生断層帯
- ⑤万年山-崩平山断層帯
- ⑥プレート内

平成19年度 大分県地震想定調査	平成24年度大分県地震津波被害想定調査	平成30年度 大分県地震被害想定調査
想定地震	想定地震	想定地震
日向灘	南海トラフ大地震	① 南海トラフの巨大地震
東南海・南海		
中央構造線	別府湾の地震 (慶長豊後型)	② 中央構造線断層帯
別府地溝南縁断層帯		
別府湾断層帯	周防灘断層群主部	③ 周防灘断層群主部
周防灘断層帯		④ 日出生断層帯
別府地溝北縁断層帯		⑤ 万年山-崩平山断層帯
崩平山-万年山地溝北縁断層帯		⑥ プレート内
プレート内		

1－4－1 地震・津波想定

(2) 想定する津波浸水予測（平成24年度大分県津波浸水予測調査）

- ①南海トラフ
- ②別府湾の地震（慶長豊後型地震）
- ③周防灘断層群（主部）

2 地震動

上記1（1）の震源域から想定される地震動は次のとおりである。

対象地震等	最大震度	震度6弱以上が想定される地域
(1)－①	6強	大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、豊後大野市
－②	7	大分市、別府市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
－③	6強	中津市、豊後高田市、宇佐市、国東市
－④	7	大分市、別府市、中津市、臼杵市、杵築市、宇佐市、由布市、日出町、九重町、玖珠町
－⑤	7	大分市、日田市、竹田市、豊後大野市、由布市、九重市、玖珠町
－⑥	6強	大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、杵築市、豊後大野市、日出町

3 津波高及び津波到達時間等

平成 24 年度大分県津波浸水予測調査（以下「津波浸水調査」という。）に基づく津波高及び津波到達時間は次のとおりである。

(1) 津波高

市町村	地点名	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)			別府湾の地震 (慶長豊後型地震)			周防灘断層群（主部）		
		最大津波高 (地殻変動前) ① (T. P. m)	地殻変動量 ② (m)	最大津波高 (地殻変動後) ③ (①-②) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ④ (T. P. m)	地殻変動量 ⑤ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑥ (④-⑤) (m)	最大津波高 (地殻変動前) ⑦ (T. P. m)	地殻変動量 ⑧ (m)	最大津波高 (地殻変動後) ⑨ (⑦-⑧) (m)
中津市	小祝新町	2.74	△ 0.01	2.75	2.34	△ 0.01	2.35	2.17	0.02	2.15
	大丸川河口	2.89	△ 0.02	2.91	2.57	△ 0.01	2.58	2.29	0.01	2.28
宇佐市	郡中新田	2.68	△ 0.04	2.72	2.28	△ 0.02	2.30	2.22	△ 0.01	2.23
	和間海浜公園	2.70	△ 0.05	2.75	2.23	△ 0.01	2.24	2.24	△ 0.01	2.25
豊後高田市	高田港	2.71	△ 0.06	2.77	2.21	△ 0.02	2.23	2.26	△ 0.03	2.29
	真玉町浜下	2.70	△ 0.07	2.77	2.17	△ 0.01	2.18	2.61	△ 0.08	2.69
	香々地町見目	2.72	△ 0.08	2.80	2.25	△ 0.02	2.27	2.90	△ 0.19	3.09
姫島村	南浦	2.89	△ 0.08	2.97	2.77	△ 0.01	2.78	2.57	△ 0.11	2.68
	西浦漁港	2.73	△ 0.08	2.81	2.23	△ 0.01	2.24	4.94	△ 0.12	5.06
	東浦漁港（稲積）	2.88	△ 0.08	2.96	2.40	△ 0.02	2.42	2.58	△ 0.08	2.66
国東市	国見町伊美港	2.73	△ 0.09	2.82	2.28	△ 0.01	2.29	2.91	△ 0.13	3.04
	国東町国東港	2.87	△ 0.15	3.02	3.11	△ 0.04	3.15	2.06	△ 0.03	2.09
	武蔵町武蔵港	3.09	△ 0.17	3.26	2.62	△ 0.08	2.70	1.93	△ 0.03	1.96
	安岐町塩屋	5.04	△ 0.19	5.23	4.42	△ 0.14	4.56	1.74	△ 0.03	1.77
杵築市	奈多	3.12	△ 0.20	3.32	4.28	△ 0.20	4.48	1.66	△ 0.03	1.69
	守江字灘手	3.32	△ 0.19	3.51	3.28	△ 0.25	3.53	1.45	△ 0.03	1.48
	八坂川河口	3.45	△ 0.17	3.62	3.09	△ 0.23	3.32	1.50	△ 0.03	1.53
	熊野	4.05	△ 0.21	4.26	3.66	△ 0.41	4.07	1.39	△ 0.03	1.42
日出町	丸尾川河口	4.43	△ 0.18	4.61	3.59	△ 0.43	4.02	1.55	△ 0.03	1.58
	大神漁港	4.09	△ 0.19	4.28	3.04	△ 0.60	3.64	1.32	△ 0.03	1.35
	日出港	4.92	△ 0.09	5.01	4.35	△ 0.45	4.80	1.53	△ 0.03	1.56
別府市	亀川東町	4.71	△ 0.07	4.78	3.43	△ 1.70	5.13	1.52	△ 0.02	1.54
	北のヶ浜町（弓ヶ浜町）	4.47	△ 0.14	4.61	3.12	△ 2.30	5.42	1.39	△ 0.02	1.41
大分市	田ノ浦ビーチ	4.23	△ 0.21	4.44	3.74	△ 2.75	6.49	1.34	△ 0.02	1.36
	豊海五丁目	4.01	△ 0.29	4.30	3.30	△ 3.40	6.70	1.36	△ 0.02	1.38
	大野川河口	3.25	△ 0.35	3.60	2.98	△ 4.28	7.26	1.44	△ 0.02	1.46
	佐賀関港	3.53	△ 0.56	4.09	2.71	△ 0.25	2.96	1.46	△ 0.02	1.48
	佐賀関西町	7.75	△ 0.56	8.31	1.71	△ 0.20	1.91	1.43	△ 0.02	1.45
	上浦漁港	5.45	△ 0.52	5.97	1.98	△ 0.17	2.15	1.37	△ 0.01	1.38
	深江泊ケ内	3.55	△ 0.71	4.26	1.65	△ 0.05	1.70	1.11	△ 0.01	1.12
臼杵市	臼杵川河口	5.12	△ 0.63	5.75	2.06	△ 0.11	2.17	1.24	△ 0.01	1.25
津久見市	港町	4.56	△ 0.70	5.26	2.32	△ 0.03	2.35	1.29	△ 0.01	1.30
	長目	4.32	△ 0.71	5.03	2.31	△ 0.04	2.35	1.22	△ 0.01	1.23
	四浦字落の浦	4.86	△ 0.82	5.68	1.85	0.00	1.85	1.13	△ 0.01	1.14
佐伯市	上浦蒲戸	4.44	△ 0.82	5.26	1.42	△ 0.01	1.43	1.07	△ 0.01	1.08
	上浦津井	6.66	△ 0.75	7.41	1.35	△ 0.01	1.36	0.91	△ 0.01	0.92
	葛港	6.61	△ 0.79	7.40	1.59	△ 0.01	1.60	0.94	△ 0.01	0.95
	日向泊浦	5.45	△ 0.78	6.23	1.41	△ 0.01	1.42	0.90	△ 0.01	0.91
	鶴見地松浦	5.39	△ 0.90	6.29	1.84	△ 0.01	1.85	0.95	△ 0.01	0.96
	米水津浦代浦	11.90	△ 0.86	12.76	1.28	△ 0.01	1.29	0.91	△ 0.01	0.92
	米水津色利浦	10.71	△ 0.75	11.46	1.22	△ 0.01	1.23	0.89	△ 0.01	0.90
	蒲江新町	10.20	△ 0.83	11.03	1.42	△ 0.01	1.43	1.11	△ 0.01	1.12
	蒲江丸市尾浦	12.79	△ 0.71	13.50	1.55	△ 0.01	1.56	1.12	△ 0.01	1.13

注 1 地殻変動量②、⑤、⑧におけるマイナス数値は、沈降を示している。

2 各地点において、3 地震を比較し、最大となる津波高に着色している。

1-4-1 地震・津波想定

(2) 津波到達時間

市町村名	地点	南海トラフの巨大地震 (2012内閣府モデルケース11)		別府湾の地震 (慶長豊後型地震)		周防灘断層群 (主部)	
		1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高	1 m津波高	最大津波高
中津市	小祝新町	-	3時間26分	-	4時間56分	-	1時間5分
	犬丸川河口	-	3時間20分	-	3時間6分	-	1時間54分
宇佐市	郡中新田	-	3時間14分	-	3時間7分	-	1時間47分
	和間海浜公園	-	3時間9分	-	4時間35分	-	30分
豊後高田市	高田港	-	3時間9分	-	4時間32分	-	28分
	真玉町浜下	-	5時間36分	-	3時間36分	-	19分
	香々地町見目	-	5時間43分	-	2時間40分	13分	13分
姫島村	南浦	-	2時間37分	-	1時間41分	-	23分
	西浦漁港	-	5時間31分	-	2時間17分	15分	16分
	東浦漁港 (稲積)	-	2時間39分	-	1時間39分	-	26分
国東市	国見町伊美港	-	5時間30分	-	1時間44分	18分	18分
	国東町国東港	1時間22分	2時間22分	24分	24分	-	43分
	武蔵町武蔵港	1時間15分	1時間20分	23分	51分	-	56分
	安岐町塩屋	1時間10分	1時間32分	17分	18分	-	1時間0分
杵築市	奈多	1時間13分	1時間27分	15分	18分	-	1時間2分
	守江字灘手	1時間20分	1時間45分	18分	20分	-	2時間4分
	八坂川河口	1時間25分	1時間52分	23分	1時間21分	-	2時間10分
	熊野	1時間18分	1時間41分	12分	14分	-	1時間57分
日出町	丸尾川河口	1時間23分	1時間39分	14分	1時間4分	-	1時間36分
	大神漁港	1時間29分	1時間41分	12分	46分	-	1時間35分
	日出港	1時間25分	1時間48分	28分	48分	-	1時間30分
別府市	亀川東町	1時間25分	1時間44分	30分	45分	-	1時間28分
	北的ヶ浜町 (弓ヶ浜町)	1時間25分	1時間48分	24分	40分	-	1時間25分
大分市	田ノ浦ビーチ	1時間27分	1時間47分	18分	39分	-	1時間28分
	豊海五丁目	1時間27分	1時間41分	17分	57分	-	2時間1分
	大野川河口	1時間28分	1時間48分	18分	1時間3分	-	1時間45分
	佐賀関港	1時間3分	1時間15分	3分	5分	-	2時間13分
	佐賀関西町	53分	1時間9分	-	1時間25分	-	1時間34分
	上浦漁港	50分	1時間10分	-	1時間24分	-	2時間8分
	深江泊ケ内	51分	1時間6分	-	1時間29分	-	2時間13分
臼杵市	臼杵川河口	58分	1時間5分	2時間15分	2時間16分	-	2時間20分
	港町	51分	1時間0分	1時間19分	1時間24分	-	1時間25分
津久見市	長目	50分	57分	1時間22分	1時間23分	-	1時間28分
	四浦字落の浦	46分	1時間6分	-	1時間26分	-	5時間13分
佐伯市	上浦蒲戸	37分	45分	-	1時間40分	-	5時間15分
	上浦津井	41分	50分	-	1時間40分	-	2時間27分
	葛港	46分	54分	-	1時間41分	-	3時間25分
	日向泊浦	40分	49分	-	1時間46分	-	5時間17分
	鶴見地松浦	41分	49分	1時間51分	1時間51分	-	3時間21分
	米水津浦代浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	米水津色利浦	28分	36分	-	4時間13分	-	5時間36分
	蒲江新町	26分	32分	-	2時間41分	-	5時間49分
	蒲江丸市尾浦	26分	34分	-	4時間5分	-	4時間29分

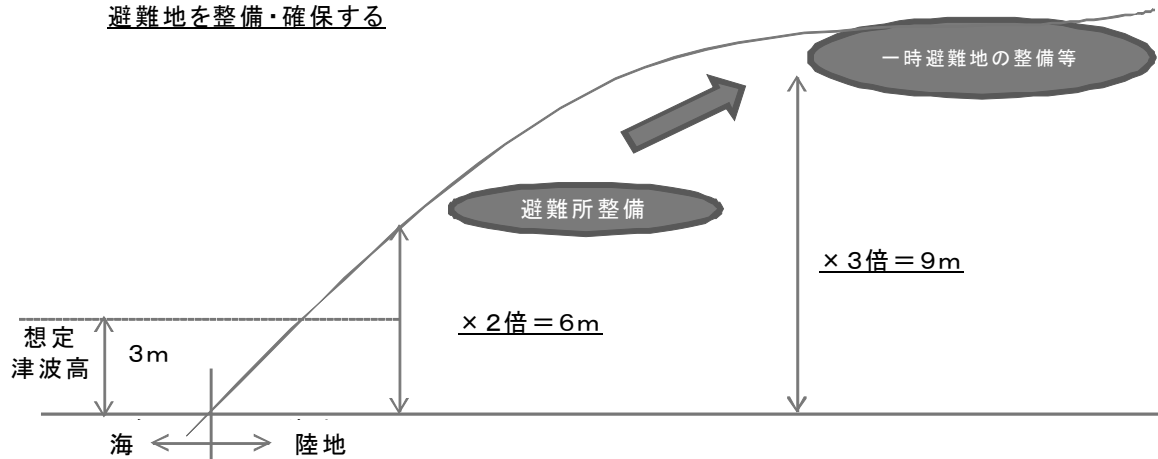
注1 「1 m津波高」欄の「-」は、地震による津波の変動が1 m未満のため計測されない。
2 別府湾の地震 (慶長豊後型地震) の津波到達時間は、歴史記録の津波高を満たすために別府湾の断層を時間差で連動させた場合であり、同時に動いた場合の「1 m津波高」の到達時間は、数分となる地点が予想される。

(3) 防災対策の基準

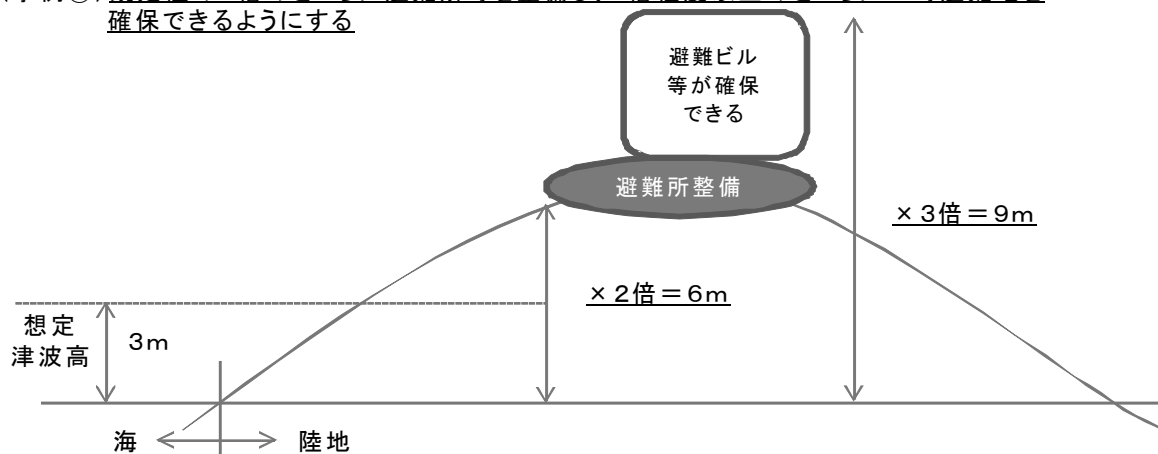
機関名	対象地震	対象地域	水平避難		垂直避難		【参考】 現行の対応 (暫定想定を基にした ソフト対策基準(m))
			市町村	県 (堤防が機能しない場合)	市町村	県 (最大浸水深)(m)	
佐伯市	南海トラフ	佐伯市上浦	浸水域のラインよりも内陸側	「大分県津波浸水予測調査の浸水予測図(確定値)」による浸水域を基準とする。 なお、それ以上に内陸側に広く設定することができる。	最大浸水深以上	・ 上浦浦戸 海拔6m以上 ・ 上浦津井 海拔8m以上	海拔9m以上
		旧佐伯市				海拔8m以上	海拔11m以上
		佐伯市鶴見				海拔7m以上	海拔8m以上
		佐伯市米水津				・ 米水津浦代浦 海拔13m以上 ・ 米水津色利浦 海拔12m以上	海拔19m以上
		佐伯市蒲江				・ 蒲江新町 海拔11m以上 ・ 蒲江丸市尾浦 海拔14m以上	海拔12m以上
津久見市	南海トラフ	津久見市内全域	海拔10m以上		海拔6m以上	海拔6m以上	海拔10m以上
臼杵市	南海トラフ	(海拔10m以下地域) 深江地区、上浦地区、中央地区、南部地区、市浜地区、下南地区、南都留地区、上北地区、下北地区、海辺地区、下ノ江地区、佐志生地区	海拔10m以上		海拔10m以上	・ 深江地区 海拔5m以上 ・ 臼杵川河口 海拔6m以上	海拔10m以上
大分市	南海トラフ 別府湾	大分市全域	海拔10m以上 ※海拔10m以上の避難場所の確保が困難な地域については、津波の浸水想定を勘案しながら、避難場所の確保に努めていく。		海拔10m以上	・ 田ノ浦～豊海 海拔7m以上 ・ 大野川 海拔8m以上 ・ 佐賀関港 海拔4m以上 ・ 佐賀関西町 海拔9m以上 ・ 上浦漁港 海拔6m以上	海拔10m以上
別府市	別府湾	別府市全域	海拔10m以上		海拔10m以上	海拔6m以上	海拔10m以上
日出町	南海トラフ	日出町全域	浸水域のラインよりも内陸側		海拔8m以上	海拔5m以上	海拔7.95m以上
杵築市	南海トラフ 別府湾 周防灘	沿岸部45行政区	浸水域のラインよりも内陸側		海拔8m以上	・ 熊野、奈多 海拔5m以上 ・ 守江、八坂川 海拔4m以上	海拔8m以上
国東市	南海トラフ 別府湾 周防灘	国東市全域	海拔10m以上 ※近くに指定避難場所がない場合は、最低6m以上		海拔6m以上	・ 安岐町 海拔6m以上 ・ それ以外 海拔4m以上	海拔10m以上
姫島村	周防灘 南海トラフ	姫島村全域	海拔6m以上		海拔6m以上	・ 西浦漁港 海拔6m以上 ・ それ以外 海拔3m以上	海拔7.08m以上
豊後高田市	南海トラフ 周防灘	豊後高田市全域	海拔10m以上 ※近くに高台がない場合は、最低でも6m以上		海拔4m以上	海拔4m以上	海拔10m以上 ※近くに高台がない場合は、最低でも6m以上
宇佐市	南海トラフ 周防灘	宇佐市全域	海拔7m以上		海拔7m以上	海拔3m以上	海拔7m以上
中津市	南海トラフ	中津市全域	浸水域のラインよりも内陸側		海拔3m以上	海拔3m以上	暫定想定2倍で海拔5.1m以上

○避難所・避難地(路)の整備の例

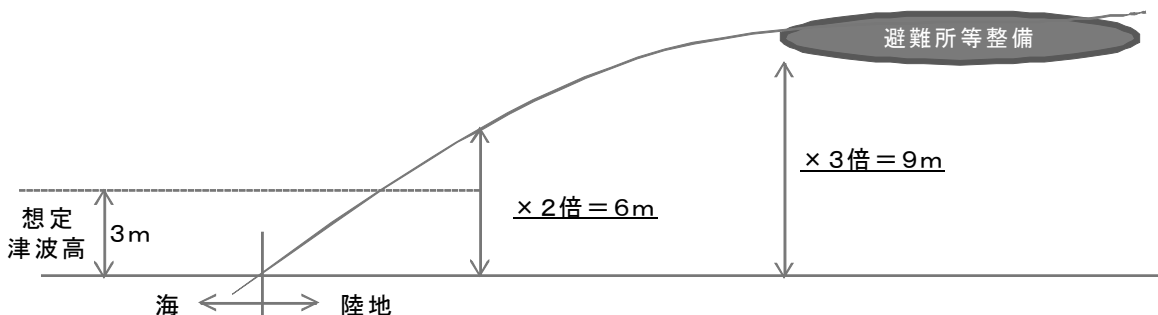
(事例①) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、さらに3倍程度以上のところに一時避難地を整備・確保する



(事例②) 既定値の2倍のところに避難所等を整備し、3倍程度以上のところに一時避難地を確保できるようにする



(事例③) 既定値の3倍程度以上のところに避難所・避難地を整備する



第2節 被害想定

第1節で想定する地震・津波に対して、平成30年度大分県地震被害想定調査により、想定される被害は次のとおりである。

1 各地震の最大となる人的被害・物的被害量

(1) 人的被害の想定(大分市)

第1節-1 の区分	地震名	冬 5 時				夏 12 時				冬 18 時			
		死者	重篤者	重傷者	中等 傷者	死者	重篤者	重傷者	中等 傷者	死者	重篤者	重傷者	中等 傷者
(1)ー①	南海トラフ 巨大地震	1,586	3	1,161	2,419	3,405	5	774	1,730	3,161	6	677	1,505
ー②	中央構造線 断層帯	15,103	38	3,201	8,781	24,723	83	2,293	7,555	25,928	192	2,777	8,710
ー③	周防灘断層 群主部	23	0	9	17	76	0	27	53	63	0	18	35
ー④	日出生断層 帯	104	5	30	379	102	10	56	576	104	10	58	495
ー⑤	万年山-崩 平山断層帯	0	0	0	6	0	0	2	13	0	0	3	13
ー⑥	プレート内	13	0	5	64	10	2	20	106	12	5	30	116

(2) 建物被害(大分市)

第1節-1 の区分	地震名	冬 5 時				夏 12 時				冬 18 時			
		全壊・ 焼失	半壊	床上 浸水	床下 浸水	全壊・ 焼失	半壊	床上 浸水	床下 浸水	全壊・ 焼失	半壊	床上 浸水	床下 浸水
(1)ー①	南海トラフ 巨大地震	4,680	10,181	7,653	3,355	4,682	10,181	7,653	3,355	4,688	10,181	7,653	3,355
ー②	中央構造 線断層帯	51,365	34,405	2,676	988	54,697	34,405	2,676	988	64,418	34,405	2,676	988
ー③	周防灘断 層群主部	5	63	163	86	5	63	163	86	5	63	163	86
ー④	日出生断 層帯	3,782	5,258			3,780	5,258			3,780	5,258		
ー⑤	万年山-崩 平山断層 帯	111	234			111	234			111	234		
ー⑥	プレート内	1,684	3,363			1,686	3,363			1,690	3,363		

(3) 早期避難と津波避難ビルが効果的に機能した場合(大分市)

第1節-1 の区分	地震名	冬 5 時				夏 12 時				冬 18 時			
		死者	重篤者	重傷者	中等 傷者	死者	重篤者	重傷者	中等 傷者	死者	重篤者	重傷者	中等 傷者
(1)ー①	南海トラフ 巨大地震	42	3	17	199	50	5	35	295	48	6	40	268
ー②	中央構造 線断層帯	2,908	38	339	3,224	6,199	83	672	4,408	6,858	192	1,060	5,378
ー③	周防灘断 層群主部	9	0	5	9	67	0	26	50	52	0	17	33

(4) ブロック塀倒壊件数(件)(大分市)

地震名	南海トラフ巨大地震	中央構造線断 層帯	周防灘断 層群主部	日出生 断層帯	万年山- 崩平山断層帯	プレート内
第1節-1 の区分	(1)ー①	ー②	ー③	ー④	ー⑤	ー⑥
(件)	6,928	14,951	9	6,642	599	8,384

1－4－2 被害想定

(5) 上水道の物的被害・機能支障(大分市)

第1節-1 の区分	地震名	被害数 (箇所)	被害 率 (箇所 /km)	断水率・影響人口							
				直後		1 日後		2 日後		7 日後	
				率 (%)	影響人 口(人)	率 (%)	影響人 口(人)	率 (%)	影響人 口(人)	率 (%)	影響人 口(人)
(1)－①	南海トラフ巨大地震	597	0.23	66	313,532	37	173,707	36	167,923	33	156,766
－②	中央構造線断層帯	6,378	2.45	99	470,091	90	429,213	90	427,975	49	235,045
－③	周防灘断層群主部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
－④	日出生断層帯	665	0.26	70	333,575	40	189,094	39	183,208	35	166,788
－⑤	万年山-崩平山断層帯	11	0.00	0	1,469	1	2,521	0	2,298	0	735
－⑥	プレート内	346	0.13	45	206,683	23	107,772	22	103,022	23	103,342

(6) 下水道施設の物的被害・機能支障(大分市)

第1節-1の区分	地震名	被害量 (m)	被害率 (%)	影響人口 (人)
(1)－①	南海トラフ巨大地震	460	2.5%	6,656
－②	中央構造線断層帯	580	3.1%	9341
－③	周防灘断層群主部	0	0.0%	1
－④	日出生断層帯	333	1.8%	5366
－⑤	万年山-崩平山断層帯	22	0.1%	354
－⑥	プレート内	485	2.6%	6,039

(7) 電力施設の物的被害・機能支障(大分県)

第1節-1の区分	地震名	電柱		機能支障	
		被害本数	被害率	停電需要家	停電率
		(本)	(%)	(千世帯)	(%)
(1)－①	南海トラフ巨大地震	約 560	0.17	約 43	10
－②	中央構造線断層帯による地震	約 920	0.28	約 59	13
－③	周防灘断層群主部による地震	0	0.00	0	0
－④	日出生断層帯による地震	約 330	0.10	約 39	9
－⑤	万年山-崩平山断層帯による地震	約 90	0.03	約 14	6
－⑥	プレート内地震	約 370	0.11	約 39	9

(8) 電話施設の物的被害・機能支障(大分県)

第1節-1の区分	地震名	NTT 柱		機能支障	
		被害本数(本)	被害率(%)	不通回線数(千回線)	不通率(%)
(1) - ①	南海トラフ巨大地震	約 4,100	0.99	約 88	6.77
- ②	中央構造線断層帯による地震	約 4,000	0.85	約 178	13.72
- ③	周防灘断層群主部による地震	約 2,100	0.51	約 12	0.93
- ④	日出生断層帯による地震	約 3,800	0.81	約 137	10.51
- ⑤	万年山-崩平山断層帯による地震	約 2,500	0.53	約 53	4.06
- ⑥	プレート内地震	約 3,800	1.11	約 122	7.00

(9) 都市ガス施設の物的被害・機能支障(大分県)

第1節-1の区分	地震名	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	供給停止 エリア
(1) - ①	南海トラフ巨大地震	約 80	0.07	大分・別府
- ②	中央構造線断層帯による地震	約 490	0.45	大分・別府
- ③	周防灘断層群主部による地震	0	0.00	なし
- ④	日出生断層帯による地震	約 590	0.54	大分・別府
- ⑤	万年山-崩平山断層帯による地震	0	0.00	なし
- ⑥	プレート内地震	約 30	0.03	大分の一部

(10) 道路施設の物的被害(大分県)

第1節-1の区分	地震名	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
(1) - ①	南海トラフ巨大地震	約 110	0.05
- ②	中央構造線断層帯による地震	約 100	0.05
- ③	周防灘断層群主部による地震	約 30	0.01
- ④	日出生断層帯による地震	約 100	0.05
- ⑤	万年山-崩平山断層帯による地震	約 70	0.03
- ⑥	プレート内地震	約 110	0.06

1－4－2 被害想定

(11) 港湾施設の物的被害(大分港)

第1節-1の区分	地震名	バース数 (内:耐震バース) (箇所)	被害バース数(箇所)	
			レベルⅡ	レベルⅢ
(1)ー①	南海トラフ巨大地震	51	20	8
ー②	中央構造線断層帯による地震	68	68	68
ー③	周防灘断層群主部による地震	51	0	0
ー④	日出生断層帯による地震	68	40	24
ー⑤	万年山-崩平山断層帯による地震	68	5	1

(12) 避難者生活者数(大分市)

第1節-1の区分	地震名	1日後		1週間後		1ヵ月後	
		避難所	疎開者	避難所	疎開者	避難所	疎開者
(1)ー①	南海トラフ巨大地震	61,532	33,132	53,347	31,201	24,743	13,323
ー②	中央構造線断層帯	205,467	110,636	178,439	98,149	154,560	83,225
ー③	周防灘断層群主部	214	115	214	115	214	115
ー④	日出生断層帯	55,231	29,740	44,578	26,827	11,956	6,438
ー⑤	万年山-崩平山断層帯	1,549	834	426	229	426	229
ー⑥	プレート内	29,644	15,962	25,348	15,415	4,937	2,658

(13) 長期的住機能支障(世帯)(大分市)

第1節-1の区分	地震名	応急仮設住宅数(世帯)	応急仮設住宅からの移転先(世帯)			
			公営住宅	民間賃貸住宅	持家購入・建替	自宅改修・修理
(1)ー①	南海トラフ巨大地震	1,405	899	134	221	32
ー②	中央構造線断層帯	21,191	13,562	2,013	3,327	487
ー③	周防灘断層群主部	2	1	0	0	0
ー④	日出生断層帯	1,244	796	118	195	29
ー⑤	万年山-崩平山断層帯	37	23	3	6	1
ー⑥	プレート内	491	314	47	77	11

(14) 帰宅困難者数(大分市)

第1節-1の区分	地震名	通勤・通学者(人)	帰宅困難者(人)
(1)ー①	南海トラフ巨大地震	22,408	22,975
ー②	中央構造線断層帯		
ー③	周防灘断層群主部		
ー④	日出生断層帯		
ー⑤	万年山-崩平山断層帯		
ー⑥	プレート内		

(15) 医療対応不足数(大分市)

第1節-1の区分	地震名	重篤者数	重傷者数	中等傷者数
(1)-①	南海トラフ巨大地震	-6	-489	2,240
ー②	中央構造線断層帯	-412	-3,485	-6,761
ー③	周防灘断層群主部	3	760	4,858
ー④	日出生断層帯	-11	345	3,650
ー⑤	万年山-崩平山断層帯	10	839	4,998
ー⑥	プレート内	-2	324	5,496

(16) 仮設トイレ需要量(大分市)

第1節-1の区分	地震名	人数(人)	基数 (基/100人)
(1)-①	南海トラフ巨大地震	46,302	463
ー②	中央構造線断層帯	186,684	1,867
ー③	周防灘断層群主部	214	2
ー④	日出生断層帯	39,264	393
ー⑤	万年山-崩平山断層帯	1,135	11
ー⑥	プレート内	17,612	176

(17) 孤立集落(大分市)

第1節-1の区分	地震名	農業集落	漁業集落
(1)-①	南海トラフ巨大地震	0	0
ー②	中央構造線断層帯	7	0
ー③	周防灘断層群主部	0	0
ー④	日出生断層帯	0	0
ー⑤	万年山-崩平山断層帯	0	0
ー⑥	プレート内	0	0

(18) 経済被害(大分県)

第1節-1の区分	地震名	直接被害額 (兆円)	間接被害額 (兆円)
(1)-①	南海トラフ巨大地震	1.3	0.4
ー②	中央構造線断層帯	3.0	0.8
ー③	周防灘断層群主部	0.1	0.1
ー④	日出生断層帯	0.8	0.2
ー⑤	万年山-崩平山断層帯	0.1	0.1

第5章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の基本的責務

(1) 市の責務

市は、基礎的な自治体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関等の協力を得て、市の地域にかかる防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施する責務を有している。

市長は、この責務を遂行するため、消防機関等の組織の整備並びに市の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び市民の隣保互助の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めなければならない。(基本法第5条)

なお、消防機関は、この計画に定めるもののほか必要な事項については、「大分市消防震災計画」を定め、その責務を行う。

(2) 地方指定行政機関の責務

指定地方行政機関は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施する。

指定地方行政機関の長は、市の防災活動が円滑に行われるように、市に対し、勧告、指導、助言、その他適切な措置をとらなければならない。(基本法第3条)

(3) 指定公共機関及び指定地方公共機関の責務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づいてこれを実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるように、その業務について市に対して協力する責務を有している。(基本法第6条)

2 市民及び事業所等の基本的責務

(1) 市民の果たす役割

自然災害に対し、市民は、「自分の命は自分で守る。」という防災の観点から、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止するため、次の事項の実践に努める。

ア 居住地区や勤務場所の災害危険性を把握するとともに、災害時において、危険を感じた場合は自らの判断で避難行動をとる

イ 避難場所及び避難経路の把握と確認

ウ 災害時における家族の連絡体制づくり

エ 3日分の食料、飲料水と携帯トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)、除雪器具、暖房用燃料の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の予防対策

- オ 防災訓練、防災に関する研修会等への積極的な参加
- カ 自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参画・協力
- キ 災害発生時には、地域において相互に協力し、正確な情報の把握、早めの自主避難、出火防止、初期消火、救出救助、応急手当、高齢者などの要配慮者に対する支援

(2) 事業所等の果たす役割

事業所等は、従業員及び利用者等の安全を確保するとともに、事業活動の維持、地域への貢献など、災害時における事業所等の果たす役割を十分に認識し、次の事項の実践に努める。

- ア 所在地区の災害危険性の把握と従業員への周知
- イ 避難場所、避難経路等避難方法の把握と従業員への周知
- ウ 食料、飲料水等の備蓄と防災資機材の整備
- エ 防災責任者の育成と自衛防災体制の確立等、事業活動における防災対策
- オ 防災訓練及び防災に関する研修の実施
- カ 業務を継続するための事業継続計画の作成
- キ 災害発生時には、地域住民、自主防災組織と連携し、情報の収集・伝達、消火・救出活動、応急手当、避難誘導など地域の防災活動への積極的な参画・協力

3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大分市、大分県、警察及び大分市の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

(1) 市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
大 分 市	- ア 大分市防災会議及び大分市災害対策本部に関すること - イ 防災に関する調査研究、教育及び訓練に関すること - ウ 市域内における公共団体及び住民の防災組織の育成指導に関すること - エ 津波に関する警報や注意報の地域住民への伝達に関すること - オ 情報の収集及び伝達に関すること - カ 水防・消防・救助その他の応急措置に関すること - キ 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備に関すること - ク 避難の指示等に関すること - ケ 被災者に対する救援及び保護に関すること - コ 被害状況の調査報告に関すること - サ 所管施設及び設備の応急復旧に関すること - シ 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関すること - ス 地域の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する応急対策等の調整に関すること - セ その他災害発生の防御、又は拡大防止のための措置に関すること

1－5 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 大分県

大分県	ア 大分県防災会議及び大分県災害対策本部に関すること
	イ 被害状況の収集調査に関すること
	ウ 水防その他の応急措置に関すること
	エ 犯罪の予防、交通規制、その他災害地における社会秩序の維持に関すること
	オ 県営ダム等の防災管理に関すること
	カ 緊急輸送車両の確認に関すること
	キ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること
	ク 所管施設及び設備の応急復旧に関すること
	ケ 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること
	コ その他防災に関し、県の所掌すべきこと

(3) 警察

大分中央警察署 大分南警察署 大分東警察署	ア 災害に関する情報の収集・伝達に関すること
	イ 被災者の救出・救助、危険地域の住民等の避難誘導に関すること
	ウ 犯罪の予防、交通規制、行方不明者の捜索その他警察機関の所掌すべきこと

(4) 指定地方行政機関

大分地方気象台	ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること
	イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じて住民への周知に関すること
	ウ 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）の利用の心得などの周知・広報に関すること
	エ 市町村が行う避難情報発令等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力に関すること
	オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、都道府県や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
	カ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
	キ 気象業務に必要な観測、予報及び通信の施設の整備に関すること
	ク その他防災に関し、気象台の所掌すべきこと

九州地方整備局 大分河川国道 事務所	ア 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること イ 直轄河川の整備、管理及び水防に関すること ウ 直轄ダムに係る放流通知に関すること エ 直轄国道の災害時における交通確保に関すること オ 高潮、津波災害等の予防に関すること カ 大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合の、協定に基づく応援に関すること キ その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
第七管区 海上保安本部 大分海上保安部	ア 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること イ 災害に関する情報収集及び関係機関との連絡調整に関すること ウ 地震・津波警報等の伝達に関すること エ 海難救助及び緊急輸送等に関すること オ 流出油・有害液体物質の防除指導に関すること カ 海上交通安全（危険物の保安措置を含む）に関すること キ 犯罪の予防・治安の維持等に関すること ク その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと
九州運輸局 大分運輸支局	ア 陸上及び海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、運送事業者への協力要請に関すること イ 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること ウ 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること エ 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること オ 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること カ その他防災に関し運輸支局の所掌すべきこと
九州農政局 大分県拠点	ア 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関すること イ 災害時における応急用食料の調達・供給に関すること ウ 主要食料の安定供給対策に関すること エ その他防災に関し、農政局の所掌すべきこと
九州財務局 大分財務事務所	ア 地方公共団体に対する災害融資に関すること イ 公共事業等被災施設査定 of 立会に関すること ウ その他防災に関し、財務局の所掌すべきこと
九州森林管理局 大分森林管理署	ア 国有林野等の治山事業の実施及び保安林、保安施設等の保全に関すること イ 災害応急用木材の供給に関すること ウ その他防災に関し、森林管理局の所掌すべきこと
大分労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助に関すること イ その他防災に関し、労働局の所掌すべきこと

1－5 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

(5) 自衛隊

自 衛 隊	ア 災害時における人命、財産の保護及び応急復旧活動の支援に関すること イ その他防災に関し、自衛隊の所掌すべきこと
-------	---

(6) 指定公共機関

独立行政法人国立病院機構大分医療センター	ア 災害による負傷者等の医療救護に関すること イ その他防災に関し、大分医療センターの所掌すべきこと
日本赤十字社大分県支部	ア 災害時における医療、助産及び死体の処理等、被災地での医療救護等に関すること イ その他災害救護に必要な業務に関すること
日本放送協会大分放送局	ア 気象予警報、災害状況等の報道及び防災知識の普及に関すること イ 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること
九州旅客鉄道(株)大分支社	ア 鉄道施設等の防災、保全に関すること イ 鉄道車両等による救援物資及び人員の緊急輸送の協力に関すること
日本郵便株式会社九州支社大分中央郵便局	ア 災害時における郵便業務の確保に関すること イ 災害時におけるゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱に関すること ウ その他防災に関し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと
西日本電信電話(株)大分支店	電気通信設備の保全と災害非常通話の調整に関すること
九州電力送配電(株)大分配電事業所	ア 電力施設の整備と防災管理に関すること イ 災害時における電力供給確保に関すること ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
日本通運(株)大分支店	災害時における救援物資及び避難者の輸送協力に関すること

(7) 指定地方公共機関

報道機関	気象予警報、災害状況等の報道及び防災知識の普及に関すること
一般社団法人大分県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること
大分瓦斯(株)大分営業所	ア ガス施設の整備と防災管理に関すること イ 災害時におけるガス供給確保に関すること ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること
一般社団法人大分県LPガス協会	ア LPガス設備の整備と防災管理に関すること イ 災害時におけるガス供給確保に関すること ウ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること

バス 輸 送 機 関	ア 災害時における被災者及び一般利用者等のバス輸送の協力に関する こと イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関すること
------------	--

(8) 公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的な団体及び防災上重要な施設の管理者は、当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに、大分市が処理する業務について、自発的に協力するものとする。

第2部 緊急時危機管理システム

- 第1章 システムの目的
- 第2章 災害想定別の対応策
- 第3章 緊急時災害対策本部及び職員の行動マニュアル
- 第4章 システムの構築について

第1章 システムの目的

本市域内において、大規模な地震が発生し、総合的な応急対策を必要とする緊急時に、市民の生命・財産を守ることを最優先するため、迅速かつ的確な緊急災害対応が実施できるよう、行政として取るべき方策を明確にする。

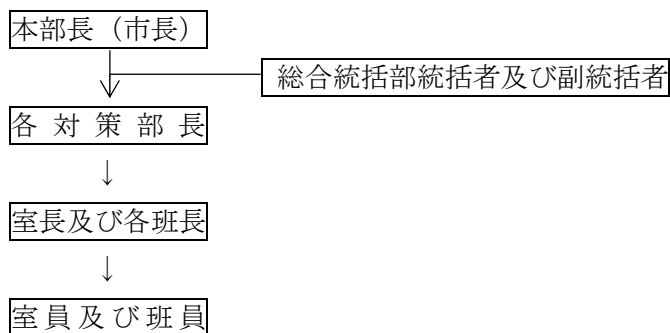
第2章 災害想定別の対応策

事例Ⅰ [本庁舎の安全確認の結果、本部機能を果たせる場合]

1 初動体制の確立

(1) 初動体制時の指揮命令系統（責任者）等

初動体制時には、次のとおり災害対策本部における指揮命令系統の確立を図る。



ただし、災害対策本部の責任者である本部長（市長）が、参集不可能・連絡途絶等により不在の場合は、副本部長（総務部担当副市長）、副本部長（総務部担当外副市長）、総務部長、総務部審議監又は次長（※ただし審議監等及び次長は専任に限る。）、総務部防災局長、防災危機管理課長の順にその職務を代行する。なお、職務の代行者も不在の場合は、参集した者のうち最も上席の者の判断で、早急に災害対策本部を設置する。

各対策部においても、あらかじめ定めた対策部長の代行者が職務を代行するが、代行者も不在の場合は、参集した者のうち最も上席の者がその職務を代行する。

(2) 職員

ア 参集

自身及び家族の安全を確保した上、「4-1-2 動員・配備計画」に基づく、早急な参集を第一義とし、被災状況・地理的要件等により自己判断で最寄りの本部、若しくは地域対策部への参集についても考慮するものとする。

イ 任務

組織計画に定める事項及び上席の者の指示に従い、緊急時における市民の生命・財産を守ることを第一義とし、必要な措置を臨機応変にとるものとする。

2 応急対策活動

(1) 災害対策本部の対応（特に留意すべき事項）

- ア ヘリコプターの出動要請
- イ 被害状況・避難状況の把握等情報収集～指定避難所（以下「避難所」という。）開設
- ウ 応急食品・救援物資の供給、備蓄食料・協定業者等の手配、炊き出し手配
- エ 道路・橋梁・土砂崩れ等の応急復旧
- オ ライフライン確保のための応急復旧活動、ガス・電力の供給開始時の安全確認～業者等への要請
- カ 緊急輸送ルートの確保
- キ 国・県・近隣市町村・防災関係機関への応援要請
- ク ボランティア等の申出の対応

(2) 各対策部

各対策部における初動対応マニュアル等により応急対策活動にあたる。

事例Ⅱ 〔本庁舎の安全確認の結果、本部機能を果たせない場合〕

1 初動体制の確立

(1) 臨時災害対策本部の設置基準

本庁舎の被害が甚大であり、本部機能が果たせないと判明した場合において、第2庁舎の使用が可能な場合は、第2庁舎での本部設置について検討する。

また、本庁舎及び第2庁舎共に本部機能が果たせないと判明した場合においては、人的・地理的要因から、支所庁舎等における臨時災害対策本部の設置場所は下記のとおりとする。

設置順位－1	J:COM ホルトホール大分
－2	植田市民行政センター
－3	鶴崎市民行政センター

(2) 初動体制時の責任者（指揮命令系統）等

事例Ⅰ 1 (1) に同じ

(3) 職員

事例Ⅰ 1 (2) に同じ

2 応急対策活動

事例Ⅰ に同じ

事例Ⅲ〔全ての庁舎等の被害が甚大で本部機能が果たせない場合〕

1 初動体制の確立

(1) 現地本部の設置

- ア 城址公園
- イ 屋外広場（公園等）
- ウ 体育館施設（陸上競技場、南大分体育館）
- エ 公民館施設（コンパルホール、地区公民館等）
- ※ ア、イ、ウ、エの場所で本部設置可能なものから検討する。

(2) 指揮命令系統の確保

全ての庁舎が壊滅的な被害を受けた場合、参集不可能・連絡途絶等による責任者不在や、指揮命令系統の確保も困難な状況が考えられるが、その場合指定地方行政機関および最寄りの行政機関を活動の拠点とする。

(3) 職員

事例Ⅰ 1 (2) に同じ

2 応急対策活動

(1) 初動体制時の処理事項

東京事務所長はあらゆる情報をもとに、国・県・近隣市町村へ救援および、警察・自衛隊への出動要請を行うものとする。

(2) 災害時対策本部の対応（特に留意すべき事項）

全ての庁舎が壊滅的な被害を受けた場合でも、市民の生命・財産を守るため、早急な本部対策の確立を図るものとする。また、国・県・近隣市町村・防災関係機関に応援要請をし、組織の総力をあげて取り組むものとする。

(3) 各対策部

応援を要請した関係機関とともに、組織の総力をあげて応急対策活動にあたるものとする。

第3章 緊急時災害対策本部及び職員の行動マニュアル

地震又は津波による災害から市民の生命、財産を守るためには、初期段階での組織の立ち上がり、その後の防災対策の成果を大きく左右するため、緊急時に早急に対処すべき行動と指揮命令に関する措置をマニュアル化し、防災対策に万全を期する。

2-3 緊急時災害対策本部及び職員の行動マニュアル

(初動体制時の事例別行動マニュアル)

事例Ⅰ〔本庁舎又は第2庁舎の安全確認の結果、本部の機能を果たせる場合〕

本	部
(1) 本部長（市長）の職務代理者 本部長（市長）が不在の場合は、副本部長（総務部担当副市長）→副本部長（総務部担当外副市長）→総務部長→総務部審議監又は次長（※ただし審議監等及び次長は専任に限る。）→総務部防災局長→防災危機管理課長の順で職務を代行する。 (2) 緊急処理事項 ア 警察、自衛隊、消防団等の出動要請を行い、緊急消火、救助活動に全力をあげる。 イ 被災状況によっては、国・県・近隣市町村・防災関係機関に応援を要請する。 ウ 道路、橋梁等の輸送経路の状況を確認し、緊急救助活動の円滑化を図る。 エ 必要と判断される場合、知事に緊急消防援助隊の出動を要請する。 オ 必要と判断される場合、知事に大分県防災ヘリの出動を要請する。 カ 二次災害防止のための電力・ガス等、緊急供給停止の要請をする。 キ 現地災害対策本部の配置の検討と連絡手段の確保	
職員の参集及び行動マニュアル	
(1) 勤務時間外における自主参集基準 職員は、大規模な災害が発生、又は発生するおそれがあることを緊急時職員参集システム、テレビ・ラジオの報道等により覚知したとき、若しくは一定以上の緊急時と判断される場合は、自身及び家族の安全を確保した上、「4-1-2 動員・配備計画」により直ちに登庁するものとする。 (2) 参集場所 「4-1-2 動員・配備計画」によるものとするが、困難な場合は最寄りの本部若しくは、地域対策部（各地区対策班）へ参集し、所管の責任者の指示を仰ぐものとする。 (3) 任務 ア 職員は、本部及び各対策部の指示を受けながら、それぞれの対策部の緊急業務にあたるものとする。 イ 参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず以下に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。 (様式「参集途上情報報告書」は、資料編34(2)参照)	

事例Ⅱ〔本庁舎及び第2庁舎の安全確認の結果、本部機能が果たせない場合〕

支所庁舎等での臨時災害対策本部の設置基準

人的・地理的要因から、支所庁舎等における臨時災害対策本部の設置場所を下記の順とする。

- Ⅱ－１．J:COM ホルトホール大分
- Ⅱ－２．植田市民行政センター
- Ⅱ－３．鶴崎市民行政センター

事例Ⅱ-1 [J:COM ホルトホール大分の被害が軽微で本部機能を果たせる場合]

本	部
(1) 本部長（市長）の職務代理者 事例Ⅰによる。 (2) 緊急処理事項 事例Ⅰによるほか、他の地域対策部（各地区対策班）にも応援を要請する。	
職員の参集及び行動マニュアル	
(1) 勤務時間外における自主参集基準 … 事例Ⅰによる。 (2) 参集場所 ア J:COM ホルトホール大分 … 本部長（市長）、総合統括部統括者、総合統括部副統括者、総合統括部長及び総合統括部の職員、または、各対策部で定めた参集地点に参集できない職員で、J:COM ホルトホール大分へ参集可能な者 イ 支所等 … 支所で地域対策部（各地区対策班）職員として配属されている者、または、総合統括部職員の内、J:COM ホルトホール大分に参集できない者 ウ 各対策部で定めた参集地点… 上記ア、イ以外が参集場所の各対策部職員 ※上記場所いずれも参集が困難な場合は、所属の指示を仰ぐ。 (3) 任務 ア J:COM ホルトホール大分参集職員 本部体制の確立及び本部機能の支援 イ 支所等及び本庁参集職員 ・通信手段を確保し、本部の指示をうけながら人命救助、それぞれの対策部の緊急業務にあたる。 ・本部の指示、他対策部の要請により応援が必要な場合、臨機応変にこれにあたるものとする。 ウ 参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず以下に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。 (様式「参集途上情報報告書」は、資料編34(2)参照)	

事例Ⅱ-2 [J:COM ホルトホール大分の被害も大きく、植田市民行政センターで本部機能が果たせる場合]

本	部
(1) 本部長（市長）の職務代理者 事例Ⅰによる。 (2) 緊急処理事項 事例Ⅱ-1による。	
職員の参集及び行動マニュアル	
(1) 勤務時間外における自主参集基準 … 事例Ⅰによる。 (2) 参集場所 ア 植田市民行政センター…本部長（市長）、総合統括部統括者、総合統括部副統括者、総合統括部長及び総合統括部の職員、または、各対策部で定めた参集地点に参集できない職員で、植田市民行政センターへ参集可能な者 イ 他支所等 … 他の支所で地域対策部（各地区対策班）職員として配属されている者、または、各対策部で定めた参集地点に参集できない職員の内、植田市民行政センターに参集できない者 ウ 各対策部で定めた参集地点… 上記ア、イ以外が参集場所の各対策部職員 ※上記場所いずれも参集が困難な場合は、所属の指示を仰ぐ。 (3) 任務 ア 植田市民行政センター参集職員 本部体制の確立及び本部機能の支援 イ 他支所等及び本庁参集職員 ・ 通信手段を確保し、本部の指示をうけながら人命救助、それぞれの対策部の緊急業務にあたる。 ・ 本部の指示、他対策部の要請により応援が必要な場合、臨機応変にこれにあたるものとする。 ウ 参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず以下に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。 (様式「参集途上情報報告書」は、資料編34(2)参照)	

事例Ⅱ-3〔植田市民行政センターの被害も大きく鶴崎市民行政センターで本部機能が果たせる場合〕

本	部
(1) 本部長（市長）の職務代理者 事例Ⅰによる。 (2) 緊急処理事項 事例Ⅱ-1による。	
職員の参集及び行動マニュアル	
(1) 勤務時間外における自主参集基準 … 事例Ⅰによる。 (2) 参集場所 ア 鶴崎市民行政センター…本部長（市長）、総合統括部統括者、総合統括部副統括者、総合統括部長及び総合統括部の職員、または、各対策部で定めた参集地点に参集できない職員で、鶴崎市民行政センターへ参集可能な者、及び鶴崎支所管内居住職員 イ 他支所等 … 他の支所で地域対策部（各地区対策班）職員として配属されている者、または、各対策部で定めた参集地点に参集できない職員の内、鶴崎市民行政センターに参集できない者 ウ 各対策部で定めた参集地点… 上記ア、イ以外が参集場所の各対策部職員等 ※上記場所いずれも参集が困難な場合は、所属の指示を仰ぐ。 (3) 任務 ア 鶴崎市民行政センター参集職員 本部体制の確立及び本部機能の支援 イ 他支所等及び本庁参集職員 ・通信手段を確保し、本部の指示をうけながら人命救助、それぞれの対策部の緊急業務にあたる。 ・本部の指示、他対策部の要請により応援が必要な場合、臨機応変にこれにあたるものとする。 ウ 参集途上にあつては、災害情報の収集に留意することとし、被害の有無に関わらず以下に定める様式「参集途上情報報告書」にしたがって所属長に報告する。なお、本報告は、調査をしながらの参集を意味するのではなく、迅速な参集を第一とし、その範囲で把握した情報を報告するというものである。 （様式「参集途上情報報告書」は、資料編34（2）参照）	

事例Ⅲ〔全ての庁舎等の被害が甚大で本部機能が果たせない場合〕

本	部
(1) 指揮命令系統 指定地方行政機関及び最寄りの行政機関を活動の拠点とし、職員は国・県・近隣市町村・防災関係機関の支援を得ながら、臨機応変に災害対応を行うものとする。 (2) 緊急処理事項（東京事務所長） ア 国、県、近隣市町村へ救助要請を行い、緊急消火、救助活動の協力を要請する。 イ 警察・自衛隊の出動要請を行う。（4-1-7「他機関に対する応援要請計画」、4-1-8「自衛隊派遣要請計画」参照）	
職員の参集及び行動マニュアル	
(1) 勤務時間外における自主参集基準 職員は、あらゆる情報をもとに、最寄りの指定地方行政機関又は行政機関に可能な限り参集するものとする。 (2) 任務 ア 総合統括部（総合情報室）の職員にあつては、本部長（市長）、総合統括部統括者、総合統括部副統括者、各対策部長の所在の確認に努め、連絡手段を確保するとともに、本庁舎近辺の城址公園等に集合し、上席の者の指示に従い現地本部の配置を検討するものとする。 イ 上記以外の各対策部の職員にあつては、参集先の関係機関の支援若しくは上席の者の指示に従い、人命救助・緊急業務にあたるものとする。	

第4章 システムの構築について

緊急時における災害対策本部のとりべき措置をマニュアル化した本システムが、災害時等に有効に機能するための前提条件は本市防災計画の各章・各節に定める計画がより充実し、実効性の高いものに整備されることであり、地域防災計画の見直しにあたっては、緊急時危機管理システムの条件整備項目の重点的な整備を行い、システムの構築を図るものとする。

第3部 災害予防計画

第1章 計画の目的

第2章 災害に強いまちづくり

第3章 災害に強い人づくり

第4章 災害応急対策のための事前措置

第1章 計画の目的

災害予防計画は、地震又は津波による災害を防止軽減するため事前に行う対策として定めるものであるが、特に本市が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の南海トラフ地震防災対策推進地域及び同法第10条の特別強化地域に指定されていることに伴い、「災害に強いまちづくりのための方策」、「災害に強い人づくりのための方策」、「災害応急対策のための事前措置」の3つに区分し、各々必要な計画等について定めるものである。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

(総合統括部、住宅対策部、社会基盤対策部、消防対策部、上下水道対策部)

施設等の整備計画は、災害特性に配慮した土地利用の誘導や開発の抑制、避難に必要な都市施設等の整備など、総合的な防災・減災対策を講じるとともに、各種ハザードマップ、大分市災害危険予想地域台帳などをもとに、災害に対する危険性について情報共有する中で、計画課題、基本的理念・目標を明確にし、都市施設の整備や密集市街地の改善等の地区レベルの対策を設定し、計画する。

具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1 建築物、構造物等の安全性等の確保

(1) 公共施設に対する対策

ア 耐震性の確保

庁舎（本庁舎、第2庁舎、支所等）、消防、学校、公営住宅等公共施設については、災害時の地域防災拠点や避難施設など災害応急対策実施上の重要性を考慮し、その建築物の耐震性を確保する。

イ 非構造部材の脱落・転倒防止対策

天井材等の非構造部材の脱落防止対策、家具等の転倒防止対策等の推進に努める。

ウ 非常用電源設備等の整備

災害時に防災拠点となる公共施設の機能維持のため、自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図ると共に、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時からその点検に努める。

○非常用電源設備等一覧表（非常用電源設備等一覧）（資料編6 6 参照）

エ 津波浸水対策

できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化の推進に努める。

また、浸水のおそれのある場所に非常用電源設備がある場合は、高い場所への移設や浸水防止対策を施す等の工夫に努める。

(2) 一般建築物の安全性確保

ア 一般建築物に関する事業の基本方針

住宅を始め、要配慮者に係る社会福祉施設、不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、ホテル、旅館等の個々の一般建築物の耐震診断等により、こ

これらの耐震化を促進する。

イ 一般建築物に関する事業の実施

管理者を対象とした、耐震診断や耐震改修に関する相談窓口の開設や講習会等を実施して知識の啓発、普及を図ることにより、診断、改修を促進する。旧耐震基準で建てられた木造住宅等については、「大分市住宅耐震化総合支援事業」等に基づき耐震診断や改修を促進するための補助等を実施し、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物については、「大分市特定建築物耐震化促進事業」の活用により耐震化の促進を図る。

また、非構造部材等の脱落・転倒防止対策として、天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具等の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等の促進に努める。

(3) 老朽建築物に対する指導

地震により倒壊のおそれのある空家等については、「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び「大分市空家等対策の推進に関する条例」に基づき、所有者に対して適正管理の助言や指導を実施する。

(4) 屋外広告物の倒壊、落下防止対策

屋外広告物の倒壊、又は落下等により、人や建物に損害を与え、又は被害を拡大させることが予想されるものについては、所管者において事前に必要な措置をとるよう指導するものとする。

(5) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀等倒壊の下敷きによる人的被害や、倒壊したブロック塀等が道を塞ぐことによる避難や救助活動の妨げを防止するため、既存のブロック塀については基礎や鉄筋の有無、控え壁の設置、傾きやぐらつきがないかなどの点検と安全対策の実施について周知を図るとともに、新規に設置する場合には建築基準法に基づく施工について指導を行う。

また、大分市耐震改修促進計画に基づき創設した、大分市危険ブロック塀等除却事業により、危険と判断した既存のブロック塀等の除却の推進を行う。

2 地震火災に対する予防対策

地震により発生する火災の延焼防止を図り、都市の不燃化を推進するための具体的な対策の内容は以下のとおりとする。

(1) 防火地域、準防火地域の指定

防火地域、準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するために、都市防火上必要と認められる地域に指定するものであり、建築物を耐火構造、準耐火構造及び防火構造などにするよう制限をしているが、都市防災上、大震火災に対する危険性が高く、その対策として建築物の不燃化が急がれることから、土地利用の動向等に従い、

3-2-1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

その適切な指定に努めるものとする。

(2) 市街地の延焼防止対策

地震に伴う火災の延焼防止のため、木造密集市街地の解消に向けた住環境整備事業を推進するとともに、延焼遮断帯となる公園・緑地・広場や幹線道路などの適正な配置整備、街路樹の整備などにより、防火区画の形成を推進する。

(3) 耐震性貯水槽等の整備

消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案し、予想される地震火災に対応できるよう、消防水利・耐震性貯水槽等の整備を推進する。

3 緊急避難場所（一時避難地）等の整備

(1) 公園、緑地の整備

公園、緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観保全等の機能を有しており、災害時には、緊急避難場所（一時避難地）、避難路、防火帯、物資集積基地等多様かつ重要な役割を果たす施設である。特に、都市緑化は火災時における延焼防止や避難場所の安全性を確保するなど、防災上重要な意義を持つものである。したがって、既存公園・緑地の適切な維持管理を図るとともに、整備にあたっては計画的かつ、適正配置に努めるものとし、バリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮することとする。

ア 都市公園の整備

イ 広場の整備

ウ 緑地の整備

エ 防災公園の整備

オ 災害復旧・復興活動の拠点となる公園等の整備

(2) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備

緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地についても、防災上重要な意義を持つ施設であり、適切な維持管理を図るとともに、整備にあたっては計画的かつ、適正配置に努めるものとする。

(3) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場、さらには防災資機材、物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等の活動拠点となる。

市本庁舎、各支所、消防局、各消防署及び市有公共施設等は、市の防災活動拠点となることから、「地域防災拠点」として、適宜必要な整備の検討を行うこととする。

また、自治会、自主防災組織の区域には公園・広場・地区公民館等を中心とした「コミュニティ防災拠点」の整備を推進するよう努める。

なお、荷揚町小学校跡地には、災害対策本部や県下18市町村共同運用の消防通信

指令センター等災害時に防災拠点となる複合公共施設を整備するとともに、公用車の浸水対策として必要な立体駐車場の整備も行う。

また、田ノ浦地区には、災害時道路利用者等の一時避難施設、広域支援部隊等の活動拠点となる「憩い・交流拠点施設」を大分市西部海岸地区憩い・交流拠点整備事業により整備する。

なお、大分スポーツ公園は、大規模災害発生時に、自衛隊・警察・消防などの応援部隊の進出・活動、救援物資の集積・輸送などの機能を有する「大分県広域防災拠点」に位置付けられている。

○大分市公園一覧表（資料編 6 3 参照）

4 道路、避難路の整備

道路は、災害時の避難路であり、火災に対しては延焼、とび火等を防止する防火帯となり、また、災害時の交通手段・輸送経路としての役割を果たすなど、防災上、災害対策上、非常に重要な施設である。したがって、津波や火災等から迅速な避難を行うため、避難や消火活動、救助活動のためのルートにおける必要な有効幅員の確保、安全性の向上及びバリアフリー化を推進するなど、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮するとともに、緊急避難場所（一時避難地）の指定と並行して避難路の指定を行い、次の事項を重点施策とし、道路整備の促進に努めるものとする。

なお、道路、避難路の整備にあたっては、必要に応じ、津波避難場所経路標識や海拔標識などの整備もあわせて行うものとする。

- (1) 災害に強い道づくり（幹線道路並びに狭あい道路や行き止まり道路及び特定の集落に至る唯一の道路の整備及び無電柱化の促進による交通ネットワークと情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保）
- (2) 広域道路の整備（緊急時の物資輸送路の確保）
- (3) 道路ネットワークの強化
- (4) 環状道路の整備

5 液状化対策

地震による液状化等の被害は、地盤特性、地形及び地質に大きく左右され、低地部等の砂質地盤において液状化が懸念される。

液状化対策としては、土木施設については地盤の改良による方法、構造物については基礎・支持杭・擁壁による対策工法、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などによる対策方法がある。

液状化による被害を最小限にとどめるため、上記構造物の新設時に、法令や各構造物の技術基準等を遵守する。

- (1) 市の防災上重要な基幹施設等で液状化が予想されるところについては、新設の際に

3-2-1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

所要の対策を施し、構造物の補強対策を実施する。

- (2) 大規模地震時の液状化被害やその技術的対応方法については、関係機関において研究途上の分野でもあるため今後の動向等を注視し、成果等について積極的に市民や関係団体への広報・周知に努める。

6 津波対策施設

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について整備方針等を定め計画的に整備を行うとともに、情報伝達設備については、運用方法などについても事前にマニュアル等を整備するものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
- (4) 港湾、漁港等の整備の方針及び計画
- (5) 同報系防災行政無線の整備等の方針及び計画
- (6) 津波を観測するための機器の整備及び津波監視体制に関すること
- (7) 各支所等へのサイレンの設置

7 農業施設対策

ため池管理者に対し、災害対策の啓発指導にあたるとともに、特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的な整備を促進する。

また、決壊した場合の浸水想定区域の周知や緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップを作成し、防災意識の向上に努めるものとする。

さらに、農業用として使用しなくなったため池については、県や関係者と連携を図り、ため池の廃止を促進する。

8 上下水道施設等の対策

ライフライン施設等の耐震性向上による機能確保を図るため、共同溝整備事業、水道施設耐震化事業及び下水道施設の耐震化事業等を推進する。

水道施設の耐震化については、「水道施設耐震工法指針」に基づき施設の建設を行うとともに、既存の水道施設は耐震診断と補強・更新を適切に行う。また、送配水管路については、耐震性管路を使用することにより耐震性の向上を図る。

下水道施設の耐震化については、「下水道施設の耐震対策指針」に基づき実施する。

なお、既存施設については、耐震化計画を策定し、改築更新と合わせて耐震化を実施するなど効率的に進めるものとする。

9 消防用施設の整備等

市は、地震による災害から市民の安全を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等の国の施策や財政支援を勘案して、計画的に消防用施設及び消防用資機材の整備を行うものとする。

10 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港等の整備

(1) 緊急輸送道路等の指定及び整備

ア 大規模な災害時における県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する緊急輸送道路（大分県緊急輸送道路ネットワーク計画）及び緊急通行車両等が速やかに通行できるように最低1車線でも早急に瓦礫等処理し、また、簡易な段差補修などにより、救命・救援のルートを確保するため道路啓開を行う啓開ルート（大分県道路啓開計画、大分・由布地区道路啓開実施計画）等は次のとおりである。

(ア) 大分市内の緊急輸送道路

a 高速道路

東九州自動車道

b 国道

10号 57号 197号 197号バイパス 210号 217号
442号

c 県道

大分臼杵線 大分大分港線 萩原下郡線 中判田下郡線 大分公共埠頭線
40m臨港道路線 臼杵坂ノ市線 坂ノ市中戸次線 大分光吉インター線
大分挾間線 鶴崎大南線 久住高原野津原線 湛水挾間線

d 市道

下郡工業団地1号線 下郡東西大通り線 竹の内三国境線 城原久土線

e その他

大分中部地区広域営農団地農道

(イ) 大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）

大規模地震等により河川管理施設（堤防等）が被災した場合の復旧作業等の進入路、人員や物資調達の緊急輸送道路等として活用するものとする。

○大分川緊急用河川敷道路（緊急用船着場含む）（資料編2-5参照）

【施設概要】

大分川左岸総延長 5.3km（弁天大橋約 300m 下流の緊急用船着場～府内大橋）

(a) 大分川緊急用河川敷道路… L=5.3km、W=7m、

最低桁下クリアランス H=3.8m（弁天大橋）

(b) 緊急用船着場… 1箇所（大分市弁天4丁目地先：大分川左岸 0k800）

3-2-1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

延長 L=100m

想定係留船舶規模：500t 未満（排水トン）の台船×2 隻

（全長 30m、幅 15m の台船×2 隻）

※台船の接岸にあたっては、潮位（水深）に注意が必要。

水深：満潮時 約 3.5m、干潮時 約 1.3m

朔望平均満潮位	TP +0.986m
朔望平均干潮位	TP -1.214m
大分川左岸 0k800 河床高	TP -2.5m 付近
（平成 22 年 3 月国土交通省整備完了）	

（ウ）大分市内の啓開ルート（資料編 28 参照）

a 高速道路

東九州自動車道

b 国道

10 号 197 号 197 号バイパス 210 号 217 号 442 号

c 県道（県管理の臨港道路等を含む）

大分臼杵線 大分大分港線 萩原下郡線 中判田下郡線 大分公共埠頭線

臼杵坂ノ市線 坂ノ市中戸次線 大分光吉インター線 大分挾間線

鶴崎大南線 久住高原野津原線 湛水挾間線 鶴崎港線 佐賀関循環線

下世田寒田線 大分港線 松岡日岡線 西寒多寒田線 臨港道路

県立病院内道路

d 市道

竹の内三国境線 古国府津守線 片島松岡バイパス線 スポーツ公園中央線

尾崎片島線 豊海 16 号線 家島南北 1 号線 家島南北 6 号線 千代 3 号線

金池西 5 号線 長浜東西 10 号線 長浜南北 12 号線 中島東西 6 号線

鶴崎三佐線 下郡宮崎堤防線 宮崎曲線 津守曲 1 号線 大手 2 号線

戸次本町 4 号線 戸次本町 6 号線 横田 30 号線 横田浜大分駅線

森町 5 号線 森町 6 号線 東津留 1 号線 中戸次 1 号線 北浜線

政所大分駅線 佐野循環 1 号線 明野南 24 号線 城崎弁天線 荷揚 6 号線

大分駅上野丘線 下郡宮崎大通り線 城原・久土線

e その他

大分中部地区広域営農団地農道

（エ）防衛施設（大分弾薬庫）緊急用道路

大規模地震等により弾薬庫が被災し、火災等になった際の消防活動及び周辺住民の避難路等として活用するものとする。

市道敷戸大通り線・曲敷戸団地線

イ 市民に災害時の車両使用自粛、緊急輸送道路指定路線等に関する情報提供を行う。

ウ 緊急輸送道路等は、災害時における災害応急活動に必要な物資、資材等の緊急物資の受入れ、被災者への緊急物資等の輸送には重要なものであるため、関係機関と連携し耐震性の確保やネットワークとして機能するかなどを考慮し、計画的に整備を推進するものとする。

(2) 輸送等の拠点となる施設の指定及び整備

ア 大分県広域受援計画に定める拠点の整備

大規模災害時に拠点となる施設の候補地として、次の施設をあらかじめ指定し、必要な整備を計画的に実施する。なお、災害対策本部において、被災状況により利用する施設を選定するが、当該施設が使用できない、又は非効率となる場合は、県などの他の機関が管理する施設や民間施設の利用について県等に要請する。また、市内の施設が使用困難な場合は、周辺市町村の拠点の利用について県に要請する。

(ア) 応援部隊活動拠点

被災地付近で各応援部隊が集結・宿営し、効率的な活動を行うための施設等

○シンボルロード「大分いこいの道」、南大分スポーツパーク「多目的広場」、豊後企画大分駄原球技場、大分市西部スポーツ交流ひろば、市営陸上競技場、平和市民公園多目的広場、大分工業高等専門学校「体育館・グラウンド」、日本文理大学「第 11 グラウンド」、鶴崎スポーツパーク、鶴崎公園、佐野植物公園、七瀬川自然公園グラウンド、野津原運動場、ふれあい広場（佐賀関・白木）道の駅のつはる、のつはる天空広場

(イ) 地域内輸送拠点（物資輸送拠点）

県からの救援物資の受入れと避難所等へのニーズに応じた救援物資の配分を行うための施設等

○J:COM ホルトホール大分、植田市民行政センター、南大分スポーツパーク「グラウンド」、大分市西部スポーツ交流ひろば、豊後企画大分駄原球技場、大分市営陸上競技場、七瀬川自然公園グラウンド、佐野植物公園駐車場、鶴崎スポーツパーク球場・テニスコート、のつはる天空広場

イ 海上及び航空輸送拠点の整備

ウ 港湾施設等の整備

港湾・漁港については、大規模災害時の救援物資・資機材や人員等の海上輸送拠点となることから、拠点港である大分港、及びこれを補完する港湾（佐賀関漁港等）において重点的に施設の耐震補強、耐震強化岸壁の整備等の事業を促進するものとする。

エ ヘリコプター飛行場外離着陸場及び緊急時にヘリコプターが離着陸できる候補地の確保

人命の救出又は救援物資の空輸を実施するため、ヘリコプター発着場の設置基準に基づきヘリコプター飛行場外離着陸場及び緊急時にヘリコプターが離着陸できる候補地を選定する。大規模災害に対応した飛行場外離着陸場等の見直し及び新規飛行

3-2-1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

場外離着陸場等の調査、拡充を図る。

なお、設置基準、標示等については資料編 8 6 「ヘリポートの設定」を参照のこと。

11 通信施設の整備

市、その他防災関係機関は、それぞれの情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要となる次の通信施設の整備を推進するものとする。

- (1) 加入電話
- (2) 大分市 IP 無線
- (3) 大分市同報系防災行政無線
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 大分市消防救急無線
- (6) 大分県防災行政無線
- (7) その他の防災機関等の無線

12 災害対策本部設備等の整備

災害対策本部機能の迅速かつ円滑な運営に資するため、次のとおり必要な資機材及び設備等の整備に努めるものとする。

- (1) 情報収集活動に必要な資機材（PC、プリンター等）
- (2) 停電時の活動を想定した設備及び資機材等（非常用電源、燃料、簡易照明等）
- (3) その他災害対策本部の運営において必要と認める資機材

13 情報端末設備の整備及び点検

市は、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データ）に努めるとともに、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を促進するものとする。

また、システムダウン等の不足の事態を避けるため、平素からコンピュータシステムの点検に努める。

14 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）の施行により、地震防災上緊急に整備すべき施設等について平成 8 年度を初年度とする第 1 次地震防災緊急事業五箇年計画を策定して以降、現在は令和 3 年度から令和 8 年度までの第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画により、地震防災上緊急に整備すべき施設等についての整備を重点的・計画的に行うこととしている。

○第 6 次地震防災緊急事業五箇年計画（資料編 2 6 参照）

15 防災調査研究の推進

(1) 防災調査研究の目的・内容

本市における災害危険区域の実態を総合的・科学的に把握するため、国等が行う調査研究の成果や過去の被災事例等を参考に、地震による地盤震動、液状化、斜面崩壊、津波等によって災害の発生が予想される危険箇所や、建物倒壊、出火・延焼、ライフライン施設被害、人的被害等についての資料収集、被災原因の分析等を、県をはじめとする関係機関と連携して行い、ハザードマップや地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の防災機関職員の早期招集・活動要領、自主防災組織や各種ボランティア等の育成要領、市民生活への支援方策、地理情報システム（GIS）を活用した調査研究・防災情報公開等に関する研究を推進する。

(2) 防災調査研究の実施体制

防災に関する調査研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努め、収集・分析した過去の災害記録やその他各種災害に関する資料については適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努める。

16 社会資本の老朽化対策

老朽化した社会資本について長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

17 宅地開発

宅地開発については、都市計画法に基づく開発許可制度並びに宅地造成等規制法の適切な運用など、宅地の安全性を確保するための取り組みを推進するとともに土砂災害等のリスクが高いエリアにおける居住を抑制する。特に、傾斜地の宅地開発については、適時、パトロールを行い、防災性及び安全性の強化に努めるものとする。

18 大分市立地適正化計画

居住推奨区域及び都市機能誘導区域については、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める「防災指針」の作成に向けて検討を進める。

19 地籍調査の推進

被災地の円滑な復旧・復興に資するため、国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査を推進する。

第3章 災害に強い人づくり

第1節 自主防災組織等の育成計画

(総合統括部、被災者救援部、地域対策部、消防対策部)

大地震が発生した場合は、情報伝達の支障や道路、橋梁等の損壊によって、防災関係機関の活動が遅れたり、活動が阻害されたりすることが予想される。

このような事態に対し、被害の防止又は軽減を図るため、市民自らの出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、津波からの避難等を行う組織として、地域又は施設ごとに、地域住民又は施設関係者による自主的な防災組織の設置が必要である。

このため、市は自治会や町内会を単位とした地域住民による自主防災組織等の結成を促進するとともに、より実効性のある組織としてその育成強化に努めるものとする。

なお、詳細については「風水害等対策編 2-2-1 自主防災組織等の育成計画」によるものとする。

また、地震、津波災害の特徴を考慮し、自主防災組織の結成促進及び育成強化にあたっては以下の点について重点的に指導を行うものとする。

1 津波に関する情報伝達手段の確保

市及び関係機関から提供される津波警報などの津波に関する情報を速やかに地域住民で共有するためには、組織内で非常時連絡網や組織体制表を整備し、情報伝達の体制を構築しておくことが重要である。

災害時の住民相互の情報伝達手段としては、電話や連絡員を派遣することによる口頭伝達などがあるが、災害時には電話が使えない事態も想定されるため、日頃から、災害時優先電話の確認や連絡員の役割分担を決めておく必要がある。

2 地震・津波からの避難に関する計画の樹立

「3-4-2 地震・津波からの避難に関する計画」に基づき、自主防災組織等は、地域の実情を反映した、実践的な地域避難行動計画の策定に努めるものとする。

地震・津波からの避難に関する計画の樹立については、地域情報に精通した住民のきめ細やかな意見を活かし、地域の実状にあった計画を考えていく必要があるため、自主防災組織の役員等が主体となり住民参加型のワークショップ形式での取り組みを行うことが重要である。ワークショップの実施に際しては、地域住民が自らの問題として積極的に防災活動に取り組むよう運営するとともに、市や防災関係機関、消防団、学校、社会福祉協議会など地域の関係機関団体、企業やNPO等とも連携して進めて行く必要がある。

なお、津波からの避難計画の作成においては、徒歩による避難が原則であるが、特に津波到達時間が短い地域での避難方法や避難行動要支援者の避難方法等を検討する場合、自動車による避難も考慮する必要がある。

ただし、東日本大震災では、自動車での避難により都市部で渋滞が発生しただけでなく、過疎地域であっても、海岸沿いの幹線道路で渋滞に巻き込まれて津波に飲まれた事例があったことから、自動車による避難については、実際に地域を歩いた上で、地域の住民があらかじめ地域の状況（避難経路の状況、道路環境、昼夜の人口密度等）を把握し、災害時を想定して、様々な角度から検討し、合意形成した上で進めていくことが必要である。

こうして地域で策定した地震・津波避難行動計画については、定期的に避難訓練を行うなどにより、内容を検証し、迅速かつ安全な避難行動に繋げていくことが大事である。

3 要配慮者の把握と支援体制づくり

自主防災組織の活動の原点は、互いに助け合い支え合う地域づくりであり、地域で支援を必要とする要配慮者の把握と支援体制の確立のため、自主防災組織は、社会福祉協議会や地域住民の協力のもと、自治会、消防団、社会福祉施設、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、福祉事務所などと連携を図ることが重要である。

また、民生委員・児童委員は地域における自治会や自主防災組織と要配慮者との架け橋であるため、自治会や自主防災組織は、地域での防災訓練には、民生委員・児童委員に参加を依頼する。

さらに、要配慮者に配慮した避難方法や避難所の運営のあり方等についても民生委員・児童委員に助言を受けるなどして、防災訓練を実施することにより、声をかけ合い、助け合う隣保協同の気運を高めていくことが重要である。

4 防災知識の普及

自主防災組織は、市及び消防団などと協力しながら、地域住民への防災に関する意識向上や知識の普及などの啓発に努める必要がある。

特に、津波に関する啓発は、地域の中で津波の知識や防災の経験を有した者が行うことが大切であり、そのための人材育成が重要である。

5 防災資機材の備蓄

自主防災組織は、地域内で救出・救護活動をするために必要な最低限の資機材について、市の助成制度等を活用し、備蓄を行うよう努める。

6 防災訓練の実施

自主防災組織は防災力の強化、組織活動の習熟及び市や消防団など関係機関団体との

3-3-1 自主防災組織等の育成計画

連携を図るため、組織的な訓練（特に被災者の救出・救護、津波からの避難等）を少なくとも年に1回は実施する必要がある。

特に、津波に対しては、緊急避難場所（一時避難地）及び避難目標地点や避難路等の周知を徹底し、地域住民が自主的な避難行動がとれるよう取り組む必要がある。

7 指定緊急避難場所及び指定避難所

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震・津波を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所については、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

8 地区防災計画

「自助・共助」による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を、地区居住者等は、市地域防災計画に定めることを提案できるものとする。

第2節 防災訓練計画 (各対策部)

1 総合防災訓練

(1) 市は、県、防災関係機関及び自主防災組織等と連携し、地震・津波災害時における防災活動の円滑な実施及び地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のために、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立強化に重点をおき、推進地域に係る大規模な地震等を想定した総合防災訓練を、年3会場程度で実施する。

(2) 訓練想定の基本

総合防災訓練における想定地震、想定津波高等は原則として次のとおりとする。

ア 想定地震・津波及び地震動

「1-4-1 地震・津波想定」で想定する地震・津波、地震動とする。

イ 想定津波高、津波到達時間

「1-4-1 地震・津波想定」で想定する津波高及び津波到達時間とする。

本市の場合、南海トラフの巨大地震では、高さ1mの津波が最も早い地域では50分後に到達するものと想定されている。また、活断層型の地震が発生した場合、震源に近い地域では数分以内の津波到達が予想される。

よって、このようなことを踏まえ、避難に要する時間を考慮した避難訓練の実施が必要である。

(3) 総合防災訓練が、より具体的かつ実践的なものとなるよう、以下の点に留意の上実施するよう努める。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 避難誘導（災害時要配慮者、旅行者等を含む）、初期消火、搬送、応急手当、炊き出しなどの訓練

ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に防災関係機関に伝達する訓練

オ 現地調整や受援など防災関係機関との相互連携が必要な総合的かつ実践的な訓練

カ 広域避難に関する訓練

キ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

2 無線通信訓練

地震又は津波による災害時においては、有線設備（地下ケーブル等）が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備にも被害を受けることが考えられ、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため大分県防災行政無線運営協議会、大分地区非常通信連絡会、その他防災関係機関の実施する無線通信訓練に積極

3－3－2 防災訓練計画

的に参加、協力するとともに、大分市 IP 無線、大分市同報系防災行政無線の通信訓練を実施し、地震・津波災害時において、円滑な通信の運用を確保するものとする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 (各対策部)

1 自主防災組織の役員ならびに防災士に対する防災教育

地域防災力のさらなる向上を図るうえにおいて、自主防災組織の育成強化は最も重要である。自主防災組織の役員ならびに地域の防災リーダーとして位置づけられる防災士の防災意識のさらなる醸成と、専門的な知識・技能の習得を図るため、次に掲げる研修を実施するものとする。

- (1) 自主防災組織役員等研修会（年1回程度）
- (2) 防災士スキルアップ研修（年2回程度）

2 住民等に対する地震防災教育

市は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、関係機関と協力して、住民等に対する地震防災教育を実施するものとする。地震防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育方法としては、地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用、報道（テレビ、ラジオ、新聞）・SNSの活用、動画／映像の放映・配信、パンフレット・ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法によるものとし、地域の防災リーダーとしての任務を担う防災士や消防団員を積極的に活用するなどの自助努力を促す中で、地域防災力の向上、早期避難の習慣化などを図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とすべき行動に関する知識
- (4) 風評による人権侵害の現状把握及び防止の知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所（緊急避難場所（一時避難地）・指定緊急避難場所等）及び避難路に関する知識
- (9) 指定避難所での行動
- (10) 応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀倒壊防止等の家庭内でできる対策の内容
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3-3-3 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- (12) 地震体験車による研修を開催すること等による防災意識の高揚
- (13) 緊急地震速報受信時のとるべき行動の知識
- (14) 警報等発表時や避難指示等の避難情報発令時にとるべき行動（想定・予測の不確実性）
- (15) 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- (16) 要配慮者への配慮

3 学校等における防災教育

学校等において、児童生徒等の生命・身体の安全確保を図るためには、教職員の防災意識の向上はもとより、児童生徒等が自ら考え・行動できる防災教育を推進するとともに、緊急時に適切な対応がとれるよう、保護者や地域とも共通理解を図りながら創意工夫に努めることが必要である。

そのため、本市教育委員会作成の「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅳ）」等に基づき、効果的で継続的な学校等における防災教育に取り組むものとする。

防災教育の内容（※校種及び学年の段階等により内容は変更される）

- (1) 火災発生時における危険性の理解と安全な行動の仕方
- (2) 大分県・大分市における地震津波の歴史
- (3) 地震・津波発生時における危険性の理解と安全な行動の仕方
- (4) 火山活動による災害発生時の危険性の理解と安全な行動の仕方
- (5) 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険性の理解と安全な行動の仕方
- (6) 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- (7) 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- (8) 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- (9) 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- (10) 災害時における心のケア

4 防災上重要な施設管理者に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

5 各種団体等に対する防災教育

市は、防災関係機関と連携して、消防団や女性防火クラブ、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育を行うものとする。

また、被災宅地危険度判定士や建築物応急危険度判定士などの養成の働きかけを、関

係団体に行うものとする。

6 職員に対する地震防災教育

災害対策関係職員の地震時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して、地震防災教育の徹底を図るよう努めるものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震防災対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報受信時のとるべき行動の知識

7 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する各種資料（古文書、自然記録、映像等）や調査分析結果等をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

8 地震防災上必要な広報

地震や津波に関する防災意識の向上を図るためには、日頃から市民等に対する啓発活動が大変重要である。地震防災上においては、防災とボランティアの日（1月17日）、防災の日（9月1日）、津波防災の日（11月5日）などにおいて、市報やホームページ、横断幕等を活用し、防災意識のさらなる向上に努めるものとする。

第4節 災害ボランティアに関する事前整備計画 (被災者救援部、大分市社会福祉協議会)

災害発生時には、被災地や被災者個々の状況に応じた支援活動が重要であり、公的機関の応急・復旧活動や、自主防災組織の活動とともに、ボランティア、NPO等の特性を活かしたきめ細かな支援活動が不可欠である。

このため、市及び大分市社会福祉協議会は県・大分県社会福祉協議会及び防災関係機関と連携し、ボランティア、NPO等への活動支援としての情報提供や、コーディネート等を実施するボランティア団体などとの連携強化を図るなど、ボランティア、NPO等が効果的に活動できる環境整備に努めるものとする。

また、大規模災害発生時には、各種の援護を必要とする被災者が増加することが想定され、県の内外から参加するボランティア、NPO等による被災者への積極的な支援活動が求められることから、市は、県と協力して、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、ボランティア活動が持つ独自の領域と役割に留意しながら、大分市社会福祉協議会、大分県社会福祉協議会及び防災関係機関と連携を図り、受入れ体制及び活動環境等の事前整備に努めるものとする。

1 災害ボランティアの育成

市は、大分市社会福祉協議会等と協力して、災害ボランティアコーディネーター並びに災害ボランティアセンター運営の核となるリーダー、運営実務を担うスタッフ等の育成に努めるとともに、ボランティアを対象とする研修会等を実施し、災害時の活動に必要な知識の習得や災害ボランティアセンター設置訓練などの機会を提供するものとする。

2 災害ボランティアの登録

市は、大分市社会福祉協議会等と協力して、個人・団体を問わず災害時に活動する一般ボランティア並びに技術ボランティア（医療、建築、通訳等）の登録を推進するものとする。

3 災害ボランティア関係団体のネットワークの構築

市及び大分市社会福祉協議会は、県、大分県社会福祉協議会及び防災関係機関と連携し、日本赤十字社大分県支部、ボランティア団体、NPO、企業、学校等とのネットワークを構築し、災害時における協力体制を整備するものとする。

また、市及び大分市社会福祉協議会は、平常時から関係機関・関係団体等で構成する「大分市災害ボランティアセンター運営委員会」を開催し、災害ボランティアセンターの迅速な設置及び円滑な運営を実施する体制を構築するための意見交換等に努めるものとする。

4 災害ボランティアセンターにおいて必要となる資機材の調達

市及び大分市社会福祉協議会は、平時より相互に協力し、災害ボランティアセンターにおいて必要となる資機材等の確保に努めるものとする。

第5節 要配慮者の安全確保に関する計画

(総合統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会)

この計画は、災害対策基本法第49条の10第1項及び第49条の14第1項の規定に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の名簿や個別避難計画の作成及び避難行動要支援者を含む高齢者、障がい者、乳児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保や支援を行うための計画を定めるものである。

1 避難行動要支援者名簿の作成

地域や近隣住民による自助・共助を基本として、災害時の安否確認（被災状況の把握等を含む）や避難誘導などを円滑に行うなど、地域の実情に応じた避難行動要支援者の支援対策を推進するため、災害対策基本法の改正を踏まえ、国が市町村を対象に策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月(令和3年5月改定)内閣府）」に基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の具体的な支援等については、別に定めるマニュアルに記載するものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

市内に居住し生活の基盤が自宅にある要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する者を避難行動要支援者とする。

- ア 身体障害者手帳第1種を所持する者
- イ 療育手帳A1、A2を所持する者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- エ 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定者
- オ 障害支援区分4～6の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定者
- カ 要介護認定3～5を受けている者
- キ 「特定医療費（指定難病）受給者証」及び「特定疾患医療受給者証」所持者のうち業務担当課が指定する疾患の者
- ク 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち重症認定者
- ケ 上記以外で自治委員や民生委員・児童委員等から特に支援が必要とされた者
- コ 上記以外で自ら名簿掲載を希望し、特に支援が必要と認められた者

(2) 避難行動要支援者名簿に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に必要な個人情報とは次のとおりとし、名簿を作成するにあたり、次に掲げる入手方法を通じて、避難行動要支援者情報の把握に努めるものとする。

また、名簿に掲載される者に対し、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

ア 名簿記載事項

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 年齢
- (エ) 性別
- (オ) 現住所
- (カ) 電話番号等
- (キ) 同居家族の有無
- (ク) 対象者となる理由
- (ケ) 必要な支援内容
- (コ) 地域確認の状況

イ 入手方法

- (ア) 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。
- (イ) 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- (ウ) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、特定医療費（指定難病）受給者証情報等により、特定疾患医療受給者証所持者の情報に関しては、特定疾患医療受給者証情報等により把握する。
- (エ) 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の情報に関しては、小児慢性特定疾病医療受給者証情報等により把握する。
- (オ) 自治委員・民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。

(3) 名簿の更新

名簿については、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳交付等の事務を通じて得た情報をもとに、定期的に更新し、最新の状態に保つものとする。

(4) 名簿情報の提供

ア 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

名簿の情報について、本人の同意が得られた場合には、次に定める避難支援等関係者に対して、事前に名簿情報を提供することができる。

「避難支援等関係者」

- (ア) 自治委員
- (イ) 民生委員・児童委員
- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 自治会

3-3-5 要配慮者の安全確保に関する計画

(オ) 大分市消防団

(カ) 大分中央警察署、大分東警察署、大分南警察署

(キ) 大分市社会福祉協議会

イ 避難支援等関係者等への災害発生時等における名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに名簿情報を提供することができる。

2 避難行動要支援者の個別避難計画の作成

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこに避難所等に避難するかを定めておくことが必要である。

このため、「災害時要配慮者の避難支援の手引き」を活用し、自治委員、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

(1) 個別避難計画の作成

個別避難計画は、市が主体となり、避難行動要支援者本人及びその家族と作成するよう努めるものとする。本人に関する情報の外部提供に対して同意があった場合については、自治委員等の避難支援等関係者と連携を取りながら、避難行動要支援者本人と避難支援等実施者、避難場所、避難時の留意事項等について具体的に話し合うことにより作成するよう努めるものとする。

(2) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画作成に必要な個人情報は次のとおりとする。

また、個別避難計画を作成する避難行動要支援者本人に対し、平常時から避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を提供することについて同意の確認を行うこととする。

ア 個別避難計画記載事項

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 年齢

(エ) 性別

(オ) 現住所

(カ) 電話番号等

(キ) 同居家族の有無

(ク) 必要な支援内容

(ケ) 緊急時の連絡先（氏名、住所、本人との関係、電話番号等）

- (コ) 避難支援等実施者の連絡先（氏名、住所、本人との関係、電話番号等）
- (サ) 自宅情報
- (シ) 避難場所
- (ス) 避難経路に関する特記事項
- (セ) 避難時の留意事項
- (ソ) 避難先での留意事項

イ 入手方法

- (ア) 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳情報等により把握する。
- (イ) 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- (ウ) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の情報に関しては、特定医療費（指定難病）受給者証情報等により、特定疾患医療受給者証所持者の情報に関しては、特定疾患医療受給者証情報等により把握する。
- (エ) 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者の情報に関しては、小児慢性特定疾病医療受給者証情報等により把握する。
- (オ) 自治委員、民生委員・児童委員等から情報収集により把握する。

(3) 個別避難計画の更新

個別避難計画は、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれているため、その保護には十分に留意し、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、情報の更新を随時行うこととする。具体的には、個別避難計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更の申し出があった場合は、その都度速やかに更新する。また、避難支援等関係者の協力を得て更新を行う。

(4) 個別避難計画情報の提供

ア 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

個別避難計画情報について、本人の同意が得られた場合には、次の者に対して、事前に個別避難計画情報を提供することができる。

- (ア) 自治委員
- (イ) 民生委員・児童委員
- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 自治会
- (オ) 個別避難計画の作成支援を行う福祉事業者等

イ 避難支援等関係者等への災害発生時等における個別避難計画情報の提供

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときには、市長の決定により、避難支援等関係者に加え、派遣された警察、自衛隊等に対して、避難行動要支援者の同意を得ずに個別避難計画情報を提供することができる。

3-3-5 要配慮者の安全確保に関する計画

(5) 個別避難計画の作成の進め方

ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、優先的に作成するものとする。

(6) 個別計画の取り扱い

令和3年度までに作成された個別計画については、個別避難計画として取り扱うものとする。

3 名簿及び個別避難計画の提供における情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- (3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行い個人情報流出することのないよう指導するものとする。
- (4) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

4 避難情報の伝達

「警戒レベル3 高齢者等避難」等の避難に関する情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。そのため、避難支援等関係者が名簿及び個別避難計画を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。
- (4) 緊急速報メールや大分市防災メール（電話・FAXによる配信を含む）や大分市同報系防災行政無線による情報伝達に加え、広報車等を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
- (5) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

5 避難支援等関係者の安全確保

災害時の避難支援については、地域活動として可能な範囲で行うもので法的な責任や義務を負うものではない。そのため、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を十分に確保した上で、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を実施する。

6 安否確認体制の整備

避難行動要支援者の安全確保を行うため安否確認体制を自治委員、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、大分市社会福祉協議会等と協力して整備、支援する。その際、安否確認体制は、避難行動要支援者の把握と連動し、速やかに各地域住民において行えるよう整備、支援する。また、各種情報機器（自動通報装置等）の設置、拡大に努める。

7 備蓄・資機材等の整備

災害初期の食料・飲料水等についても住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するとともに、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資等の備蓄・調達体制の整備を行う。

8 要配慮者を考慮した避難所での対策

(1) 指定避難所における支援体制

指定避難所では、被災者救援部と自治委員、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、大分市社会福祉協議会や福祉関係者等は協力して、要配慮者の要望を把握し、必要な支援を行うとともに、避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じる。

また、要配慮者の状況に応じて、指定避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行うものとする。

ただし、要配慮者の避難等の措置について、本市のみでは対応できない場合は、県へ協力を要請し、県内外の社会福祉施設やその他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させるものとする。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、通常時から役割分担等を明確にしておくこととする。

指定避難所における情報提供は被災者にとって大変重要なものであるので、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

(2) 協定福祉避難所の確保・活用

協定福祉避難所は、指定避難所へ避難後、一般の避難所での生活を続けることが困

3-3-5 要配慮者の安全確保に関する計画

難な要配慮者が安心して避難生活を送ることのできる二次避難所とする。

民間の社会福祉施設等を協定福祉避難所として活用する場合は、福祉避難所の開設に関する協定に基づき、施設管理者との間で要配慮者の受け入れについて調整を行う。

市は、協議のうえ福祉避難所の開設に関する協定を締結するなど、協定福祉避難所の確保に努める。

また、旅館・ホテル等の協定福祉避難所としての借上げについても検討を行う。

(3) 市は大規模災害の発生時、必要に応じて県に対し、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣要請を行う。

9 訓練の実施

避難行動要支援者の避難を円滑かつ迅速に行うためには、避難行動要支援者と避難支援等関係者との信頼関係が不可欠であることから、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、大分市社会福祉協議会等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要である。

また、避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要である。

このため、自主防災組織が中心となり、避難行動要支援者や避難支援等実施者とともに、避難訓練を実施することにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援等実施者が積極的に参加し、避難行動要支援者の情報を共有するとともに、避難情報の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行う。また、避難所生活での支援等については、社会福祉施設・福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施し、地域全体の防災意識の向上を図る。

10 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

ホームヘルパーなど、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識の普及を推進する。

また、難病患者のうち、透析患者、人工呼吸器及び在宅酸素患者等に対して「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

11 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

ア 要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう、施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

イ 自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ウ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ施設内で防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に夜間や悪天候時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。

また、地域の自主防災組織や近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

エ 社会福祉施設等が災害時に他の施設からの職員派遣や施設利用の協力等が得られるよう、応援協定の締結等、施設相互の協力体制整備を支援する。

オ 要配慮者が保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるための受入れ候補施設を事前にリストアップしておくよう努める。

(2) 防災設備等の整備

ア 社会福祉施設等の管理者を指導・支援し、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進する。

イ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者、要配慮者の生活を維持するため、物資及び防災機材等を整備する。

また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 協定福祉避難所の体制整備

ア 市は、体育館等の避難所では十分な対応ができない、在宅の高齢者や日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者を受入れることのできる協定福祉避難所を確保するため、市内の社会福祉法人等との間で、協定福祉避難所の設置と要配慮者の受入れに関する基本協定を締結し、支援体制の整備を図るとともに、災害時において迅速な対応ができるよう、あらかじめ入所対象者の把握に努めるものとする。

イ 基本協定を締結した社会福祉法人等は、災害時にそれぞれの施設において協定福祉避難所を開設し、一定期間の介護等ができるよう、あらかじめ支援体制の整備を図るものとする。

○災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等に受け入れる事に関する協定（資料編 9 3 参照）

12 旅行者及び外国人に係る対策

旅行者や外国人に対しても、避難行動要支援者と同様に特別な配慮が必要な場合があり、これらの者の安全確保や適切な避難誘導を行うための体制づくりに努める。

(1) 旅行者の安全確保

ア 市は、指定避難所・避難路等の標識について、観光客・旅行者等にも容易に判別できる表示とし、その安全確保に努める。

イ 市及び自主防災組織等は、地域全体で地震災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。

ウ 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなどの宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活動の拠点となれるよう、平素から食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

(2) 外国人の安全確保

ア 市は、指定避難所・避難路等の標識について、外国語の付記や外国人にも容易に判別できる表示にするとともに、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供や、広報、指定避難所における案内パネルの作成等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。また、大使館または領事館等、関係する団体と連携しながら、緊急時の情報伝達や安否確認に努める。

○大分市災害時多言語コールセンター（資料編29参照）

（TEL：0120-691-476 ※災害等の発生時のみ）

イ 市、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。

ウ 市は、地震災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレット等の作成・普及、外国人を対象とした防災講話や防災訓練の実施を推進する。

エ 市は、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターや、ボランティア通訳者の配置が必要な場合、県と連携し、適切な支援に努める。

第6節 帰宅困難者の安全確保 (被災者救援部)

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

市は県と連携し、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等に働きかけるものとする。（災害時における一時的な滞在施設に関する協定 資料編9 3参照）

なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努めるものとする。

2 市民、事業所・学校等への啓発

(1) 市民等への啓発

市は県と連携し、市民等に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所・学校等への要請

市は県と連携し、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市及び県は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるよう、トイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第4章 災害応急対策のための事前措置

第1節 初動体制の強化及び活動体制の確立 (各対策部)

この計画は、「第4部 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、事前の措置について定めるものである。

1 初動対応マニュアル及び業務継続計画等の作成

大規模な地震が発生した場合、全庁をあげて迅速かつ円滑に対応するためには、市としての体制を確立し、必要とされる災害に関する情報を素早く把握することが重要である。市は、「第2部 緊急時危機管理システム」に基づき、災害対策本部の初動体制を確立する。

なお、各対策部は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、初動対応マニュアル及び業務継続計画等の作成を行う。この場合に、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し（PDCAサイクル）を行うものとする。

2 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

(1) 庁舎の耐震診断

災害対策本部を設置する予定（代替含む）の庁舎については、耐震診断を行っており、その耐震診断の結果等をふまえ、本庁舎の災害対策本部の中核機能が損なわれる事態が想定される場合、必要により本部機能を有する施設（災害時には情報収集・分析及び物資の集積・備蓄機能等の拠点として機能し、平常時には訓練や研修の場として活用する。）の整備や民間施設等の一時借上げについても検討する。

(2) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食料、毛布等の備蓄について検討する。

また、職員（要員）をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつであることから、職員の参集手段として、職員の緊急職員参集システムの登録促進を図る。

3 津波監視体制の整備

(1) 海面監視体制の確立

震度4以上の揺れを感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報等が発表されるまでに津波が襲来するおそれがある。

そのため、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点で海面の監視を行う体制がとれるよう、津波の監視場所、監視担当者、監視情報の伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 監視方法等

ア 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全を確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設置するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

イ 津波監視担当者の専任

津波警戒連絡室長（「4-1-1 組織計画 3」参照）は、地震発生後、速やかに津波の監視を開始できる者を津波監視担当者としてあらかじめ専任しておく。

ウ 遠方監視設備等の活用

地震発生直後からの潮位等の海面変化を監視するため、監視カメラ等の遠方監視設備等の活用を図るものとする。

4 地震・津波に関する情報伝達体制の整備

(1) 各対策部及び防災関係機関相互間における情報伝達

市は、各対策部及び防災関係機関相互間において、津波警報等の情報が確実に伝達され、共有化できるよう、その経路及び方法を確立するものとする。

また、情報伝達の経路及び方法を確立するに当たっては、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

なお、津波発生時に活用できるよう平常時においても利用する。

(2) 住民等への情報伝達

市は、市域内の住民、団体及び市域内に一時滞在する観光客、釣り客、海水浴客、ドライバー等に対し、関係事業者の協力を得つつ、緊急速報メール、大分市防災メール（電話・FAXによる配信を含む）、大分市同報系防災行政無線、大分市ホームページ、SNS等、報道（テレビ、ラジオ、新聞各社）による伝達のほか、広報車、消防車、消防団車両、パトカー等の様々な情報伝達手段を活用するとともに、電話、口頭、文書等により自治委員等へ連絡し、津波に関する情報が迅速・正確・広範に伝達されるよう努める。

3-4-1 初動体制の強化及び活動体制の確立

(3) 船舶、港湾関係者等への情報伝達等

市は、船舶及び港湾、漁港等の関係者に対する津波警報等の情報伝達について、伝達の経路及び方法を確立しておくものとする。

5 活動体制の確立

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

以下に示す項目を重点的に進め、活動体制の確立を図る。

(1) 応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。

本市では、「中核市災害相互応援協定」をはじめ、応援協力協定の締結などを積極的に進めているところであるが、今後とも以下の対策を講じることにより、なお一層応援体制の強化を図ることとする。

ア 市町村間の相互応援協定締結の推進

本市では「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」及び「大分県常備消防相互応援協定」をはじめ、多くの相互応援協定があり、県内の全ての市町村、消防本部と協定を締結している。今後はこれらの協定に定める内容を災害時に迅速に運用できるよう、平素からの訓練や情報交換のほか、具体的な応援要請の手順等の明確化を行い、実効性の確保に努めるものとする。

なお、近隣の市町村間だけでなく、同時被災をさける観点から遠隔地との相互応援協定の締結についても、積極的に推進していく。

イ 関係業界、民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、関係業界、民間団体との応援協力協定の締結の推進に努める。

協定を締結した団体とは、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の明確化を行い、実効性の確保に努めるものとする。

ウ 拠点候補地の事前選定

市外から応援機関が集結し、活動する場合の拠点となる場所や、市外から送られてくる救援物資を一時的に集積する場所などを、迅速に確保する必要があることから、市有施設を中心に拠点候補地を事前に選定し、「大分市災害時受援計画」に定める。

また、緊急消防援助隊については、消防対策部が別途定める受援計画等に記載している各消防署管内の進出拠点、到達ルート、野営地点等から災害状況に応じて選択するものとする。

◎大分市災害時受援計画に定める拠点候補地

シンボルロード「大分いこいの道」、J:COM ホルトホール大分（大・小ホール）、南大

分スポーツパーク「多目的広場・グラウンド」、大分市西部スポーツ交流ひろば、豊後企画大分駄原球技場、T-wave、大分市営陸上競技場、平和市民公園「多目的広場」、大南支所前広場、戸次本町ふれあい広場、鶴崎スポーツパーク「球場・テニスコート」、鶴崎公園、植田市民行政センター、七瀬自然公園グラウンド、佐野植物公園、坂ノ市公園、ふれあい広場（佐賀関・白木）、野津原支所前広場、野津原総合グラウンド、大分工業高等専門学校、大分大学「旦野原キャンパス」、日本文理大学、道の駅のつはる、のつはる天空広場

(2) 被災住宅の被害認定調査のための事前対策

被災住宅の被害認定調査については、早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害認定が求められているため、県が定期的に開催する住宅被害認定研修会を受講し、市職員の被害認定調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用を検討し、被害認定調査に係る市町村間の応援体制等の構築に努める。

第2節 地震・津波からの避難に関する事前措置計画 (総合統括部)

本計画は、地震・津波時に住民が迅速に避難するため、避難先として「風水害等対策編 2-3-3 避難場所指定計画」に定めるところにより、避難場所を緊急避難場所（一時避難地）、指定緊急避難場所、指定避難所とに区分し、高台まで避難するのが困難な場合に緊急的、一時的に避難する場所として津波避難ビルや津波避難場所を併せて指定するなどの対策について定める。

ただし、有事の際は往々にして事前の計画と異なった事態が生ずるものであり、避難の際には、その災害の発生場所、風向、風速、地盤、潮位、建築物の延焼又は倒壊、道路の損壊、橋梁の落下等により避難行動もかなりの制約を受けるので、指定避難所の開設にあたっては被災状況を把握のうえ、適切な場所を選定するものとする。

1 地震・津波に対する緊急避難場所（一時避難地）の指定

緊急避難場所（一時避難地）の指定には、地震・津波被害の特殊性を考慮し、人的被害を最小限に食い止めるため、以下の点に留意するものとする。

(1) 津波避難ビル

高台まで避難するのが困難な場合に緊急的・一時的に避難をする施設として「大分市津波避難ビル等に係るガイドライン」に沿って指定を行うものとする。

○津波避難ビル指定状況一覧表（資料編 6 3 参照）

(2) 津波避難場所

津波発生時に市民等が避難する場所として、また、避難行動をとる上で目標を示す意味においても、高い位置にある広場・遊休地等を「大分市津波避難ビル等に係るガイドライン」に沿って指定を行うものとする。

○津波避難場所指定状況一覧表（資料編 6 3 参照）

2 避難経路の選定

地震・津波からの避難は「高い場所へ逃げること」が大原則であり、避難にあたっては安全かつ迅速に行うことが重要である。避難経路は地域ごとに事情が違っていることから、各自主防災組織等において「地震・津波避難行動計画」などにより予め定めるとともに、地域内の住民に対し、防災訓練等を利用し、周知徹底を行うものとする。なお、高台や津波避難場所等への避難標識（津波避難場所経路標識・津波避難誘導案内標識等）の設置については、必要に応じ市が行うものとする。

3 夜間や停電時の避難対策

市は、夜間でも安全に避難できるよう、指定緊急避難場所等の表示板に照明等を整備

するとともに投光器や発電機等の整備を図るよう努めるものとする。

4 防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが重要である。このためには、防災業務従事者が津波の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時に相互の有効な情報伝達手段の1つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備を図っていくよう努めるものとする。

なお、各対策部は、防災業務従事者の安全確保に対してのマニュアル等の整備を進めていく。

5 地震・津波災害における指定避難所の選定

地震災害時には、現行の耐震基準に適合していない建物は、避難所として開設できないため、事前に把握しておくものとする。

また、津波災害の想定において、被災者の精神的負担の軽減も考慮し、概ね海拔 10m 以上で耐震化が図られている指定避難所を事前に把握しておくものとする。

6 地震・津波避難のための意識啓発

市は、地震・津波からの避難が必要となる居住者等が、迅速かつ的確な行動ができるよう、地域の実情を反映した「地震・津波避難行動計画」の策定を支援するとともに、指定緊急避難場所や指定避難所等の必要な情報を、市報やホームページ、ハザードマップ等を活用し、周知徹底するとともに、防災訓練や防災講話等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。

また、地震発生後には地盤の液状化による被害も想定されるため、液状化の危険を有する地域について、大分県が公表している「液状化危険度分布図」を活用し、市民や関係団体への広報・周知に努めるものとする。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施に関する計画

(総合統括部、被災者救援部、住宅対策部、物資支援部、児童・生徒対策部)

この計画は、市民の生命・財産への被害を最小限に食い止めるための事前措置や災害が発生した後の被災者に対する迅速な保護・救援を行うために必要な事前措置に関して定めるものである。

1 生命・財産への被害を最小限にするための事前措置

(1) 避難誘導対策の充実

市民や旅行者等を安全な場所に避難させるためには、避難誘導に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市としては以下の対策を推進していくこととする。

- ア 指定避難所、社会福祉施設、学校、その他市が所管する施設の避難体制の再点検
- イ 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する被災者の受入れに関する要請
- ウ 洪水ハザードマップ等の防災マップの作成及び市民への情報発信
- エ 要配慮者のための支援マニュアルの作成
- オ 耐震性のある県立、民間施設等の避難所指定に関する調整

2 被災者の保護・救援のための事前措置

(1) 学校の防災拠点化の推進

学校が地域の防災拠点として機能するために、次の点に留意する必要がある。

- ア 無線設備の整備の検討
- イ 調理機能の確保
- ウ 保健室の救急医療機能（応急処置等）の強化
- エ シャワー室、和室の整備
- オ 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
- カ 給水用・消火用井戸、非常用応急給水栓、非常用応急給水タンク、貯水槽、備蓄倉庫の整備及び備蓄の推進
- キ トイレの増設及びトイレトペーパーの備蓄等非常時のトイレ対応整備

(2) 市における食料、水、生活用品の備蓄

大規模災害に対応できるよう指定避難所として選定した小中学校を中心に、備蓄場の分散化を図る。また、備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

○大分市備蓄計画（資料編6-6参照）

(3) 家庭、自主防災組織、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活用品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。

そのため、家庭、自主防災組織、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等に対して、物資の調達又は供給体制が確立するまでの間（概ね3日間）、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

(4) 応急仮設住宅の提供のための事前措置

市域内の被災者のほか、広域避難の被災者受入れを考慮し、災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、市営住宅の空き家の状況を常に把握するとともに、民間賃貸住宅等について、円滑な借り上げができるよう検討する。

(5) 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等の情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるように、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組み（総務省が提供する全国避難者情報システム等）の運用等についての検討を行う。

(6) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、「被災者台帳システム」を活用し、被災者に関する情報を一元管理できるよう努め、台帳の作成を行う。

第4節 救援物資等備蓄計画

(総合統括部、被災者救援部、物資支援部、児童・生徒対策部)

東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人、このうち大分市内の避難者を9万5千人と想定し、地域の地理的条件や、過去の災害等を踏まえ、市外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、マスク、アルコール消毒液を下記により、計画的に備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。

また、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努めるものとする。

【災害時備蓄物資等に関する基本方針】

大分県「災害時備蓄物資等に関する基本方針」に基づき、次の備蓄物資の確保に努める。

○主食、副食、飲料水

発災から3日目までの必要量の3分の1を自助・共助、3分の2を公助にて備蓄する。

公助は、現物備蓄、流通備蓄をそれぞれの内2分の1ずつ確保する。

現物備蓄の市と県の割合は1：1を目安とする。

○毛布、要配慮者用物資、ブルーシート等

必要量の2分の1を市と県でそれぞれ2分の1ずつ備蓄し、残りの2分の1を流通備蓄で確保する。

(1) 主要4品目

主 食 副 食 飲料水	公助 2/3		
	自助・共助（個人・自主防災組織等） 1/3	現物備蓄（全体の1/3）	
		18市町村（全体の1/6） 1/4	県（全体の1/6） 1/4
毛 布	公助		
	現物備蓄（1/2）		流通備蓄（1/2）
	18市町村（全体の1/4） 1/2	県（全体の1/4） 1/2	

(2) その他

マ ス ク	公助 2/3		
	自助・共助（個人・自主防災組織等） 1/3	現物備蓄（全体の1/3）	
		18市町村（全体の1/6） 1/4	県（全体の1/6） 1/4
その他 （要配慮者用物資、 ブルーシート、 消毒薬他）	公助		
	現物備蓄（1/2）		流通備蓄（1/2）
	18市町村（全体の1/4） 1/2	県（全体の1/4） 1/2	

第4部 災害応急対策計画

- 第1章 活動体制の確立
- 第2章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
- 第3章 被災者の保護・救護のための活動
- 第4章 社会基盤の応急対策
- 第5章 その他の災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節 組織計画 (各対策部、各機関)

この計画は、地震又は津波が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するための組織及び編成について定めるものである。

1 大分市防災会議

この機関は、基本法第16条及び大分市防災会議条例に基づいて設置された機関であり、本市の地域における防災に関する基本方針及び基本計画を作成し、その実施を推進するものとする。

(1) 所掌事務

- ア 大分市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること
- イ 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- ウ 防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- エ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令の規定による事務に関すること

(2) 組織

ア 会長

大分市長（会長代理：大分市副市長）

イ 組織機関

(ア) 大分市

(イ) 大分県

(ウ) 警察（大分中央警察署・大分東警察署・大分南警察署）

(エ) 陸上自衛隊第41普通科連隊

(オ) 指定地方行政機関

- a 大分地方気象台
- b 九州地方整備局大分河川国道事務所
- c 第七管区海上保安本部大分海上保安部
- d 九州運輸局大分運輸支局
- e 九州農政局大分県拠点

(カ) 指定公共機関

- a 日本赤十字社大分県支部
- b 日本放送協会大分放送局

4-1-1 組織計画

- c 九州旅客鉄道株式会社大分支社
- d 西日本電信電話株式会社大分支店
- e 九州電力送配電株式会社大分配電事業所

(キ) 指定地方公共機関

- a 株式会社大分放送
- b 株式会社テレビ大分
- c 大分瓦斯株式会社大分営業所
- d 株式会社エフエム大分
- e 大分朝日放送株式会社
- f 一般社団法人大分県L P ガス協会 大分市L P ガス防災協議会

(ク) 大分市消防団

(ケ) 自主防災組織を構成する者

(コ) 大分市社会福祉協議会

(注) 大分市防災会議は、防災に関する重要事項を審議し、諮問的機関としての役割を果たすものである。

2 災害警戒連絡室の体制

(1) 災害警戒連絡室の設置

災害警戒連絡室は、次の場合に防災危機管理課長の指示により設置する。

- ア 市域内で震度4の地震が発生したとき
- イ 気象庁が、津波予報区の大分県瀬戸内海沿岸又は大分県豊後水道沿岸（以下「本市域の津波予報区」という。）に津波注意報を発表したとき
- ウ その他地震又は津波により災害が発生し、又は発生するおそれがあり、応急対策を実施する必要があるとき

(2) 設置場所

防災危機管理課

(3) 組織

防災危機管理課長及び防災危機管理課職員をもって構成する。

(4) 所掌事務

- ア 災害情報の収集・伝達
- イ 災害対応の状況把握
- ウ 県及び防災関係機関との連絡調整

(5) その他

防災危機管理課長は、災害の状況に応じて職員の動員を求め、災害応急対策を行うものとする。

(6) 廃止

- ア 津波注意報が解除されたとき
- イ 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- ウ 防災危機管理課長が被害状況等により災害の拡大が認められないと判断したとき

3 津波警戒連絡室の体制

(1) 津波警戒連絡室の設置

津波警戒連絡室は、気象庁が本市域の津波予報区に津波警報又は津波注意報を発表した場合において、防災危機管理課長の指示により災害警戒連絡室に併設する。

(2) 設置場所

防災危機管理課

(3) 組織

- ア 津波警戒連絡室長・・・防災危機管理課長
- イ 津波警戒連絡室に班を置き、班長及び班員をもって構成する。
「4－2－1 地震・津波に関する情報伝達等 3 (表)」を参照のこと。

(4) 所掌事務

- ア 津波情報の収集・伝達
- イ 災害対応の状況把握
- ウ 県及び防災関係機関との連絡調整

(5) その他

津波警戒連絡室長は、状況に応じて職員の動員を求め、災害応急対策を行うものとする。

(6) 廃止

津波警報・津波注意報が解除されたとき

4 災害警戒本部の体制

(1) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は、次の場合に、市長の指示により総務部長が設置する。

- ア 市域内で震度5弱の地震が発生したとき
- イ 気象庁が、本市域の津波予報区に津波警報を発表したとき
- ウ 地震又は津波により相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に応急対策を実施する必要があるとき

(2) 設置場所

市役所8階大会議室

(3) 組織及び運営

- ア 本部長

4-1-1 組織計画

総務部長

イ 副本部長

企画部長、総務部審議監又は次長（※ただし審議監等及び次長は専任に限る。）、
企画部審議監（広報戦略担当）

ウ 災害対策監

総務部防災局長

エ 組織

警戒本部に班を置き、本部長が指名する室長・班長及び班員をもって構成する。

○大分市災害警戒本部組織表（資料編 30 参照）

オ 警戒本部付対策部員

災害対策本部への移行を見据え、移行後の情報共有を円滑に行うため、災害対策本部の各対策部から、情報集約及び伝達のための要員を 1 名以上、災害警戒本部に置く。

（4）所掌事務

ア 災害情報の収集、伝達

イ 初期緊急対応対策の検討・実施

ウ 県及び防災関係機関との連絡調整

エ その他市長からの特命事項

（5）その他

警戒本部の庶務及び災害に関する情報等を一元的に把握し、災害応急対策を円滑に処理するため、総合情報室を設置する。

総合情報室は総合情報室長（防災危機管理課長）及び室員をもって構成する。

（6）廃止

ア 津波警報が解除されたとき

イ 災害対策本部又は災害警戒連絡室が設置されたとき

ウ 本部長が被害状況等により災害の拡大が認められないと判断したとき

5 災害対策本部の体制

（1）災害対策本部の設置

災害対策本部は、基本法第 23 条の 2 第 1 項及び大分市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 39 号）に基づいて、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置するもので、市長は、次の場合に、災害対策本部を設置する。

ア 市域内で震度 5 強以上の地震が発生したとき

イ 気象庁が、本市域の津波予報区に大津波警報を発表したとき

ウ その他地震又は津波により大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、総合的な応急対策を実施する必要があるとき

(2) 設置場所

市役所本庁舎 8 階大会議室

ただし、災害等により本庁舎が使用できない場合は、第 2 庁舎や J:COM ホルトホール大分などのその他の施設に設置する。

※「第 2 部 緊急時危機管理システム」参照

(3) 廃止

本部長は、次に該当する場合に、災害対策本部会議を開催し、事後の体制を定めた上で災害対策本部を廃止するものとする。

ア 災害応急対策が概ね終了したと認められるとき

イ 災害警戒本部又は災害警戒連絡室が設置されたとき

ウ 本部長が被害状況等により災害の拡大が認められないと判断したとき

(4) 設置及び廃止の公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を次の表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を市役所本庁舎に掲示するものとする。

なお、廃止した場合の通知は設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責 任 者	備 考
各 対 策 部	庁内放送、IP 無線	総合情報室長	通知を受けた各班長は職員に徹底させるものとする。
各支所	有線電話、IP 無線		
一般住民	報道機関、大分市ホームページを通じて公表		
県本部	防災行政無線、有線電話、災害対応支援システム		
防 災 関 係 機 関	防災行政無線、有線電話		
報 道 機 関	口頭、文書または有線電話		

(5) 組織機構及び編成

ア 本部長

市長

イ 副本部長

副市長

ウ 本部員

(ア) 総合統括部

a 統括者

防災危機管理統括者（総務部担当副市長）

b 副統括者

副市長（総務部担当外）、教育長、上下水道事業管理者及び消防局長

c 総合統括部長

総務部長

d 総合統括副部長

企画部長、企画部審議監（広報戦略担当）

e 災害対策監

総務部防災局長

f 総合情報室

総合統括部に総合情報室を置き、総合情報室長（総務部審議監等又は次長・企画部審議監等又は次長 ※ただし審議監等及び次長は専任に限る。）及び室員をもって構成する。

g 受援調整班

総合情報室に受援調整班を置き、受援調整班長（総務部防災局長）及び班員をもって構成する。

（イ）対策部

各対策部は対策部長、副部長、対策班をもって構成する。

対策班は班長及び班員をもって構成する。

○大分市災害対策本部組織表（資料編 3 1 参照）

○大分市災害対策本部事務分掌表（資料編 3 2 参照）

エ 本部付対策部員

各対策部は本部との連絡を緊密にするため、情報の集約及び伝達のための要員を1名以上置くものとする。

本部付対策部員の任務は次のとおりとする。

（ア）災害対策本部長の指示命令及び本部情報を自己の部へ伝達すること。

（イ）各対策部所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他災害活動に必要な情報を取りまとめて総合統括部総合情報室に連絡すること。

（6）災害対策本部会議

災害応急対策の基本方針その他重要事項を協議するため、本部長、副本部長、総合統括部統括者、総合統括部副統括者、各対策部長・副部長及び総合情報室長で構成する本部会議を設置する。

災害対策本部会議の所掌事務は次のとおりとする。

ア 災害応急対策の総合調整に関すること

イ 避難情報発令等及び警戒区域の設定に関すること

ウ 職員の動員、配備体制に関すること

エ 県等関係機関への応援要請に関すること

オ 災害救助法の適用申請、激甚災害の指定要請に関すること

カ その他災害応急対策の重要事項の決定に関すること

(7) 総合統括部の設置

本市における災害応急対策、復旧・復興方針等を立案し、かつ、円滑な本部会議の運営に資することを目的とするため、総合統括部を設置する。

なお、総合統括部長（総務部長）は、総合情報室を統括し、災害対策監（総務部防災局長）は総合統括部長を補佐する。

ア 総合情報室の設置及び所掌事務

本部会議の庶務事務及び災害応急対策、復旧・復興方針案等の作成、重要事項に関する状況及び災害に関する情報等を一元的に把握し、災害応急対策等を円滑に行うため、総合情報室を設置する。

総合情報室の所掌事務は次のとおりとする。

- (ア) 本部会議の庶務事務
- (イ) 災害応急対策、復旧・復興方針案の作成
- (ウ) 災害応急対策の重要事項に関する各部との連絡調整
- (エ) 災害情報の一元的な管理
- (オ) 災害情報に関する各部間の連絡調整
- (カ) 広報事項の整理
- (キ) 県及び防災関係機関等との連絡
- (ク) その他必要な事項

イ 受援調整班の設置及び所掌事務

災害対応にあたる上で必要となる人員や物資等が不足した場合において、それらを補うため、防災関係機関等からの支援を円滑に受入れるための調整を行う組織として、総合情報室に受援調整班を設置する。

受援調整班の所掌事務は次のとおりとする。

- (ア) 職員の動員及び配備に関する調整
- (イ) 他の地方公共団体との相互応援に伴う職員の派遣及び受入れに関する調整
- (ウ) 支援物資及び義援物資の受入れ等の調整
- (エ) 自衛隊の派遣要請に関する調整

6 現地災害対策本部の体制

(1) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、自然災害や突発性重大事故が発生した場合又は被害規模の拡大が予測される場合において、その災害（事故）現場で状況に即応した対策をとる必要があると判断した場合は、基本法第23条の2第5項の規定に基づき、現地災害対策本部を設置するものとする。

(2) 現地災害対策本部の設置場所

災害対策本部長は、災害（事故）現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、表示する。

(3) 現地災害対策本部の組織機構及び編成

ア 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び副本部長、本部員を置き、その指名は災害対策本部長が行う。

イ 現地災害対策本部の構成は、市、防災関係機関、県とし、突発性重大事故等においては必要により事故原因者の参加を求める。

(4) 現地災害対策本部の機能

現地災害本対策部は、防災関係機関の効率的な活動及び災害（事故）の規模、被災状況等情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整に当たる。

ア 災害（事故）情報の収集及び伝達

イ 市災害対策本部との連絡

ウ 広報

エ 防災関係機関との情報交換

オ 防災関係機関相互間における応急対策の調整

カ 防災関係機関に関する応援要請

キ その他必要な事項

(5) 現地災害対策本部の閉鎖

災害対策本部長は、災害（事故）現場での応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災関係機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を閉鎖する。

(6) 県との連携

大分県より派遣される県職員（課長級）と連携し、災害対応に当たる。

(7) 関係機関との連携

各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整に当たる。

第2節 動員・配備計画

(総合統括部)

この計画は、地震又は津波の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため職員の動員・配備体制及び初期対応について定めるものである。

1 職員の緊急動員・配備

(1) 勤務時間中における動員・配備

職員は、地震発生又は大津波警報・津波警報・津波注意報の発表があった場合は、来庁者の安全を確保しつつ、一斉避難を実施する。庁舎の安全確認の結果、本部機能を果たせると判明した場合、直ちに「4-1-1 組織計画」に基づき設置される災害警戒連絡室、津波警戒連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部の配置につくものとする。

(2) 勤務時間外における動員・配備

ア 市域内において震度4を観測した場合、防災危機管理課長及び防災危機管理課職員は自主参集する。

イ 気象庁が、本市域の津波予報区に津波警報・津波注意報を発表したときは、予め指定された津波警戒連絡室班員は自主参集する。

ウ 市域内において震度5弱を観測した場合、又は気象庁が、本市域の津波予報区に津波警報を発表したときは、災害警戒本部要員は自主参集する。

エ 市域内において震度5強を観測した場合、又は気象庁が、本市域の津波予報区に大津波警報を発表したときは、災害対策本部第1次要員は自主参集する。

なお、避難所要員は、あらかじめ決められた指定避難所に自主参集する。

オ 市域内において震度6弱以上を観測した場合、全職員は自主参集する。

(ア) 自主参集については緊急時職員参集システムを活用するものとする。

(イ) 災害警戒本部要員及び災害対策本部第1次、第2次及び第3次要員については、「風水害等対策編 3-1-2 動員・配備計画」を参照のこと。

2 職員の参集場所及び任務

「第2部 緊急時危機管理システム」に定めるところによる。

3 参集における留意事項

(1) 参集における留意事項

- ア 参集において、可能な限り被害状況、その他災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。
- イ 参集する際は、応急活動に便利で安全な服装とし、水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯等必要な用具をできる限り携行する。
- ウ 地震が勤務時間外に発生した場合や、災害により情報連絡機能が低下した場合等においても、職員は動員・配備計画等に基づき的確に行動する。
- エ 大規模な災害が発生した場合、公共交通機関が停止したり、道路が車両通行不能になることも予想されることから、その際の参集手段は、自転車、バイク、徒歩とする。

(2) 災害により勤務場所への参集が不能となった場合の措置

災害により勤務場所への参集が不能となった場合は、次に基づき行動する。

ア 参集場所

交通・通信が途絶し、又は利用できないため、勤務場所への参集が不能となった場合は、最寄りの本庁又は支所等に参集し、参集している場所で上席の者の指示を受け災害応急対策に従事するものとする。

イ 参集した場合の措置

- (ア) 職員は、参集している場所で上席の者に、自己の所属課等名、職・氏名及び所属勤務場所に参集できない理由を報告する。
- (イ) 参集している場所で上席の者は、当該職員の所属長に速やかに連絡する。
- (ウ) 参集している場所で上席の者は、災害応急対策の実施状況に応じて、参集職員の復帰が可能と認める場合は、当該職員に復帰を命ずるとともに、当該職員の所属長に連絡する。

(3) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、地震発生直後の動員体制から除外することができる。

この場合において、職員は所属長等にその旨を連絡し、逐次状況報告を行い、参集を妨げる事態が収束でき次第、直ちに参集しなければならない。

- ア 職員自身が、地震発生時に療養中又は災害の発生による傷病の程度が重傷である場合
- イ 親族に死亡者又は重傷の傷病者が発生し、職員が付き添う必要がある場合
- ウ 自宅から火災が発生し又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
- エ 同居する家族に高齢者、障がい者、乳幼児等があり、職員の介護や保護がなければ、その

ものの最低限の生活が維持できない場合

オ 自宅又は親族の居住する住宅が被害を受け、職員が保護・保全しなければ居住者及び財産の安全が確保できない場合

4 職員のとるべき緊急措置

地震発生の直後に職員がとるべき措置は以下のとおりとする。

(1) 勤務時間内に地震が発生した場合

ア 在庁者、施設利用者の安全確保と避難誘導

庁舎内の市民等在庁舎及び施設の利用者の安全を確保し、火災発生などにより避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導を行う。

イ 庁舎、施設及び設備等の被害状況の把握と初期消火

庁舎及び施設、設備等の被害状況を把握し、庁舎又は施設管理者等に速やかに報告し、また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努める。

ウ 被害状況を踏まえた庁舎、施設等の緊急防護措置

被害の状況により、庁舎、施設の内外にわたり、危険箇所の立ち入り規制や薬物、危険物等に対し、緊急防護措置を行う。

エ 通信機能等の確保

庁舎、施設の管理者は、電気設備及び通信設備の被害状況を把握し、自家用発電機能や通信機能の確保を行う。

(2) 勤務時間外に地震が発生した場合

ア 気象・災害情報の収集

全職員は、勤務時間外に地震の発生を知ったときは、緊急時職員参集システム及びテレビ、ラジオ等から速やかに地震・津波情報を収集する。

イ 職員は、動員・配備計画に基づき、速やかに参集する。

ウ 参集途上において、負傷者や火災等を発見したときは消防署や警察署に連絡し、当該現場付近の者に引き継ぎを行ってから参集する。ただし、火災や家屋の倒壊等、地域での災害が甚大な場合には、人命救助や消火活動など地域での活動を優先するものとし、その場合には所属長等に連絡をとり、地域での救助活動等に参加する。

エ 職員は、参集後直ちに、施設・設備の被害状況を把握し、所属長に報告する。

5 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある
応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて、次の基準により要員の配置転換等を行う。

(1) 3割以下の職員しか参集できない場合

登庁した職員は、直ちに本部会議の決定に従い、応急対策活動にあたる。

(2) 5割程度の職員が参集できる場合

各部に責任者及び必要最小限の連絡員を配置し、その他の職員は、本部会議の決定に従い応急
対策活動にあたる。

(3) おおむね7割以上の職員が参集できる場合

計画どおり各対策部は、分掌業務に従って応急対策活動を行う。なお、必要に応じて、要員が
不足している部に対して応援要員を出す。

第3節 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達

(総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部)

1 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表区分及び種類・基準等

気象庁は、津波を引き起こす可能性のある大きな地震が発生したときは、震源やマグニチュードなどから、沿岸における津波の高さや到達時刻を予測し、九州・山口県については、16に区分した津波予報区に対して大津波警報・津波警報・津波注意報を発表する。

なお、津波の心配が無い場合や、津波による被害の心配はないものの若干の海面変動が予想される場合は、津波予報でその旨を知らせる。

(1) 発表区分

地震発生後、津波による災害が予想される場合に対象になる津波予報区に対し、大津波警報・津波警報・津波注意報を発表する。

ア 津波予報区

大分県の沿岸には、「大分県瀬戸内海沿岸」、「大分県豊後水道沿岸」の二つの予報区がある。

○津波予報区分図(資料編4-7参照)

津波予報区	大分県瀬戸内海沿岸	大分県豊後水道沿岸
区 域	大分県(関崎東端以南を除く)	大分県(関崎東端以南に限る)
大分県沿岸 市町村名	大分市、別府市、中津市、宇佐市、 豊後高田市、国東市、杵築市、日出町、 姫島村	大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市

(2) 警報等の発表、種類・基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区域単位で発表する。

この時予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模を示すマグニチュードが8を超えるような巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点ではその海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

4－1－3 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や浸水想定区域外などの安全な場所へ避難する。高台等へ避難するのが困難な場合、緊急的・一時的に津波避難ビルへ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や浸水想定区域外などの安全な場所へ避難する。高台等へ避難するのが困難な場合、緊急的・一時的に津波避難ビルへ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖筏が流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	---	---------------------------	---------	---

注 1) 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。

注 2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

(ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さを元に更新する場合もある。

(ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(3) 津波の高さと予想される被害の関係

家屋被害については、建築方法等によって異なるが、木造家屋では浸水 1 m 程度から部分破壊を起こし始め、2 m で全面破壊に至るが、浸水が 50 cm 程度であっても船舶や木材などの漂流物の直撃によって被害が出る場合がある。

4-1-3 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達

津波波高(m)	1	2	4	8	16	32
木造家屋	部分的破壊		全面破壊			
石造家屋	持ちこたえる				全面破壊	
鉄筋コンクリートビル	持ちこたえる					全面破壊
漁船		被害発生	被害率 50%		被害率 100%	
防潮林	被害軽微 津波軽減		部分的被害 漂流物阻止		全面的被害 無効果	
養殖筏	被害発生					
音			前面が砕けた波による連続音 (海鳴り、暴風雨の音)			
			浜で巻いて砕けた波による大音響 (雷鳴の音。遠方では認識されない)			
			崖に衝突する大音響 (遠雷、発破の音。かなり遠くまで聞こえる)			

※津波波高(m)は、船舶、養殖筏など海上にあるものに対しては概ね海岸線における津波の高さ、家屋や防潮林など陸上にあるものに関しては地面から測った浸水深となっている。

※上表は津波の高さと被害の関係の一応の目安を示したもので、それぞれの沿岸の状況によっては、同じ津波の高さでも被害の状況が大きく異なることがある。

※津波による音の発生については、周期5分～10分程度の近地津波に対してのみ適用可能。

2 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報は規定された地震（※注）が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁が一般及び関係機関に対して発表する情報をいう。この情報は、大分地方気象台がオンラインで関係機関に通報する。

（※注）規定された地震とは

- （1）市域内において震度3以上を観測したとき
- （2）気象庁が、本市域の津波予報区に大津波警報、津波警報、津波注意報及び津波予報を発表したとき
- （3）その他
 - 気象庁震度階級関連解説表（資料編48参照）
 - 地震及び津波に関する情報用語の解説（資料編48参照）

3 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び地震・津波に関する情報の収集

大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報及び地震・津波に関する情報は、気象庁→大分県→大分市へと伝達される。また、大津波警報、津波警報は気象庁からN T T西日本又はN T T東日本を経由しF A Xにより伝達される。

4－1－3 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達

なお、休日夜間における警報の受信は、消防局においてN T TからのF A Xにより行うこととするが、震度については消防局に設置している「計測震度計」により、震度情報の早期収集を図るものとする。

○大津波警報・津波警報・津波注意報、地震・津波に関する情報の伝達系統図（資料編50参照）

第4節 通信計画

(総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部)

この計画は、災害に関する予警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示命令等の受理伝達の迅速、確実を期するとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期するものである。

1 使用通信施設

災害時において、使用可能な次の通信施設を最大限に活用するものとする。

- (1) 加入電話
- (2) 大分市 IP 無線
- (3) 大分市同報系防災行政無線
- (4) 衛星携帯電話
- (5) 大分市消防救急無線
- (6) 大分県防災行政無線
- (7) 国土交通省無線
- (8) NHK無線
- (9) O B S 大分放送無線
- (10) T O S テレビ大分無線
- (11) O A B 大分朝日放送無線
- (12) エフエム大分無線

2 有線及び無線通信の使用

災害対策本部が総括運用する有線及び無線通信の通信計画は、本計画の定めるところによるものとする。※大分市防災無線等通信系統図（資料編 5 3（1）参照）

ただし、前記 1 の使用通信施設のうち、(6) から (12) までの防災関係各機関又は団体が設置する無線局の運用統制については、各機関の防災計画等の定めによる。

- (1) 加入電話の利用
 - ア 代表電話（資料編 5 1 参照）
 - イ ダイヤルイン番号表（資料編 5 2 参照）
- (2) 大分市 IP 無線
 - ア 大分市 IP 無線呼出番号表（資料編 5 3 参照）
 - イ 通信統制

大分市 IP 無線の運用統制は、総括管理者が行うものとする。

(3) 衛星携帯電話

衛星携帯電話番号表（資料編 5 3 参照）

(4) 大分市消防救急無線

ア 大分市消防救急無線通信系統図（資料編 5 4 参照）

イ 通信統制

大分市消防無線各局の運用統制は、基地局（しょうぼうおおいた）が行うものとする。

(5) 大分県防災行政無線

ア 大分県防災情報システム（ネットワーク網）（資料編 5 5 参照）

イ 通信統制

大分県防災行政無線各局の運用統制は、統制局（ぼうさいおおいたけん）が行うものとする。

3 通信機能の確保

有線通信の機能を喪失した場合は、直ちに西日本電信電話株式会社大分支店の協力を得て修復を図るものとし、無線機については、常に良好な状態が確保されるよう留意し、その機能の維持に努めるものとする。

4 その他

特に有線通信の途絶、輻輳による通信困難な事態の場合、以下のとおり庁内の連絡体制の確認と無線による通信手段の確保を最優先とするほか、大分地区非常通信連絡会（大分県危機管理室内）に非常無線の発動を要請して、関係機関との通信連絡を確保するものとする。

(1) 庁内電話、及び放送設備等の被災状況を確認し、早期に庁内連絡体制を確立する。

(2) あらかじめ設置している災害時優先電話が使用可能な場合は、これを使用する。

また、発信する場合の相手先は、災害時優先電話以外の電話番号とする。

なお、日ごろより災害時優先電話について職員に周知を図るとともに、該当する電話機には分かりやすい箇所に災害時優先電話である旨の表示を行う。

(3) 大分市 IP 無線、衛星携帯電話については、平常時より計画的な保守点検と機器への習熟のための通信訓練を行うとともに、発災後は各支所、消防局、消防団、及び警察機関との通信体制を確保する。

また、道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市が保有する衛星携帯電話を活用する。その際は、ヘリコプター等利用して、できるだけ早く現地に機器を持ち込むよう努める。

- (4) 大分県との通信については、防災行政無線を確保しており、県において計画的な保守点検と通信訓練を行うこととしている。

また、防災相互無線により大分県、海上保安部、石油コンビナート企業との通信も確保している。

よって、発災後は直ちにこれらの無線設備を活用し、防災関係機関との通信体制の確保を行うとともに、情報の共有化に努める。

第5節 情報収集及び被害報告計画

(各対策部)

地震発生に対して、災害応急対策を実施するため、各対策部及び各防災関係機関は、それぞれの所掌に応じて可能な限りの手段を講じて情報の収集に努め、災害対策本部に伝達するものとする。

災害対策本部は、収集した情報を総合的に分析し、各防災関係機関にその情報を通報して災害応急対策活動の実施又はその協力を求めるものとする。

1 災害状況の緊急把握

大地震による災害状況の収集は、「風水害等対策編 3 - 1 - 5 情報収集及び被害報告計画」に定めるところによるものとする。

(1) 開庁時に地震が発生した場合

各対策部及び地域対策部（中央地区対策班を除く）は、余震による被災の危険が去り次第、調査可能な範囲で被害状況の確認を行う。また、各警察署及び消防団からの被害情報収集を行うとともに、他の防災関係機関からの被害情報収集に努めるものとする。

なお、被害状況の全体像を早期に把握するため、大分県に防災ヘリコプターの出動と、上空からの被害状況調査を要請する。

(2) 閉庁時に地震が発生した場合

自主参集により登庁する職員は、参集途上における被害状況の把握を行いながら、急ぎ参集するものとする。特に応急対策実施上の支障となる道路、橋梁の被害状況については、必ず確認を行うものとする。

なお、被害状況の全体像を早期に把握するため、大分県に防災ヘリコプターの出動と、上空からの被害状況調査を要請する。

2 被害状況等の報告

(1) 被害情報の報告にあたっては、まず被害状況の全体像を把握する必要があるため、第一報（速報）は情報の正確さや被害状況報告書の様式などにこだわらず、収集または知り得た情報を迅速に報告することに留意する。

(2) 被害状況の緊急把握により被害の全体像が明らかになった後は、被害報告に重複や遺漏のないように留意するとともに、集計を効率的に行うため各対策部が取りまとめた被害報告を総合統括部総合情報室へ報告を行う。

(3) 市域内における災害の状況及びこれに対して執られた措置については、基本法第53条第1項の規定に基づき、災害対応支援システムを活用し、速やかに県へ報告するものとするが、前記手段が利用できない場合は、電話・FAXなどあらゆる手段を用いて報告を行う。

なお、県に報告できない場合は、内閣総理大臣に報告するものとする。

第6節 災害広報計画 (総合統括部)

大地震時における災害情報の市民に対する広報は、「風水害等対策編 3－1－6 災害広報計画」に定めるところによるものとするが、特に次の措置を講じ、災害情報の広報周知に努めるものとする。

1 収集すべき情報

- (1) 大地震による災害時には、特に被災者の安否情報が重要となるため、避難所における被災者の情報、及び被災状況調査時における被災者の情報収集に努めるものとする。
- (2) 震災発生後の被災者の生活に大きな影響を与える電気、ガス、水道、通信、及び交通機関等のライフライン情報については、速やかにライフライン関係機関との連絡体制を確立し、情報収集に努めるものとする。

2 広報手段

- (1) ラジオ・テレビ及び新聞による広報

ラジオ・テレビ及び新聞等報道機関の協力を得て、市民に対し災害情報及び応急対策実施状況等の周知徹底を図るものとする。

- (2) チラシ、貼り紙、たて看板による広報

本庁、各支所等の市の施設及び避難所に貼り紙、たて看板を設置し周知を図る。なおチラシによる周知についても検討を行う。

- (3) 航空機による広報

市民への広報が困難な場合、又は特に必要と認めた場合は、県に対し航空機の出動又は航空自衛隊の派遣を要請し、航空機による広報を行うものとする。

第7節 他機関に対する応援要請計画 (各対策部、各機関)

この計画は、災害が発生した場合において、大分県、近隣市町村、指定行政機関又は指定地方行政機関等に対し、職員等の応援又は派遣、必要な資機材及び物資の提供等を要請することにより、災害応急対策活動の万全を期するためのものである。

1 他機関への応援要請計画

(1) 市長の応援要請

市長は、災害応急対策上必要がある場合には、次により応援を求めることができる。

ア 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。(基本法 67 条)

イ 市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求め又は応急措置の実施を要請することができる。(基本法 68 条)

ウ 水防管理者（市長）は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(水防法 16 条)

エ 市町村は必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。(消防組織法 39 条)

オ 要請に応じて応急措置に従事する者は、応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

カ 本市の消防力及び相互応援協定に基づく対応では困難であると判断される場合、県を通じ消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請する。(消防組織法 44 条)

(2) 応援協定の締結

災害時における応援について隣接する市町村のほか、遠方に所在する市町村等とも協議を進めるものとする。なお、これまでに締結した協定等は、次のとおりである。

(資料編 9 3 参照)

ア 九州市長会における災害時相互支援プラン

イ 中核市災害相互応援協定

ウ 大分県及び市町村相互間の災害時応援協定

エ 大分県常備消防相互応援協定

オ 高速自動車道等における消防相互応援協定

カ 大分県消防団相互応援協定

キ 大分県防災ヘリコプター応援協定

ク 大分市における大規模な災害時の応援に関する協定（国土交通省九州地方整備局）

ケ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

4-1-7 他機関に対する応援要請計画

- コ 大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定
- サ 飯田市及び大分市との災害相互応援に関する協定

(3) 応援の対象事項

災害応急措置に関する応援、協力事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 消防、水防作業員の派遣及び資材の提供
- イ 応急復旧等のための土木及び建築技術職員の派遣並びに資機材の提供
- ウ 被災者の応急救助にかかる職員の派遣及び装備資材の提供
- エ 被災者の食料、生活必需品の提供
- オ 診療、検病、感染症患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の派遣並びに所要施設の利用、医療品の提供
- カ 清掃及びし尿処理作業のための職員の派遣並びに所要の機材、車両等の提供
- キ 上下水道工事及び給水作業のための職員の派遣並びに所要の機材、車両等の提供
- ク 通信施設及び輸送機関の確保のための職員の派遣並びに所要の機材、車両の提供
- ケ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定のための職員の派遣並びに所要の機材、車両の提供
- コ 罹災証明書の交付に係る住家被害認定調査及び交付事務に従事する職員の派遣並びに所要の機材、車両の提供
- サ 指定避難所及び福祉避難所の運営のための職員の派遣
- シ 災害ボランティアセンターの運営のための職員の派遣

(4) 費用の負担

応援活動に要する費用の負担及び対象区分は次のとおりとする。

- ア 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担（基本法 92 条）
- イ 水防に関する応援を受けた場合の費用の負担（水防法 16 条の 3・4 項）
- ウ 費用の対象となるものは、おおむね次のとおりである。
 - (ア) 職員の旅費相当額
 - (イ) 応急措置に要した資材の経費
 - (ウ) 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
 - (エ) 救援物資の調達、輸送に要した経費
 - (オ) 車両機器等の燃料費、維持費

(5) 応援部隊の受入れ措置

- ア 連絡体制の確保

総合統括部（総合情報室 受援調整班）は、応援要請が必要になると予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速、的確にその状況を把握し、応援部隊の受入れに関する必要な措置を行う。

イ 受入れ体制の確保

応援部隊の受入れに関する下記項目については「大分市災害時受援計画」に定める。

- (ア) 到着場所の指定
- (イ) 連絡場所の指定
- (ウ) 連絡責任者の指名
- (エ) 指揮系統の確認及び徹底
- (オ) 使用資機材の確保、供給に必要な措置
- (カ) 応援職員等の活動拠点の確保
- (キ) その他必要と認める事項

ウ 応急対策職員派遣制度の活用

平時から応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟を図り、発災時における円滑な活用促進に努めるものとする。

2 各団体、機関への職員の派遣要請、斡旋計画並びに協定に関する計画

(1) 職員の派遣要請、斡旋先

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員の確保の必要があるとき、県及び指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を求めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請（基本法 29 条）

指定地方行政機関の長に対して当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

イ 職員の派遣の斡旋、要請（基本法 30 条）

知事に対して、指定地方公共機関又は他の普通地方公共団体の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。（地方自治法 252 条の 17 関連）

(2) 職員の派遣要請

職員の派遣を要請しようとするときは、次の各号にあげる事項を記載した文書をもって派遣を要請するものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他勤務条件

オ 前各号にあげるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣の斡旋

職員の斡旋を求める必要があるときは、次の各号にあげる事項を記載した文書をもって斡旋を求めるものとする。

ア 派遣の斡旋を求める理由

イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ 前各号にあげるもののほか、職員の派遣の斡旋について必要な事項

3 郵便局との相互協力に関する協定

大分市内で災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、必要な対応を円滑に遂行するため、次に関する事項について相互の友愛精神に基づき協力を行う。

- (1) 集配業務等を通じて知り得た災害の発生するおそれがある状況、災害の発生状況等の情報提供
- (2) お互いが所有し、又は管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所、臨時郵便局、郵便物集積場所等として使用
- (3) 被災市民の避難先、被災状況等に関する情報の相互提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知すべき事項についての広報
- (5) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用時における郵便、為替貯金、簡易保険等郵政事業に関わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 運搬に供する車両等の応急対策への使用
- (7) その他協定の目的を達するため必要な事項

○災害発生時における大分市と大分市関係郵便局の協力に関する協定（資料編 9 3 参照）

第8節 自衛隊派遣要請計画 (総合統括部)

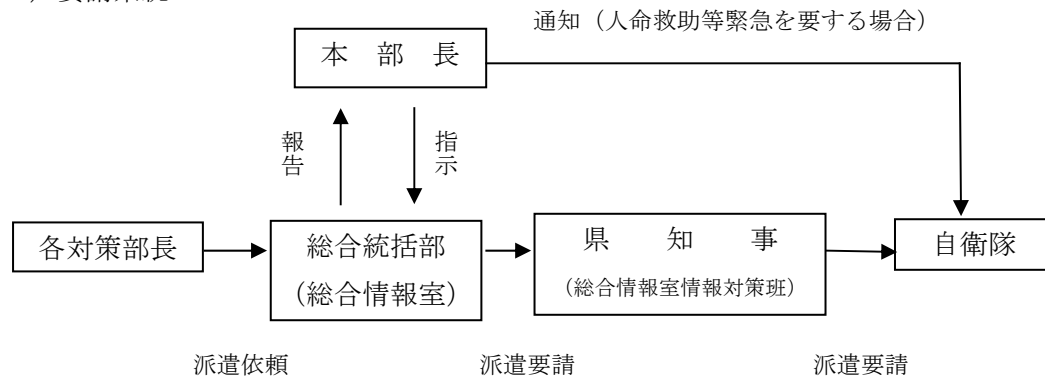
この計画は、地震・津波災害に際し人命、財産の保護のため自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定めるものである。

1 自衛隊災害派遣の三原則

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要があること
- (2) さし迫った必要性があること
- (3) 自衛隊の部隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

2 派遣要請要領

(1) 要請系統



(2) 要請方法

本部長が派遣要請を指示したときは、直ちに県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

ただし、県知事への要請ができない場合には、電話その他迅速な方法により直接自衛隊に対して災害の状況等を通知するとともに、事後速やかに県知事へその旨の通知を行うものとする。

○自衛隊災害派遣要請書（資料編85参照）

3 自衛隊の活動内容

災害派遣部隊が実施する活動は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、部隊の人員、装備、派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助

4-1-8 自衛隊派遣要請計画

- (3) 遭難者等の搜索援助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動の支援
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 援助物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他

4 自衛隊の受入れ

(1) 所管

災害派遣部隊の受入れ措置については、総合統括部長が派遣部隊及び関係各対策部長との緊密な連携のもとに実施するものとし、自衛隊との連絡調整窓口は総合統括部が担当する。

(2) 事前措置

災害派遣部隊の受入れに際しては、総合統括部長は次に掲げる措置を行うものとする。

ア 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。

イ 派遣部隊の集結地等（宿泊所、車両、機材の保管場所）の準備

ウ 派遣部隊が進出する緊急輸送道路の指定

東九州自動車道（別府 I C～大分宮河内 I C）

エ 派遣部隊が使用する機械、器具、材料、消耗品等の準備

準備を要する諸機材で、市において準備できないものについては、県にその協力を依頼するものとする。

オ 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容、場所、作業に要する人員の配置等に関する計画の作成を行う。

なお、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

(3) 派遣部隊到着後の措置

ア 派遣部隊の集結地への誘導

イ 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置

ウ 市が準備する機材類の品目、数量、集荷場所、及びこれらの使用に関する事項、並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議

エ その他必要と認められる措置

5 ヘリポートの設定（資料編 8 6 参照）

6 自衛隊の撤収要請

- （1）市長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事に申請するものとする。
- （2）撤収申請はとりあえず電話等をもって報告した後、速やかに自衛隊撤収要請書をもって知事に申請するものとする。（資料編 8 7 参照）

7 経費の負担分担

自衛隊の災害派遣に伴う経費はおおむね次の事項について派遣を受けた市が負担するものとし、細部については派遣を命じた部隊等の長と知事、市長と協議して定める。

- （1）派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- （2）派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- （4）派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- （5）無作為による損害の補償
- （6）その他協議により決定したもの

8 自衛隊派遣要請の連絡先

陸上自衛隊別府駐屯地 第 41 普通科連隊長
別府市大字鶴見 4548 番地の 143
電話 0977-22-4311

第9節 労務供給計画

(総合統括部、社会基盤対策部、消防対策部)

この計画は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本市の労力だけでは、十分にその効果をあげることが困難な場合に、労務者の雇用等必要な場合における労務提供について定めるものである。

1 労務者の雇用

災害応急対策を実施するために必要な労務者が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは労務者を雇用するものとする。

(1) 労務者の雇用要領

労務者の雇用については各対策部の労務要請に応じて総合統括部が雇用し配する。

なお、労務者が不足し又は雇用ができないときは、県を通じて公共職業安定所へ要請するものとする。

(2) 労務者の雇用範囲

労務者の雇用範囲は災害応急対策の実施に必要な労務者とする。

ア 被災者の避難誘導労務

イ 医療及び助産における患者の移送労務

ウ 被災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具等の操作、運搬の労務

エ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務

オ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務

カ 遺体の捜索に必要な労務

キ 遺体の処理に必要な労務

(3) 労務者の雇用期間

労務者の雇用期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

なお、災害救助法に基づく労務者の雇用の期間は次のとおりである。

救 助 種 目			期 間
被 災 者 の 避 難			7 日以内
医 療 助 産 の た め の 移 送		医 療 の た め の 移 送	14 日 "
		助 産 の た め の 移 送	7 日 "
被 災 者 の 救 出			3 日 "
飲 料 水 の 供 給			7 日 "
救助物資の整理、 輸送及び配分	生 活 必 需 品 等 の 整 理		10 日以内
	学用品などの整理	教 科 書	1 か月 "
		文房具及び通学用品	15 日 "
	炊 き 出 し 用 食 糧 等 の 整 理		7 日 "
	医 療 、 衛 生 品 等 の 整 理		14 日 "
行 方 不 明 者 の 捜 索			10 日 "
遺 体 の 取 扱 い（埋葬を除く）			10 日 "

※（注）上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得て、これらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

ア 遺体埋葬のための労働者

イ 炊出しのための労働者

ウ 避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者

(4) 労務者の雇上げ期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長するものとする。

(5) 労務者の賃金

雇上げ労務者に対する賃金は法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

2 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

(1) 命令の種類と執行者

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	市町村長
		災害対策基本法第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
災 害 応 急 対 策 事 業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第 71 条 1 項	知事
	協力命令 保管命令	災害対策基本法第 71 条 2 項	市町村長（委任を受けた場合）
消 防 作 業	従事命令	消防法第 29 条 5 項 消防法第 35 条の 10 第 1 項	消防吏員、消防団員
水 防 作 業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は次に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対 象 者
基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防業務)	火災又救急事故現場付近にあるもの
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 (水防作業)	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者

3 損害補償

公務により、又は市長、警察官若しくは海上保安官の従事命令又は協力命令により、水防等に関する業務及び応急措置に関する業務に従事し、又は協力した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合等において「大分市消防団員等公務災害補償条例」に定めるところにより損害補償金を支給するものとする。

(1) 対象者

- ア 非常勤消防団員
- イ 非常勤水防団員
- ウ 消防作業に従事した者
- エ 救急業務に協力した者
- オ 水防に従事した者
- カ 応急措置従事者

(2) 損害補償の種類

- ア 療養補償
- イ 休業補償
- ウ 障がい補償
 - (ア) 障がい補償年金
 - (イ) 障がい補償一時金
- エ 遺族補償
 - (ア) 遺族補償年金
 - (イ) 遺族補償一時金
- オ 傷病補償年金
- カ 葬祭補償

第10節 ボランティアとの連携に関する計画

(被災者救援部、大分市社会福祉協議会)

1 災害ボランティアセンターの設置

市は、市地域内に大規模な災害が発生し、広範囲にわたる被害が発生した場合において、対策本部要員による対応が困難なときや日常の地域の助け合いを超える支援が必要と判断されるときには、大分市社会福祉協議会と構成する「災害ボランティア調整会議」の開催等により、災害ボランティアセンターの設置等について協議を行う。

市は、災害ボランティアセンターの設置を決定した場合、災害ボランティアセンターの設置を大分市社会福祉協議会に要請し、その運営及び活動を支援する。

災害ボランティアセンターでは、主に被災者ニーズの把握やボランティアコーディネート、関係機関との調整並びに情報発信等を行うものとする。

2 災害ボランティアセンターの業務

災害時にボランティアとの連携のため設置する大分市災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害ボランティアの受入れ及び派遣等に関すること。
- (2) 災害ボランティア活動に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 大分県災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
- (4) その他災害ボランティア活動の支援に関すること。

3 ボランティア活動の支援

- (1) 市は、災害発生後、速やかに大分市社会福祉協議会等と協働して災害ボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア受入れについてホームページ等により公開する。
- (2) 災害ボランティアセンターの活動方針や運営については、大分市社会福祉協議会が行い、市は、その運営と活動を支援する。
- (3) 災害ボランティアセンターの活動を円滑に進めるため、市は被災地や支援活動の状況等の情報並びに必要な資機材を提供するとともに市庁舎その他の所有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。
- (4) 市は、被災者からのニーズを収集し、ボランティア需要のある場合は、速やかに災害ボランティアセンターに情報提供を行う。
- (5) 市と災害ボランティアセンターの連携を図るため、市は必要な人員を災害対策本部と災害ボランティアセンターに配置し、ボランティア活動等に関する情報の共有を図る。
- (6) 市と災害ボランティアセンターは、感染症対策、熱中症対策などを徹底し、災害ボランティアセンター運営スタッフやボランティア等の健康管理に配慮した運営を行う。

第11節 市民・自主防災組織等の協力 (総合統括部、地域対策部、消防対策部)

この計画は、災害発生時に各応急対策を実施するにあたって極めて重要となる市民、自主防災組織及び事業所等の活動や協力が効果的かつ円滑に進められるための対応等について定める。

1 市民、事業所等の責務

市民、事業所等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努めなければならない。

2 市民、事業所等としての活動

(1) 市民としての活動

市民は、災害が発生したときは、次の活動を行うものとする。

- ア 出火防止、初期消火活動の協力
- イ 情報を収受したときの速やかな災害対策本部への連絡
- ウ 避難、給食等に際しての隣保協力
- エ 被災者の救出、救護活動の協力
- オ 自主防災組織活動の協力
- カ 住居から一定期間離れる場合における避難先、寄宿先等の表示
- キ 避難施設入所時又は移動時における名簿登録
- ク その他、必要な災害応急対策業務の協力

(2) 事業所等としての活動

事業所は、災害が発生したときは、次の行動を行うものとする。

- ア 当該事業所等の出火防止、初期消火活動
- イ 従業員等の安全確保、避難及び帰宅困難者の措置
- ウ 要請があった場合の地域における救助活動等の協力又は必要機材等の貸与、譲与
- エ 要請があった場合の地域における自主防災組織活動の協力
- オ その他、要請があった場合の災害応急対策業務の協力

3 自主防災組織としての活動

(1) 自主的に行う活動

災害が発生した直後において、自主防災組織が自主的に行う活動は次のとおりとする。

- ア 出火防止及び初期消火
- イ 救出、救護活動の実施

4-1-1 市民・自主防災組織等の協力

- ウ 避難誘導や避難の実施
- エ 区域内における情報の収集、伝達
- オ その他、緊急又は必要と認められる活動

(2) 市又は防災関係機関に協力する活動

市又は防災関係機関の応急対策が開始された後は、これらの補完的活動として次の応急対策業務に積極的に協力するものとする。この場合、活動を行うにあたっては、災害対策本部又は防災関係機関の要請等に基づき行うものとする。

- ア 給水、給食、救護物資の配分等
- イ 清掃、防疫活動
- ウ 区域内住民の安否情報収集
- エ 住民の避難先、連絡先等の住居への表示の徹底
- オ 住民の避難施設の入所時、移動時における名簿登録の徹底
- カ 避難施設、避難場所等の運営
- キ その他、必要な応急対策業務の協力

4 防災士の活動

防災士は、災害が発生したときに自主防災組織や事業所等の一員としてそれぞれの活動に積極的に携わる。また、それらの活動が効果的かつ円滑に進むよう、防災の知識を活かしてリーダーシップの発揮に努める。

第 1 2 節 帰宅困難者対策計画

(被災者救援部)

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討する。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県と連携・協力し、災害発生時における交通情報や食料・飲料水の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図るものとする。

1 市民、事業所・学校等への情報提供

市は、県及び防災関係機関と連携し、市民・事業所・学校等に対して、各種の手段により、鉄道運行状況、道路交通情報等について必要な情報を提供するものとする。

2 代替交通手段の確保

市は、帰宅困難者の帰宅に関する支援方法を検討するとともに、鉄道途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて県及び交通事業者等と調整を図るものとする。

3 宿泊場所の確保

市は県と連携し、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等に働きかけるものとする。(資料編 9 3 参照)

なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

4 市民、事業所・学校等への啓発

(1) 市民等への啓発

市は県と連携し、市民等に対して、帰宅が困難な場合には安全な場所にとどまること、家族間の連絡手段や徒歩帰宅の経路を事前確認すること等、平常時からの備えの重要性について啓発を行うとともに、災害用伝言ダイヤル等を活用した安否確認等を活用した安否確認等について周知を行う。

(2) 事業所・学校等への要請

市は県と連携し、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

また、市及び県は、コンビニエンスストア、外食店舗等を徒歩帰宅者の立ち寄り所として利用できるようトイレ、水、情報の提供について、あらかじめ協定を締結する。

第13節 輸送計画

(物資支援部)

地震・津波災害に対して必要な応急対策要員や避難住民の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、この計画の定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

1 緊急輸送手段の確保

(1) 緊急輸送車両の調達

地震・津波災害時における応急対策要員や避難指示を受けた住民の移送、生活必需物資等の輸送に必要な緊急車両については、市が保有する公用車をあてるほか、赤帽大分県軽自動車運送協同組合に協力を要請する。さらに、輸送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

なお、市は可能な限り災害対応仕様の車両の確保を図るものとする。

○災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定（資料編9-3参照）

○緊急輸送車両協力要請機関連絡先（資料編7-9参照）

(2) 燃料の確保

大分県公安委員会に緊急通行車両等事前届出を行った車両は、大規模災害時において事前届出済証の提示により、中核SS等において燃料の優先供給を受けることができる。

なお、輸送に必要な燃料（軽油、ガソリン）については、民間団体等との協定の締結などを積極的に推進し、確保するよう努める。

(3) 緊急通行車両標章交付の周知等

輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、災害時、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うよう努める。

(4) 輸送体制

ア 車両の管理

災害対策本部が設置されたときは、公用車を除き、調達車は全て物資支援部で管理する。

イ 車両の運用

物資支援部は、各対策部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

(別表1参照)

4-1-13 輸送計画

(別表1) 市保有車両台数(上下水道局、消防局、教育委員会等の所管の車両も含む)

種別	台数	備考
乗用車	14	管財課11台、議会事務局1台、上下水道局2台
バス	2	管財課2台
普通貨物車	1	消防局1台
小型貨物車	4	清掃業務課3台、上下水道局1台
軽自動車	408	管財課66台、その他342台
普通特種	6	上下水道局4台、消防局2台
合計	435	

2 海上輸送

陸上交通による輸送が困難な状況にある場合は、第七管区海上保安本部大分海上保安部、九州運輸局大分運輸支局等の関係機関と協議し、人員、物資等の緊急海上輸送を要請する。
〔連絡先〕

名 称	電 話	備 考
第七管区海上保安本部大分海上保安部	521-0114	

また、船舶運航事業を利用して、海上輸送を行う場合には、事業者に対し緊急輸送を要請する。○官公庁船舶保有数(資料編80参照)

〔連絡先〕

名 称	電 話	備 考
九州運輸局大分運輸支局	558-2235	

3 航空輸送

災害の状況により航空輸送を必要とする場合は、「4-1-8 自衛隊派遣要請計画」による要請の他、第七管区海上保安本部大分海上保安部、大分県防災航空隊、県警等に要請する。

名 称	電 話	備 考
第41普通科連隊	0977-22-4311 (内線) 234	
第七管区海上保安本部 大分海上保安部	521-0114	
大分県防災ヘリ「とよかぜ」	536-1111	(直通) 0974-34-2192
大分県警ヘリ「ぶんど」	536-2131 (内線) 724-551・552・553	(直通) 0978-68-0270

○ヘリポートの設定(資料編86参照)

4 緊急輸送道路の確保

物資、資機材の集積所となる大分駅、大分港等の輸送拠点や、災害対策の拠点である本庁、各支所間において、震災後に必要となる物資、資機材、人員等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ県及び市が指定する緊急輸送道路は、「3-2-1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」に定める。

5 輸送拠点（緊急輸送基地）の確保

県等からの救援物資の受入れ及び仕分け並びに指定避難所等への配送を行うため、事前に定めた候補地等から、地域内輸送拠点（物資輸送拠点）を選定し確保する。

なお、詳細については、「大分市災害時受援計画」に定める。

6 緊急輸送の基準

緊急輸送は、概ね次の基準により他の輸送に優先して実施する。

（１）第１段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資、資機材
- イ 消防活動等災害拡大防止のための人員、資機材、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、資機材、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な道路や、防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資、資機材

（２）第２段階（上記（１）の続行以外に）

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- ウ 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資、資機材

（３）第３段階（上記（２）の続行以外に）

- ア 災害復旧に必要な人員、資機材、物資
- イ 生活必需品

第14節 交通応急対策計画

(総合統括部、物資支援部、社会基盤対策部、消防対策部、各機関)

この計画は、地震・津波災害時における交通施設の被害等に伴う交通支障箇所の交通の危険及び混乱を防止し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な資機材等の緊急輸送を行うための交通規制、緊急交通路の確保に関する必要な措置等について定めるものである。

1 実施責任者

災害時の交通規制は次の区分によって行うものとするが、関係機関と常に緊密な連絡を保ち応急措置に万全を期するものとする。

区 分	実施責任者	範 囲	準拠法
道路管理者	・一般国道～国土交通大臣 ・一般国道・県道～知事 ・市道～市長	1. 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2. 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	1. 災害応急対策に従事するもの、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	災害対策基本法第76条第1項 道路交通法 第4条第1項 第5条第1項 第6条第4項
港湾管理者	知事	水域施設（航路、泊地及び舟だまり）の使用に関し必要な規制	港湾法第12条第1項第4号の2

海上保安部	海上保安部長 (港 長) 海上保安官	1. 船舶交通安全のため、必要があると認めるとき 2. 異常な気象又は海象、海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合 3. 海上保安官は、天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき。	港則法第 37 条第 1 項、第 3 項 海上保安庁法第 18 条第 1 項
-------	------------------------------	--	---

2 交通規制の実施

各実施責任者は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、危険な状況が予想され、又は被害が発生したときは、速やかに次の要領により規制するものとする。

(1) 道路管理者

災害により交通施設の危険な状況が予想され、又は発見されたとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。その際には、所轄の警察署及び消防署に通行規制を行ったことを連絡する。ただし、市長は本市以外のものが管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して、規制するいとまがない場合には、直ちに警察官に報告して道路交通法に基づく規制を実施する等応急措置を行うものとする。

この場合、市長は速やかに道路管理者に連絡して、正規の規制を行うものとする。

(2) 警察関係

災害等により道路、橋梁等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、並びに災害が発生した場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するために必要があるときは、速やかに必要な規制を行うものとする。

(3) 港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため、船舶交通を規制する

必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

(4) 海上保安部

ア 漂流物、沈没物その他の航路障害物があることを知った場合は、直ちに必要な応急措置をとるとともに、その場所が港内又は港の境界線付近のときは、その物件の所有者又は占有者に対し除去を命じ、その他の海域においては除去の勧告を行う。

イ 水路の損壊、沈没物等のため船舶の航行に危険があると思われる場合は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

(5) 九州旅客鉄道株式会社（大分支社）

ア 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、各駅等で定められた警備を行うが、特に工務関係（保線・電力・信号通信）は警備を強化する。

イ 災害その他による不通の場合のほか、震度5弱以上の地震や風速30m以上のときは全面的に列車の運転を休止する。

ウ 大規模な列車事故の場合には、直ちに関係機関に通報するとともに連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備等の復旧を行う。

エ 災害の予防、応急対策及び復旧については「防災規程」、「防災業務計画」により行うものとする。特に、震度6弱以上の地震が発生した場合には「大災害応急処理標準」により速やかに対処を行う。

3 緊急通行車両以外の車両の交通規制

公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本法第76条第1項の規定により、緊急輸送道路等を緊急交通路に指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。

4 緊急交通路の確保に関する必要な措置

(1) 交通規制の方法

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法施行令に基づく標示の設置又は警察官の指示により行う。

ア 標示を設置して行う場合

標示の設置位置は、交通規制の区域または区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近とし、運転者に対し、緊急交通路における交通規制の内容を通知する。※災害対策基本法に基づく車両通行止の標示（資料編 8 1 参照）

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するため上記の標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置することが困難と認めるときは、現場の警察官の指示により規制を行う。

(2) 緊急通行車両（緊急自動車を除く）の確認及び標章等の交付

ア 対象車両

国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする。（自己保有、他者保有を問わない）

イ 確認及び標識等の交付

県知事又は県公安委員会は、対象車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、使用者に標章及び緊急通行車両確認証明書（資料編 8 2 参照）を交付する。

ウ 緊急通行車両の事前届出

緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両を緊急通行車両として事前に県公安委員会に申請し、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けるとともに、輸送協定を締結した民間事業者等に緊急通行車両等事前届出済証の交付申請を行うよう指導する。

(3) 相互連絡

各道路管理者と警察署長は、相互に密接な連絡をとり交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制の対象区間、期間、及び理由を道路管理者にあっては警察署長へ、警察署長にあっては道路管理者へそれぞれ通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

(4) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等の交通施設の危険な状況又は交通がきわめて混乱している状況を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。通報を受けた警察官はその旨を市長に通報し、市長はその路線を管理し、管理者又は警察署長に通報するものとする。

(5) 警察官等の措置命令等

警察官（警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官

等」という。)は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

ア 当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し又は必要な措置を命じる。

イ 上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとる。

ウ 上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損する。

エ 上記の措置をとったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(6) 市民への交通規制情報の提供

総合統括部は、交通規制を実施した機関(警察、道路管理者)と連携し、交通規制箇所について交通情報板等の表示の依頼や報道機関に協力を求めるなどして積極的に市民に対し交通規制情報を提供するよう努める。

なお、本市区域内の国道、県道、市道等の全面通行止等の道路規制情報については、災害対応支援システムを利用し、県のホームページにおいて一元的に発信する。

5 道路の応急復旧

(1) 交通施設の被害状況の把握

ア 社会基盤対策部は、速やかに区域内の緊急輸送道路及びその他の主要道路の被災状況(破損、決壊、流出等)を把握する。

イ 各対策部は、区域内の道路の被災箇所を発見した場合、その状況を速やかに社会基盤対策部及び警察署に通報する。この場合、所管する道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。

なお、応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

(2) 総合的な被災状況把握と交通施設の応急復旧方針の策定

ア 交通施設の総合的な被災状況の把握

総合統括部は、必要に応じ報告を受けた各管理者の交通施設の被災状況を総合的

にとりまとめ、各対策部に対し情報提供を行う。

(3) 緊急輸送路等の道路啓開及び応急復旧

ア 道路啓開及び復旧の体制の把握

社会基盤対策部は、大分県建設業協会各支部の会員の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、道路啓開や応急復旧を行う体制（人員や重機等の量）を把握する。

また、国土交通省、大分県や西日本高速道路（株）の所管する道路の復旧計画・状況についても可能な限り把握するよう努める。

イ 道路啓開の実施

社会基盤対策部は、大分県建設業協会各支部へ道路啓開の開始要請を行い、障害物の除去作業においては、道路法 42 条の適用による除去（通常の道路の維持管理）と災害対策基本法 76 条の 6 の適用による除去（緊急通行車両の通行の妨害となっている車両およびその他の物件の移動）の両者で対応する。

また、災害対策基本法第 76 条の 6 に基づく道路啓開に関しては、あらかじめ指定した道路について早期に啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検、必要な措置等を実施する。（3-2-1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 参照）

(4) 応急対策の実施

ア 短期的対策

社会基盤対策部は、道路啓開後、輸送用トラック等の通行を可能とするため、路面の段差補修など応急対策を実施する。

イ 中期的対策

社会基盤対策部は、所管する道路のなかで、流出した橋梁がある場合は、必要に応じ仮橋の設置などを実施し、盛土や法面の崩壊がある場合は、必要に応じ仮設防護柵の設置など関係機関の協力を得て出来るだけ早急に応急対策を講じ、安全な輸送道路の確保に努める。

(5) 自衛隊への応援要請

社会基盤対策部は、被害の状況や緊急性などを考慮し、道路啓開や応急対策などについて、自衛隊の応援が必要な場合は、総合統括部へ出動要請を依頼する。

6 港湾・漁港等の応急復旧

(1) 緊急輸送港啓開の実施

市所管の漁港管理者は、国土交通省及び大分海上保安部等関係機関の支援を受け、緊急輸送港の被害状況、障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

(2) 復旧作業の実施

社会基盤対策部は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

(3) 係留許可

市所管の漁港管理者は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

(4) 漂流物等集積場所の確保

市所管の漁港管理者は、港湾・漁港施設公共用地等を利用して、回収した漂流物及び障害物の集積場所を確保する。

7 県の権限代行制度

市道について、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、本市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、権限代行制度の適用について県に要請することも検討する。

第2章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 地震・津波に関する情報伝達等

(各対策部、各機関)

この計画は、地震・津波による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報に関する要領等を定めるものである。

ただし、応急対策にあたる職員等は、津波到達時間から逆算して活動可能時間を判断し、自身の安全を確保することを最優先に考えなければならない。

1 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

市は、市域内で地震を覚知し、必要と認める場合、緊急速報メール、大分市防災メール（電話・FAXによる配信を含む）、大分市同報系防災行政無線、大分市ホームページ、SNS等、報道（テレビ、ラジオ、新聞各社）による伝達のほか、広報車、消防車、消防団車両、パトカー等により伝達するとともに、電話、口頭、文書等により自治委員等に連絡を行い、住民に注意を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

2 異常現象発見時等における措置

決壊のおそれのある堤防の漏水、地割れなど災害が発生するおそれがある異常な現象を発見又は通報を受けた場合は、「風水害等対策編 3-1-3 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達」に定めるところによる異常現象通報系統に基づき迅速かつ的確に通報を行うとともに、一般市民への伝達は広報車の他、サイレン・警鐘の活用も検討する。

3 津波に関する情報の住民等への伝達

(1) 勤務時間内における活動

勤務時間内に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合の活動については、次表のとおりとする。

4-2-1 地震・津波に関する情報伝達等

班 名	課・支所名	活 動 内 容
防 災 班	防災危機管理課	関係機関への連絡、情報収集 県遊漁船業協同組合 (556-2890) 高崎山管理公社 (532-5010) 大分マリーナパレス水族館うみたまご (534-1010)
管 財 班	管財課	広報車の手配
公園緑地班	公園緑地課	田ノ浦ビーチへの連絡、情報収集 田ノ浦レストハウス (537-7458) 田ノ浦ビーチレストラン (573-8600)
市民協働推進班	市民協働推進課	- 関係自治委員、自主防災組織への連絡、情報収集 - 広報車2台による広報 広報担当区域：別府市境から大分川左岸まで
広 報 班	広聴広報課	- 報道機関へ緊急放送の要請を行う - 広報車2台による広報、情報収集 広報担当区域：大分川右岸から乙津川左岸まで
鶴崎支所班	鶴崎支所	広報車2台による広報、関係自治委員・自主防災組織への連絡、情報収集 広報担当区域：乙津川右岸から大野川左岸まで
大在支所班	大在支所	広報車2台による広報、関係自治委員・自主防災組織への連絡、情報収集 広報担当区域：大野川右岸から丹生川左岸まで
坂ノ市支所班	坂ノ市支所	広報車2台による広報、関係自治委員・自主防災組織への連絡、情報収集 広報担当区域：丹生川右岸から小猫川左岸まで
佐賀関支所班	佐賀関支所	- 広報車2台による広報、関係自治委員・自主防災組織への連絡、情報収集 広報担当区域：小猫川右岸から臼杵市境まで - 安全な地点において目視により海面の監視を行う
福祉保健班	福祉保健課	指定避難所等に関すること
商工労政班	商工労政課	食料、生活必需品等の調達及び配送に関すること
林業水産班	林業水産課	- 関係機関への連絡、情報収集 大分県漁業協同組合大分支店 (532-3292) 大分県漁協協同組合佐賀関支店 (575-0511) 大分県漁業協同組合神崎取次店 (576-0007) 大分川漁業協同組合 (542-2814) 大野川漁業協同組合 (578-0105) 鶴崎漁業協同組合 (527-5692) - 必要に応じて広報車等による広報実施 広報担当区域：大分市内中心部

班 名	課・支所名	活 動 内 容
土木管理班	土木管理課	・交通施設の障害物除去、規制等の交通応急対策に関すること
道路維持班	道路維持課	・交通施設の障害物除去、規制等の交通応急対策に関すること
河川班	河川・みなと振興課	・河川水位の通報、監視及び警戒 ・河川の被害情報収集等に関すること
上下水道局総務班 下水道整備班 下水道施設管理班	上下水道局総務課 下水道整備課 下水道施設管理課	・関係業者等への連絡、情報収集
消防局総務班 〃 救急班 〃 警防班 〃 予防班 〃 通信指令班	消防局総務課 〃 救急救命課 〃 警防課 〃 予防課 〃 通信指令課	・広報車による広報、情報収集 ・必要に応じて広報車等による広報実施 広報担当区域：大分市内中心部 ・高所監視カメラにより海面の監視を行う
中央消防署班	中央消防署 南大分分署 東大分出張所 西大分出張所 明野出張所	・情報収集 ・広報車による広報 広報担当区域：別府市境から原川左岸まで
東消防署班	東消防署 佐賀関分署 大在出張所 坂ノ市出張所 松岡出張所	・情報収集 ・広報車等による広報実施 広報担当区域：原川右岸から臼杵市境まで
南消防署班	南消防署 敷戸出張所 大南出張所 野津原出張所	・情報収集 ・必要に応じて広報車等による広報実施 広報担当区域：原則南消防署管内

(2) 勤務時間外における活動

勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合の活動については次表のとおりとするが、特に次の点を重点を置いて早期の活動体制を確立する。

ア 消防局において、津波に関する情報の収集にあたりとともに、消防車両等により、迅速に広報活動を行うものとする。

イ 津波警戒連絡室員は速やかに自主参集を行う。

ウ 広報車による広報

市の広報車及び消防車、または消防団車両により広報を行うとともに、必要に応じて警察その他防災関係機関の広報車両の協力を要請する。

エ 関係機関等への情報伝達

大分海上保安部との連携により、関係機関等に対し、より早い情報伝達に努める。

4-2-1 地震・津波に関する情報伝達等

班 名	課・出張所名	活 動 内 容
防 災 班	防災危機管理課	・関係機関への連絡、情報収集
林業水産班	林業水産課	・関係機関への連絡、情報収集 - 大分県漁業協同組合大分支店 (532-3292) - 大分県漁業協同組合佐賀関支店 (575-0511) - 大分県漁業協同組合神崎取次店 (576-0007) - 大分川漁業協同組合 (542-2814) - 大野川漁業協同組合 (578-0105) - 鶴崎漁業協同組合 (527-5692)
消防局総務班 〃 救急班 〃 警防班 〃 予防班	消防局総務課 〃 救急救命課 〃 警防課 〃 予防課	・情報収集 ・関係機関等への連絡 ・必要に応じて広報車等による広報実施 広報担当区域：大分市内中心部
消防局通信指令班	消防局通信指令課	・情報収集 ・関係機関へ連絡 ・高所監視カメラにより海面の監視を行う - 県遊漁船業協同組合 (090-3733-1162) - 田ノ浦レストハウス (537-7458) - 田ノ浦ビーチレストラン (573-8600) - 高崎山管理公社 山側 (532-5010) 海側 (532-5013) - 大分マリーンプレス水族館うみたまご (534-1010)
中央消防署班	中央消防署 南大分分署 東大分出張所 西大分出張所 明野出張所	・情報収集 ・広報車による広報 広報担当区域：別府市境から原川左岸まで
東消防署班	東消防署 佐賀関分署 大在出張所 坂ノ市出張所 松岡出張所	・情報収集 ・広報車による広報 広報担当区域：原川右岸から臼杵市境まで
南消防署班	南消防署 敷戸出張所 大南出張所 野津原出張所	・情報収集 ・必要に応じて広報車等による広報実施 広報担当区域：原則南消防署管内

(3) 海面状態の監視等

ア 海面状態の監視

佐賀関支所班及び消防局通信指令班は、津波警報等が発表された場合又は震度4以上の揺れを感じた場合、あるいは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、速やかにテレビ、ラジオの視聴等を行うとともに、安全な地点において目視又は高所監視カメラにより海面の監視を行う。

イ 異常現象を発見した場合の措置等

海面の異常現象を発見した場合は、津波警戒連絡室長に通報するとともに、通報を受けた津波警戒連絡室長は、速やかに県及び大分地方気象台に通報するものとする。

(4) 近地地震津波に対する自衛措置

沿岸地域において震度4以上の地震を感じた場合、防災関係機関においては、すぐにテレビ、ラジオ放送等を聴取するなど、自ら積極的に津波警報等を迅速に把握するよう努めるものとする。

また、近海で地震が発生した場合には津波警報等の発表以前であっても、津波が襲来するおそれがある。したがって、強い地震を感じたときには、次の自衛措置をとるものとする。

ア 異常を発見した場合は状況に応じて、自らの判断で住民等に海浜から避難させるなど、緊急必要な措置をとるものとする。

イ 広報パトロール車を出動させ、海浜にある者は直ちに海浜から退避するよう呼びかけるものとする。

ウ 必要に応じ湾岸に面する自治区、施設、特定事業所並びに漁業協同組合等に通報するものとする。

エ 河川の流域まで影響が及ぶおそれがある場合には、操作員の安全を確保のうえ、水門の閉鎖等所要の対策を講じるものとする。

(5) 避難に備えた住民等への呼びかけ

基本的事項は「4-1-3 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達」のとおりとするほか、次の事項にも配慮を行うものとする。

ア 津波に関する情報が、地域住民、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、つり客やドライバー（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。

イ 船舶に対する伝達

ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

オ 要配慮者への的確な呼びかけ

(6) 住民への呼びかけ手段

市は、地震・津波に関する情報を緊急速報メール、大分市防災メール（電話・FAXによる

4-2-1 地震・津波に関する情報伝達等

配信を含む)、大分市同報系防災行政無線、大分市ホームページ、SNS等、報道(テレビ、ラジオ、新聞各社)津波フラッグによる伝達のほか、広報車、消防車、消防団車両、パトカー等により伝達するとともに、電話、口頭、文書等により自治委員等に連絡を行う。又はこれらの手段を併用して迅速に地域住民に対し、周知徹底を図るものとする。

また、津波警報等をサイレン又は警鐘によって周知させる場合の標識は、原則として「資料編49 津波注意報標識・津波警報標識」のとおりとし、サイレン音はJ-ALERTによる標準音を使用するものとする。

なお、津波情報の呼びかけの例を以下に示す。

〔呼びかけの例1〕

こちらは、大分市です。
ただいま、大津波警報が発表されました。ただいま、大津波警報が発表されました。
大津波が予想されますから、沿岸部にいる方々は、ただちに高台などの安全なところに避難してください。
なお、避難の際には、車を使用しないでください。
(繰り返し)

〔呼びかけの例2〕

こちらは、大分市です。
津波情報をお知らせします。
津波情報をお知らせします。
ただいま、〇〇港で津波の第1波を観測しました。
波の高さは、約〇〇メートルです。
津波は何回も押し寄せてきますから引続き警戒してください。
(繰り返し)

〔呼びかけの例3〕有線放送、無線放送、広報車等による呼びかけ例

こちらは、大分市です。
〇〇時〇〇分に、〇〇沿岸に大津波警報(津波注意報)が発表されました。
津波の高さは〇〇沿岸では高いところで5m以上の大津波が予想されますので、厳重に警戒してください。(津波の高さは〇〇沿岸では高いところで1m程度の津波が予想されますので、厳重に注意してください。)
海岸にいる方は直ちに海岸から離れて、高台などの安全なところへ避難して下さい。
〇〇、〇〇地区の住民の皆さんは、直ちに〇〇、〇〇へ(高台などの安全な場所へ)避難してください。
避難する時には、車を使わないでください。
津波は繰り返し襲ってきます。大津波警報(津波注意報)が解除されるまでは、そのまま避難を続けてください。
(繰り返し)

4 津波に関する情報の放送機関への要請

津波警戒連絡室長は、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合で必要と認める場合、放送機関に対し、緊急放送の要請を行うものとする。

- (1) 基本法第 57 条の規定に基づき、県に電話連絡のうえ放送要請の写しを送付する。
- (2) 大分県災害放送要請取扱要領（資料編 6 1 参照）
- (3) 災害時の放送要請に関する取扱要領（資料編 6 1 参照）
- (4) ケーブルテレビ 3 社やラジオ 1 社と締結している「災害時における緊急放送の要請に関する協定」（資料編 9 3 参照）に基づき緊急放送を要請する。

第2節 避難指示及び避難誘導等の活動

(各対策部、各機関)

この計画は、地震・津波による生命・財産への被害を最小限に止めるため、災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護について定めるものである。

なお、避難指示等の発令に関する詳細は、「大分市避難情報発令等の判断・伝達マニュアル」を参照すること。

1 避難指示等の発令判断基準

避難指示等は以下の基準を参考に、今後の気象予測（潮位等）や海岸巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

		避難指示
津波警報等 による基準	津波 注意報	◆漁業従事者、沿岸の港湾等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域に発令
	津波 警報	◆「南海トラフ地震」による津波浸水予想地域に発令
	大津波 警報	◆「南海トラフ地震」「別府湾地震」による津波浸水予想地域に発令
地震等による基準		◆停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合に発令

※ 現在の津波予測技術では、「予想される津波の高さ」の予想精度は、1/2～2倍程度なので注意すること。

2 避難指示の伝達

避難指示を発した時は、時機を失することなく、緊急速報メール、大分市防災メール（電話・FAXによる配信を含む）、大分市同報系防災行政無線、大分市ホームページ、SNS等報道（テレビ、ラジオ、新聞各社）による伝達のほか、広報車、消防車、消防団車両、パトカー等により伝達するとともに電話、口頭、文書等により自治委員等に連絡を行う。又はこれらの手段を併用して迅速に地域住民に対し、周知徹底を図るものとする。

3 市が行う避難にかかる対策

(1) 事前措置

ア 市は、次の事項について前述の関係地区住民にあらかじめ周知を図るよう努めるものとする。

(ア) 想定される危険の範囲

(イ) 緊急避難場所（一時避難地）（近隣の高い場所、津波避難ビル）

(ウ) 緊急避難場所（一時避難地）に至る経路

(エ) 避難指示の伝達方法

(オ) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の自粛等）

イ 市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

ウ 要配慮者への配慮

市は、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合には、避難支援等関係者に対して、事前に名簿情報を提供する。

(2) 避難誘導対策

ア 避難所の指定

避難所は、あらかじめ指定しておくが、地震時には次の点に留意する。

(ア) あらかじめ指定している避難所の地震・津波に対する安全性を確認した上で、住民に対し必要な情報を提供するように努める。

(イ) 避難所の開設に当たって、避難所の管理者、応急危険度判定士、専門技術者等の協力を得て、津波、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(ウ) 市域内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供斡旋を求める。

イ 消防機関等の活動

(ア) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- a 津波警報等の情報の収集・伝達及び広報
- b 津波からの避難誘導
- c 要救助者の救助・救護等

(イ) 前項に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防対策部が別に定めるところによる。

ウ 学校等の避難方法

小・中・高等学校及び幼稚園その他学校教育法の適用を受ける教育施設の管理責任者は、「大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅳ）」に基づき、各学校等で定めた防災計画により、児童生徒等を迅速、適切に避難させる。また、保育所及び認定こども園等においては、避難場所、避難経路などの対策を各園で定めた「災害対策マニュアル」に基づき、園児を津波から安全に避難させる。

エ 市が自ら管理又は運営する施設

不特定かつ多数の者が出入りする施設で市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

4-2-2 避難指示及び避難誘導等の活動

- a 津波警報等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

(イ) 個別事項

a 学校等

当該施設が市の定める津波浸水想定区域内にあるときは、安全に避難するために必要となる措置を行うとともに、当該施設に保護を必要とする者がいる場合は、これらの者に対する保護のために必要となる措置を行う。

b 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置を行う。

なお、施設ごとの具体的な措置内容は各施設において別に定める。

(3) 施設の緊急点検・巡視

ア 公共施設等

市は必要に応じて公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等、及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

なお、施設の耐震性に問題がなく、電気設備の被害により災害応急対策活動に支障がある場合は、「災害時の応急対策に関する協定（大分市電気工事協同組合）」（資料編93）参照により、電気設備の応急復旧を行うものとする。

イ 河川、下水道、海岸、港湾及び漁港等

河川、下水道、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とし、その後、津波に関する情報を把握し、津波到達時間までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

4 住民が行う避難にかかる対策

地震や津波襲来時の犠牲者を最小限に止めるためには、日頃から避難経路や、避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ地震や津波が襲来してきたときは、どのような状況にあっても直ちに近隣の高台（間に合わない場合は津波避難ビル）等に避難する意識を持つておくことが必要

である。

- (1) 避難対象地区内の居住者等は、緊急避難場所（一時避難地）、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を日頃から家族や地域と確認しておき、自主的な避難を行うよう努めるものとする。
- (2) 津波が夜間に発生したり、停電の場合に備えるためには次のことに留意しておく必要がある。
 - ア 非常持出し袋に懐中電灯や携帯ラジオ等を用意し、直ちに携行できるように備えておくこと。
 - イ 地域での防災訓練に参加し、緊急避難場所（一時避難地）、避難経路をあらかじめ確認しておくこと。
- (3) 地震・津波発生時には、地震の揺れやそれに伴う液状化などにより家屋の倒壊、落下物、道路の損傷や段差が発生したり、渋滞・交通事故が発生するなど、多くの課題が懸念されるため、避難については徒歩による避難を原則とする。

ただし、津波到達時間や要配慮者の支援方法など、緊急で止むを得ない場合は、自動車による避難も考慮しておく必要がある。特に避難行動要支援者にあつては、徒歩による避難が困難な場合もあるため、地域の実情等を総合的に勘案し地域で合意形成を図ったうえで、避難方法をあらかじめ検討しておくことが必要である。
- (4) 津波発生に関する情報を覚知し避難する際には、周囲に避難を開始していない人、1人暮らしや高齢者のみの世帯、要配慮者等に、積極的な声かけを行うことにより避難を促すとともに、自らが家族や地域内の率先避難者となるように努める。
- (5) 大津波警報、津波警報や避難指示等の情報から、高い津波の襲来が予想される場合は、迷うことなくさらに高い場所へ避難する。
- (6) 正しい情報を緊急速報メール、大分市防災メール（電話・FAXによる配信を含む）、大分市同報系防災行政無線、大分市ホームページ、SNS等、報道（テレビ、ラジオ、新聞各社）による伝達のほか、広報車、消防車、消防団車両、パトカー等による伝達や自治委員による連絡など、あらゆる情報伝達手段を通じて入手する。

5 事業所、関係機関が行う避難にかかる対策

津波による被害発生の可能性がある地区内の施設又は事業所の自衛消防組織は、津波発生に関する情報を覚知した場合、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(1) 病院等の避難方法

震災により避難の必要がある場合、病院その他の医療施設及び養護施設等（以下「病院等」という。）の管理者は次により、その施設に入院、入所している者（以下「患者等」という。）を迅速、適切に避難させる。

4-2-2 避難指示及び避難誘導等の活動

ア 地震直後の措置

病院等に入院・入所している患者等の多くは、起居動作の不可能又は困難な傷病者、高齢者及び幼児等であるため、極度の恐怖感、不安感をなくすよう慰撫に努め、また緊急に避難が実施し得るよう輸送車両並びに搬送用担架、その他必要資機材を確保し、医師、看護師、保護員等の職員を適切に配置する。

イ 避難行動の措置

被災の状況、事態の推移から判断して、避難する必要を認めた場合は、患者等の病状及び身体状況に応じ区分し、輸送又は搬送のほか歩行可能な者は独歩により、誘導員その他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の避難所又は他の安全な医療施設に移送する。

ウ 応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であるときは、市長及び最寄りの警察署長に応援協力を要請する。

(2) 通信、放送関係

ア 通信（西日本電信電話株式会社大分支店）

通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信手段を確保するため、電源の確保、地震発生後の通信輻輳対策等の措置を講ずるものとする。

イ 放送

(ア) 放送事業管理者は、テレビ、ラジオ等の放送が居住者等及び観光客等への正確かつ迅速な情報伝達のために必要不可欠であることから、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(イ) 放送事業管理者は、県、市及び防災関係機関と協力して、津波情報、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報など、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

(ウ) 災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送できるよう、予め必要な要員の配置、施設等の緊急点検、その他の被害防止措置を講ずるものとする。

(3) 交通関係

ア 道路

市、県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するなど、必要な措置を講ずるものとする。

イ 海上

港湾管理者は、海上の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき関係事業者等に指導を行うなど、必要な措置を実施するものとする。

ウ 鉄道（九州旅客鉄道(株)大分支社）

鉄道管理者は、地震発生時、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講ずるものとする。

第3節 災害救助計画 (各対策部)

この計画は、災害が発生した場合における罹災者に対する応急救助に関し、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じて実施する救助について定めるものである。

1 災害の認定基準及び用語の定義

災害救助法における被害の認定基準及び用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 住家：現実にもその建物を居住のために使用しているもの
- (2) 世帯：生計を一つにしている実際の生活単位
- (3) 死者：当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
- (4) 行方不明：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもの
- (5) 負傷：災害のため負傷し、医師の治療を受ける又は受ける必要（見込み）のあるもの
 - ア 重傷：1か月以上の治療を要する見込みのもの
 - イ 軽傷：1か月未満で治癒できる見込みのもの
- (6) 全壊
 - 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- (7) 半壊
 - 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
 - ※半壊のうち、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを「中規模半壊」として取り扱う。
- (8) 準半壊
 - 半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
- (9) 床上浸水
 - 前記(6)及び(7)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの
- (10) 床下浸水：浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
- (11) 一部損壊：住家の損害割合が10%未満のもの

2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、市町村の人口に応じた一定の基準に達したときに適用されるもので、本市における適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本市域内において 150 世帯以上の住家が滅失したとき
- (2) 大分県下で 1,500 世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても 75 世帯以上の住家が滅失したとき
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。
- (4) 大分県下で 7,000 世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市域内においても多数の住家が被害を受けたとき
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（内閣府令で定める基準とは、災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること、もしくは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること）
- (6) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（内閣府令で定める特別の事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は、災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合）
- (7) (1) ～ (6) について、住家が滅失した世帯の数の算出に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 災害救助法による救助の種類とその措置

救助の種類については、災害救助法第 4 条及び同施行令第 2 条の定めるところにより、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療及び助産

4-2-3 災害救助計画

- (7) 災害にかかった者の救出
- (8) 災害にかかった住宅の応急修理
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋葬
- (11) 遺体の捜索及び取扱い
- (12) 障害物の除去

なお、救助の程度、方法及び期間等については、災害救助基準（資料編67）によるものとする。

また、ボランティアの受入れについて大分県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と、本市の実施する救助の調整事務について、大分市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

4 災害弔慰金の支給、災害障がい見舞金の支給及び災害援護資金の貸与

市は、暴風、豪雨、洪水、地震等の異常な自然現象による被害のみを対象とした災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令並びに大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、次の救済措置を行うものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 対象者：災害により死亡した市民の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）前記の遺族がいずれもない場合は兄弟姉妹（死亡当時、死亡した人と同居し、又は生計を同じくしていた人に限る）

イ 支給額

（ア）死亡者が生計を主として維持していた場合 500 万円

（イ）その他の場合 250 万円

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

（ア）本市で住居が5世帯以上滅失した災害

（イ）県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害

（ウ）県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

（エ）災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 災害障がい見舞金の支給

ア 対象者：災害のため精神又は身体に著しい障がいを受けた人

イ 支給額

（ア）災害により災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障がいがある住民に対し、生計を主として維持していた場合 250 万円

（イ）その他の場合 125 万円

ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲：災害弔慰金の場合と同じ

(3) 災害援護資金の貸付

ア 対象者：罹災者の世帯主

イ 貸付額：一世帯当たりの貸付け限度額は次のとおり。

(ア) 世帯主が負傷（療養期間1か月以上）し、かつ次のいずれかに該当する場合

- a 家財の損害（その価額の3分の1以上の損害）及び住居の損害がない場合
150 万円
- b 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250 万円
- c 住居が半壊した場合 270 万円
- d 住居が全壊した場合 350 万円

(イ) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

- a 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円
- b 住居が半壊した場合 170 万円
- c 住居が全壊した場合 250 万円
- d 住居の全体が滅失した場合 350 万円

(ウ) 宅地の損害を受け、かつ次のいずれかに該当する場合

- a 前各号に掲げる損害がない場合 50 万円
- b 前号に掲げる損害がある場合
50 万円と前各号に掲げる損害に応じた貸付限度額との合計額

(エ) 前(ア)のc又は(イ)のb若しくはcにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

ウ 所得制限

貸付対象世帯に属する者の所得の合計額は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、住居が滅失した世帯にあっては、当該世帯に属する者の所得の合計額は、1,270 万円以下とする。

(ア) 同一世帯に属する者が1人のときは、220 万円以下

(イ) 同一世帯に属する者が2人のときは、430 万円以下

(ウ) 同一世帯に属する者が3人のときは、620 万円以下

(エ) 同一世帯に属する者が4人のときは、730 万円以下

(オ) 同一世帯に属する者が5人以上のときは、730 万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30 万円を加算した額以下

エ 償還期間：償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年とする。

4-2-3 災害救助計画

オ 利率：連帯保証人あり・・・無利子

：連帯保証人なし・・・1%（据置期間中は無利子）

5 前記以外の災害弔慰金の支給及び災害障がい見舞金の支給

市は、大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けない自然災害により、大分県内で被害を受けた市民に対し大分市災害弔慰金等支給要綱に基づき、次の救済措置を行うものとする。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 対象者：災害のため死亡した市民の遺族

イ 支給額：死亡者が生計を主として維持していた場合は250万円、その他の場合は、125万円とする。ただし、死亡者が同要綱により災害障がい見舞金の支給を受けている場合は、支給を受けた額を控除した額とする。

ウ 弔慰金を支給する場合の災害の範囲

(ア) 被害が発生した市町村を含む地域に対して、大分地方気象台が特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）又は警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪及び高潮）を発表したとき（ただし、海上警報は除く）

(イ) 被害が発生した市町村で、気象庁が震度4以上を観測し、発表したとき

(ウ) 被害が発生した市町村を含む津波予報区に対して、気象庁が津波注意報、津波警報または大津波警報を発表したとき

(エ) 福岡管区気象台が、九重山、鶴見岳、伽藍岳又は由布岳に係る火口周辺警報又は噴火警報を発表したとき

(オ) その他特別な場合

(2) 災害障がい見舞金の支給

ア 対象者：災害のため精神又は身体に著しい障がいを受けた人

イ 支給額

(ア) 災害により災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障がいがある住民に対し、生計を主として維持していた場合 125万円

(イ) その他の場合 62万5千円

ウ 見舞金を支給する場合の災害の範囲：災害弔慰金の場合と同じ

6 小災害罹災者に対する見舞金の支給

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例による救助の対象とならない小災害であっても、本市に住居を有する者が、災害により被害を受けた場合には、大分市災害見舞金支給要綱の規定により、その世帯主又は遺族に見舞金を支給するものとする。ただし、負傷の場合には、その者に見舞金を支給するものとする。

災害の種類 区 分		大分市災害弔慰金の支給等 に関する条例第2条第1号 の規定する自然災害	左記以外の災害
死亡者一人につき		50,000 円	30,000 円
負傷	重傷	10,000 円	
	軽傷	5,000 円	
全壊・全焼 流失・埋没		50,000 円	30,000 円
半壊・半焼 半流失・半埋没		20,000 円	10,000 円
床上浸水		10,000 円	

(注) 法令又は他の条例規則等により見舞金に相当する金額を受けるときは、この要綱による見舞金は支給しない。

7 その他の救護措置

大分市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用の有無にかかわらず、日本赤十字社大分県支部の定めるところにより、被害の程度に応じて、次の見舞品を支給するものとする。

災害救援物資配分表（令和2年4月1日～）

機関名	被害程度	物資	配 分 基 準	
			夏期（6月～9月）	冬期（10月～5月）
日本赤十字社大分県支部	・全焼 ・全壊 ・流失 ・半焼等で 寝具が使用 できない 場合	毛布	世帯人員数×1	世帯人員数×2
		タオルケット	世帯人員数×1	
		バスタオル	世帯に1枚	世帯に1枚
		タオル	世帯人員数×1	世帯人員数×1
		緊急セット	世帯人員4人ごとに1個 ※5人～8人は2個 9人以上は3個	世帯人員4人ごとに1個 ※5人～8人は2個 9人以上は3個
		ブルーシート	世帯に1枚	世帯に1枚
	・半焼 ・半壊 ・床上浸水	毛布		世帯人員数×1
		タオルケット	世帯人員数×1	
		バスタオル	世帯に1枚	世帯に1枚
		タオル	世帯人員数×1	世帯人員数×1
		緊急セット	世帯人員4人ごとに1個 5人以上については上記※ のとおり	世帯人員4人ごとに1個 5人以上については上記※ のとおり

4-2-3 災害救助計画

	・避難所	毛布	世帯人員数× 1	世帯人員数× 1
		緊急セット	世帯人員 4 人ごとに 1 個 5 人以上については上記※ のとおり	世帯人員 4 人ごとに 1 個 5 人以上については上記※ のとおり

〔備考〕

- (1) 本配分基準は、非住家には適用しない。
- (2) 死亡者のある場合は、世帯構成員から死亡者を除いた基準で配分する。
- (3) 災害の状況（地震、集中豪雨等の大災害）により、別途協議のうえ適宜配分する。
- (4) 避難所は長期に避難する場合、宿泊を伴う避難を指す。

(注) 上記の救援物資以外に安眠セットを配布する場合がある。(安眠セット：マット、枕、アイマスク、耳栓、スリッパ、靴下)

品名	配分基準	配分数
安眠セット	体育館などの避難所に、集団で相当数が数日にわたって避難を要する場合。	原則として被災者 1 人あたり 1 セット

※安眠セットは原則本社が指定する支部において保管する。

8 災害時の罹災見舞要領

本市において大規模な災害が発生した場合の被災者に対する罹災見舞いについては、次の要領によるものとする。

- (1) 罹災見舞いは、災害の程度に応じて被災地区ごとに見舞班を編成し、被災者に対する見舞及び見舞金品を贈呈するものとする。
- (2) 被災者に対する罹災見舞いは、被災者救援部が、地域対策部の協力を得ながら行うものとする。

9 被災者台帳

災害が発生し、救助が必要であると認める被害者があるときは、その被害状況を調査の上、被災者台帳システムに登録するものとする。

10 応急救助の実施状況の報告

災害救助法の規定による応急救助を実施した場合は、次により報告するものとする。

- (1) 災害対策本部の各対策部は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、救助の種類ごとに救助実施記録日計表を 2 部作成し、毎日救助の実施状況を被災者救援部に 1 部提出することとする。
- (2) 被災者救援部は、各対策部からの報告を取りまとめ、全市域の救助の実施状況を掌握すると

ともに、その結果を県に報告するものとする。

ただし、交通等が途絶している場合については、電話等の方法により情報を提供し、後日一括して提出することとする。

(救助の種類)	(情報提供事項)
避難所の設置	箇所数、避難人員
応急仮設住宅の設置	設置（希望）戸数
炊出しその他による食品の供与	箇所数、給食数、給食人員
飲料水の供給	対象人員
被服寝具その他生活必需品の給与	主なる品目別給与点数及び給与世帯数
医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分娩者数
災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
学用品の給与	小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数
埋葬	埋葬数
遺体の搜索	遺体の取扱い数
障害物の除去	対象世帯数

第4節 救出・救護計画

(消防対策部)

大地震のため、生命身体が危険な状態にある者及び行方不明の状態にある者の救出は、特に次の措置を講ずるものとする。

1 消防署及び消防団等による救出

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の衝突、劇場等におけるパニック等、不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。したがって、消防活動においては、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、状況に応じて、人身災害の拡大防止を図るものとする。

2 救急・救助活動

震災時の救急・救助活動は火災の規模を考慮して、消防局が現有資機材を有効に活用し、次に定める基本原則に基づき救急・救助活動を実施するものとする。ただし、同時多発的に多数の要救急救助者が発生した場合には、全市的に救急隊、救助隊の統括運用を行い、迅速かつ効果的な救急・救助活動を実施するものとする。

(1) 救急・救助活動は、大分市救急救助業務計画（昭和62年消防局訓令第2号）等関係規程に基づき実施するものとする。

(2) 救助活動の基本は次のとおり定めるものとする。

ア 救命処置を必要とするものを優先し救出する。

イ 傷病者の救助は消防団員、自主防災組織、付近住民等に協力を求めて行う。ただし、活動人員に対し多数の要救助者がある場合は、容易に救助できる者を優先する。

ウ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所であった場合、火災現場付近の救助を優先する。

(3) 救急隊の救急搬送順位は、別に定めるものとする。

(4) 負傷者の救急搬送にあつては、負傷者の割り込みにより救急車が占有される事のないよう毅然たる態度で活動すること。なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し混乱を避けること。

3 後方支援車、災害対応特殊救急自動車の導入

地震等の大規模災害に対し、地震防災緊急事業五箇年計画により、緊急消防援助隊整備事業や救急業務高度化資機材整備事業を実施するとともに、災害対応特殊救急自動車を導入し、大規模災害時の救急、救助活動の充実を図る。

4 応援要請

本市の救出体制のみでは救出活動が困難であり、応援を必要とする場合には、次のとおりの応援要請により被災者の救出に万全を期すものとする。

(1) 県内応援

大分県内の各市町村長等に対し、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互

応援協定に基づき応援要請を行う。

○大分県常備消防相互応援協定（資料編 9 3 参照）

○大分県消防団相互応援協定（資料編 9 3 参照）

（2）緊急消防救援隊

大分県知事に対し、次の図に示すとおり緊急消防援助隊の応援要請を行う。

（3）民間協力

断水時における消防用水の供給（資料編 9 3 参照）や消防活動困難における重機の派遣（資料編 9 3 参照）が必要な場合には、災害協定に基づき協力要請を行う。

○災害時における消防用水及び生活用水の供給に関する協定

（資料編 9 3 参照）

○災害時における消防活動の協力に関する協定

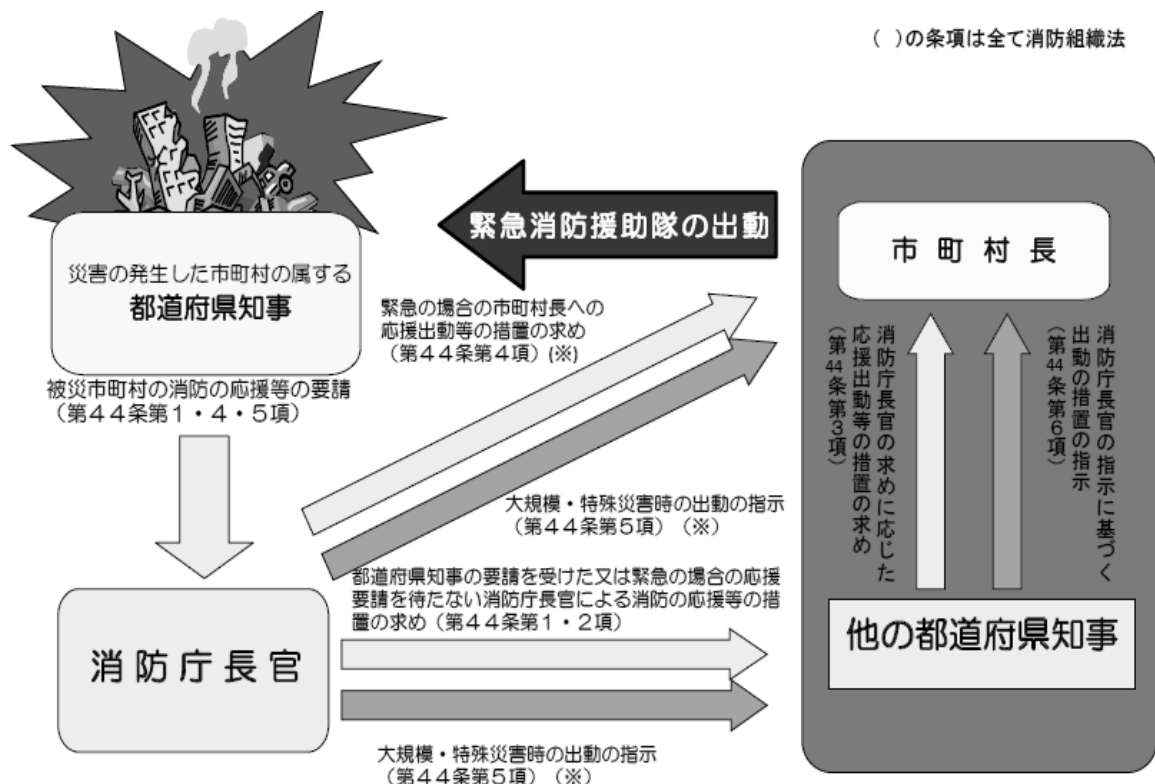
（資料編 9 3 参照）

5 住民等の協力

住民は、積極的に消防機関等に協力し、被災者の救出に努めるものとする。市長は、緊急に救出を要する場合は、現場付近の住民に対し従事協力を命じ救出活動にあたらせるものとする。

6 警察機関との連絡

消防機関は、警察官と相互に連絡協力して被災者の救出に努めるものとする。



(※) 都道府県知事の要請を受けた場合(第44条第1項)と、緊急の場合で都道府県知事の要請を待っていない場合(第44条第2項)がある。

第5節 二次災害防止計画

(総合統括部、住宅対策部、被災者救援部、社会基盤対策部、消防対策部、上下水道対策部、九州電力送配電、大分瓦斯、大分市L P ガス防災協議会)

1 土砂災害防止活動

急傾斜地崩壊危険箇所等に近接する住民に対しては、地震動による土砂災害の危険性の周知を行う。また、地震発生後には崖地の点検を行い、危険な場合には避難指示を行うとともに、安全が確認されるまで警戒区域の設定及び立ち入り禁止等の必要な措置を講じる。

2 水道、下水道、電気、ガス関係

(1) 水道

水道管の破裂等による二次災害を軽減させるため施設の緊急点検を行うとともに、破裂管路の応急復旧等必要な措置を講じるものとする。

(2) 下水道

マンホールの浮き上がりや下水道管の破損等による二次災害を軽減させるため施設の緊急点検を行うとともに、応急復旧等必要な措置を講ずるものとする。

(3) 電気(九州電力送配電㈱大分配電事業所)

電気事業の管理者等については、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(4) ガス(大分瓦斯㈱大分営業所・大分市L P ガス防災協議会)

ガス事業の管理者等については、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

3 被災建築物、被災宅地による二次災害防止活動

被害が甚大となった場合、災害対策本部の下に被災建築物・被災宅地危険度判定実施本部を設置し、当該判定実施本部長は、実施本部業務マニュアルに沿って、被災建築物及び被災宅地に対する危険度判定の迅速かつ的確な実施に努める。

(1) 被災建築物応急危険度判定

地震により被害を受けた建築物は、余震などにより人的被害を与える可能性があるため、被災建築物応急危険度判定協議会に登録された判定士により建築物の応急危険度判定を行い、その判定結果を建築物の見やすい場所に表示する。表示するステッカーは「危険」「要注意」「調査済」があり、居住者はもとより付近を通行する歩行者などにも、情報提供を行う。

(2) 被災宅地危険度判定

強い地震などのために、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定連絡協議会に登録された被災宅地危険度判定士が調査を行い、被災した宅地の危険度を判定する。判定結果は、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーにより宅地の見やすい場所に表示され、その宅地の使用者や居住者のみならず、付近を通行する歩行者等にも安全であるかどうかの情報提供を行う。

4 危険な空家等の応急措置等

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、災害対策基本法に基づき、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

5 二次的な水害の防止活動

重要水防区域等の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとる。

6 高潮、波浪等による被害の防止活動

高潮、高波等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、立ち退きの指示等、二次災害防止のための措置をとる。

7 流出油等による二次災害防止活動

災害等により船舶からの貨物油、燃料油又は有害液体物質等（以下「海上流出油等」という。）が海上に流出した場合、発生する有毒ガス等により甚大な被害が予想されるとともに、付近海域の航行が不能となるため、港湾啓開作業に多大なる支障をきたすことから、社会基盤対策部は、海上流出油等の除去に当たっては、法令の規定により排出源（船舶及び船舶を運航する企業等も含む）及び除去委託団体等に対し、除去指導等も含め適切な措置をとる。

8 二次災害防災のための呼びかけ

余震、降雨等による二次災害が発生又は発生するおそれがある場合については、「風水害等対策編 3-1-6 災害広報計画」に基づき広報するものとする。

第3章 被災者の保護・救護のための活動

第1節 避難所運営計画

(被災者救援部)

この計画は、指定避難所（以下「避難所」という。）が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである。

1 避難所の運営

(1) 施設管理者に対する連絡

市長は、避難所として使用しようとする建物等について、その施設管理者にあらかじめ承諾を得ておくものとする。また、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡するものとする。

(2) 避難所要員等の派遣

ア 本部長は避難所の開設を指示したときは、建物及び収容者の維持管理のための避難所要員を派遣するものとする。

イ 被災者救援部長は、避難所における病人若しくは負傷者又は要配慮者の救護・支援要請があった場合は、保健医療部長に保健師の派遣要請をするものとする。

ウ 避難者への情報伝達にあたっては、聴覚障がい者等への配慮に努めるものとする。

(3) 避難所の開設及び閉鎖の報告

被災者救援部長は、避難所を開設又は閉鎖したときは、直ちに次の事項を本部長に報告するものとする。また、避難所の開設状況等については災害対応支援システムを活用し、県へ報告するものとする。

ア 避難所名

イ 開設又は閉鎖の日時

ウ 避難人員

エ 給食の要否及び必要量

オ 病人及び負傷者数

(4) 避難所の運営管理について

避難所の運営管理については、避難所運営マニュアルを活用するものとし、次の事項に留意する。

ア 避難者等の協力による指定避難所運営

指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボラ

ンティア等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、総合統括部に対して応援要員を要請する。また、災害発生直後の混乱が落ち着いてきたら、避難者等による指定避難所の運営組織として、避難所運営委員会の立ち上げを自主防災組織等の協力を得ながら促す。

イ 避難所運営委員会立ち上げの支援

市は、避難所運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、速やかに被災者が相互に助け合う避難所運営委員会が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう支援する。

ウ 避難所の生活環境への配慮

市は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保に努める。

エ 避難所における感染症対策

市は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。

（ア）住民への周知

市は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。

また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。

（イ）避難先の検討・確保

市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害時よりも可能な限り多くの避難所を開設するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。

また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難先を確保する。

感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離したほうが良いと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討する。

併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総合統括部と被災者救援部が連携して、必要な措置を講じる。

（ウ）感染症対策に必要な備蓄品の確保

市は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。

（エ）避難者の受入れ体制の確立

市は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。

(オ) 避難所内での感染予防

市は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。

- a 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。
- b 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。
- c 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。
- d 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。
- e 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。
- f アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。
- g ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。
- h 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。
- i 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、市職員等に報告するよう避難者に周知する。

オ 感染症患者に関する情報共有等

新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、防災危機管理課、大分市保健所は、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。

併せて、大分市保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。

カ 要配慮者や男女双方の視点に配慮した指定避難所運営

指定避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図ること。

- (ア) 避難所を運営するため、避難所運営委員会を設置する場合は、男女のニーズの違いに配慮して男女双方から役員を選出すること。
- (イ) 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。
- (ウ) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。
- (エ) 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- (オ) 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー等の配布に努める。

(カ) 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。

(キ) 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(ク) 指定避難所内の一般避難スペースでは、生活することが困難な障害者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定避難所を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

キ 指定避難所内で生じたゴミの処理

指定避難所内で生じたゴミは、避難者自身により可能な限り分別する。また、被災者救援部は、災害廃棄物対策部に指定避難所内で生じたゴミの回収を依頼する。

ク 指定避難所における愛護動物のためのスペースの確保

必要に応じ、施設管理者の協力を得ながら指定避難所敷地内における愛護動物のためのスペースの確保に努める。

ケ 指定避難所の災害リスクが高まった場合の対応

開設した指定避難所において、開設時点では想定されていなかった災害の発生が予想される若しくは、現に災害が発生した場合には、避難者の安全を確保するため、避難者を別の安全な場所へ誘導する。

コ ライフラインの回復に時間が要すると見込まれる場合の対応

ライフラインの回復に時間が要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

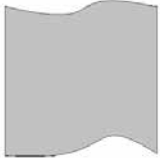
また、避難所を閉鎖する場合には、被災者救援部と物資支援部において協議を行い、避難者を安全な避難所へ移送する。

(5) 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

①黄色 	避難者がいることを示す	②赤色 	避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する人がいることを示す
--	--------------------	--	--

(6) 被災者の運送要請について

県は、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、「被災者の保護の実施のため緊

急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請することができる。」となっていることから、被災者の運送の必要が生じた際には、県に対して、被災者の運送の要請を行うものとする。

(7) 広域避難

災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を求める。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、受入先の都道府県内の市町村に直接協議することができる。
- ・他の都道府県と協議が必要な場合は、県に対し協議を行うよう求める。
指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- ・県、他市町村、運送事業者等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- ・県、他市町村及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。

(8) 広域一時滞在

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。

- ・県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県に調整を求める。
- ・他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。

(9) 避難者の状況把握

市は、それぞれの避難所に受入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

2 避難所に避難する者の範囲

(1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

- (2) 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって被害を受けるおそれのある者
- ※受入れに際しては住民票の有無は問わない

3 協定福祉避難所の開設

避難所で対応が困難な在宅の高齢者や重度の障がい者の避難施設として、民間社会福祉施設等との協定に基づく協定福祉避難所を開設する。

- (1) 災害時に要配慮者の避難施設として民間社会福祉施設等に受入れる事に関する協定(資料編9-3参照)
- (2) 協定福祉避難所一覧表(資料編6-3参照)
- (3) 協定福祉避難所に避難する者の範囲
 - ア 在宅の高齢者等(要介護認定3～5の高齢者)
 - イ 日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者
 - ウ 特別障害者手当、障害児福祉手当受給対象者
 - エ 障害支援区分4～6の者
 - オ ア～エに準じる者で、指定避難所では避難生活が困難な者。
- (4) 協定福祉避難所に避難できる時期等
 - ア 指定緊急避難場所または指定避難所に避難し、そこで何らかの特別な配慮が必要と判断されたとき
 - イ 住居が倒壊などの被害により居住できなくなったとき
 - ウ 協定福祉避難所への移送は、原則として家族等が行うものとする。

4 避難にあたっての注意事項

- (1) 避難の際には、必ず火気その他危険物を安全に始末し、戸締りを行うこと
- (2) 家屋の補強及び家財の整理をすること
- (3) 会社又は工場にあっては、浸水その他の被害による油脂等の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること
- (4) 3日分の食料、飲料水と携帯トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)を準備すること
- (5) 服装は軽装とし、素足は避け、必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じ雨合羽等の防雨、防寒衣を携行すること
- (6) 単独行動は避け隣近所そろって避難すること
- (7) できれば氏名票を携行すること(住所、氏名、年令、血液型を記入したもので、水にぬれてもよいもの)
- (8) 危険な状況のなかでの避難はできるだけ避け、安全の確保を第一に考えるとともに、危険が切迫している場合は、避難場所への移動(水平避難)だけでなく、命を守る最低限の行動(垂直避難)を行うこと

第2節 要配慮者に対する福祉計画

(総合統括部、地域対策部、被災者救援部、消防対策部、大分市社会福祉協議会)

この計画は、「風水害等対策編 3-3-2 要配慮者に対する福祉計画」に沿って、災害時に支援を必要とする要配慮者に対する災害応急対策を定めるものである。

1 要配慮者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から避難行動要支援者として既に把握している者に加え、災害を契機に新たに避難行動要支援者となる者が発生することから、これら避難行動要支援者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせた的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であり、市は、以下の点に留意しながら、避難行動要支援者に係る対策を実施する。

- (1) 被災者救援部は、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、警察署、大分市社会福祉協議会等と協働し、被災した避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難支援プランに沿った支援を行う。
また、上記団体等と情報の共有を推進するものとする。
- (2) 指定避難所の開設に際しては、要配慮者に配慮した避難所運営を行う。
- (3) 情報提供は、要配慮者の状況に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等様々な方法により実施する。
- (4) 要配慮者への支援ニーズを把握するため、専門の相談窓口を設置し、把握した個別ニーズに対しては、速やかに対応するよう努める。また、相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置を行うとともに、巡回相談員を配置し、フォローアップを行う。
- (5) 保健師、栄養士等が避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談を実施し、専門家等と相談し、必要に応じて福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の措置を講じる。
- (6) 居宅における生活が可能な場合は、福祉関係機関・NPO・ボランティア組織等の協力を得ながら、在宅福祉・介護サービスの把握を行う。
- (7) 要配慮者に対するホームヘルパー等の福祉・介護サービスの提供は、遅くとも1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、福祉関係機関・NPO・ボランティア組織等の協力を得ながら、発災後全ての避難所を対象として災害時要援護者の把握調査を開始する。

2 避難指示等避難情報の発令、伝達方法

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、高齢者等避難、避難指示緊急安全確保を発令する際の判断基準を明確にした「大分市避難情報発令等の判断・伝達マニュアル」を作成し、災害の種類により、判断基準について具体的に留意する事項を定めた。

なお、情報伝達は、下記によって行うこととする。

(1) 情報伝達ルート

避難指示等避難情報については、市から各自治委員（又は自主防災組織の代表者）を通じ、伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び避難支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用する。

ア 聴覚障がい者：インターネット（電子メール、携帯メール等）、テレビ放送（地上デジタル放送も含む）

イ 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話

ウ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難情報等を伝えることも考慮する。

3 円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- (2) 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- (3) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を提供する。
- (4) 大分市同報系防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
- (5) 避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報の伝達を活用する。

4 避難誘導の手段・経路等

市と地域住民等が連携し、避難誘導を行う。

そのため、平時から、市、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、警察署、大分市社会福祉協議会等の役割分担を明確にしつつ、連携して対応する。

5 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 市は、状況に応じ施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を把握し、優先的に被災地に隣接する県内外の社会福祉施設等に移すことを検討するものとする。なお、広域避難施設への移送について、必要に応じて県、自衛隊等に応援を求める。

4-3-2 要配慮者に対する福祉計画

- (2) 社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (3) 社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について市、県に対して、応援要請を検討する。
- (4) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用し、被災施設の支援を行う。
- (5) 指定避難所に対処困難な在宅の高齢者や重度の障がい者等が避難する協定福祉避難所の開設及び受入れについて、「4-3-1 避難所運営計画」及び協定に基づき実施するものとする。

6 児童に係る対策

(1) 要保護児童の把握等

次の方法により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者にかかる義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童について、連絡を受けた場合は当該児童にかかる情報の収集を行う。警察及び児童相談所と連携し、児童養護施設や里親への委託等の保護を依頼する。

また、孤児、遺児については、母子福祉資金の貸し付けや遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 児童のメンタルヘルスの確保

被災児童の精神的不安定に対応するため、メンタルヘルスカを実施する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力などにより、要保護児童を発見した際の児童の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての確かな情報提供を行う。

7 旅行者及び外国人に係る対策

(1) 旅行者の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時に的確に旅行者の避難誘導を行い、安全

確保に努める。

(2) 外国人の安全確保

防災に関する情報や災害時における行動等について、外国人向けのパンフレット等を作成し、情報提供に努める。

また、災害時のコールセンターを通じた多言語による通訳サービスの提供や、広報、指定避難所における案内パネルの作成等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

○大分市災害時多言語コールセンター資料（資料編29参照）

第3節 避難所外被災者の支援計画 (各対策部)

避難所外被災者（様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者）に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など、必要な支援を行う。

1 避難所外被災者の把握

被災者救援部は、指定避難所において救援物資を配布する際に、避難所外被災者の概数を把握するとともに、自治委員、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、消防団、警察署、大分市社会福祉協議会等と連携し、避難所外被災者の状況把握に努める。

2 避難所外被災者に対する食料、物資等の提供

市が行う避難所外被災者に対する救援物資等の提供については、「4-3-4 食料等の調達及び配送計画」によるものとし、原則、指定避難所で行うこととする。

なお、地域の公民館等に一定数の避難者が居る場合などは、自主防災組織等の協力を得ながら配布を行っていくものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 避難所外被災者の移送

広域避難など被災地域の住民を移送する必要性が生じた場合には、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、市は被災者の移送を県に対して要請する。

5 避難所外の要配慮者への支援

被災した要配慮者の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人が予想される。こうした避難生活を送る要配慮者には地域の支援ネットワーク等の協力を得ながら、所在確認、現状把握に努め、情報提供、巡回健康診断、心のケア等を実施する。

なお、避難生活が困難と認められる場合には、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。

6 被災地区等における防犯活動

大規模災害発生時には、災害直後に避難している留守宅等を狙った窃盗事件や、混乱に乗じた詐欺等の犯罪が発生することなどが想定される。

これら被害を未然に防止するため、被災者救援部は被災地区を管轄する警察及び地区防犯協会等と連携し、避難所及び被災地区における防犯パトロールなどの警備・防犯活動を実施する。

第4節 食料等の調達及び配送計画

(総合統括部、被災者救援部、物資支援部、地域対策部、保健医療部)

この計画は、災害時において市民が日頃から努めて備蓄している食料、飲料水及び生活必需品を消費した場合や災害のため物資の流通機能が麻痺し、食料を確保することが困難となった場合又は住家の被害等により自宅での炊飯が不可能となった場合等で、日常の食事に支障がある者に対して食料等の供給、炊き出し及び生活必需品の供給を行うためのものである。

1 食料の供給

(1) 供給の実施

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、あるいは適用されないが次のように食料の供給が必要と認められた場合に実施する。その際、要配慮者及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。

ア 指定避難所等に避難し、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の救助だけでは対処できない状態が継続すると判断された場合

イ 被災地における救助作業あるいは応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合

(2) 対象者

ア 指定避難所へ避難した者

イ 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

ウ 旅行者、一般家庭の来訪客等で食料の持ち合わせがなく調達の方途のない者

エ 流通の途絶えにより、食料が確保できない者

オ その他市長が必要と認める者

(3) 供給の方法

ア 災害発生直後は備蓄食料（アルファ化米等）とし、備蓄食料を消費した後は調達食料、救援食料等及び炊き出しにより供給を行う。

なお、供給にあたっては、保健医療部の栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努めるとともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。

イ 食料の供給は、被災者救援部が原則として指定避難所で実施し、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得るとともに、物資支援部及び地域対策部と密接な連携を図りながら実施する。

(4) 配送の方法

ア 被災者救援部は、指定避難所等からの要請に基づき、必要数量の把握を行い、物資支援部に食料等の配送を要請する。

イ 物資支援部は、調達した食料等の在庫状況をもとに、被災者救援部と協議のうえ、指

定避難所等への配送計画を作成する。

ウ 市が実施する配送については、物資支援部が公用車、応援車を用いて行う。ただし、市において配送が困難な場合は、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」（資料編9-3参照）に基づき、赤帽大分県軽自動車運送協同組合に要請を行うとともに、状況に応じて運送業者に委託する。

さらに、配送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。

（4-1-13 輸送計画 参照）

エ 災害が局地的もしくは小規模な場合において、物資支援部から協力要請があった際には、地域対策部は可能な範囲で協力する。

（5）調達の方法

ア 備蓄食料等（アルファ化米、飲料水、毛布等）

○大分市における非常食関係、生活必需品、資機材関係備蓄状況
（資料編6-6参照）

イ 調達食料等

（ア）協定を結んでいる大分県民生活協同組合（以下「生活協同組合」という。）・

NPO法人 コメリ災害対策センター（以下「コメリ災害対策センター」という。）・
大規模小売店の流通業者等に手配のうえ、調達する。（加工食品を原則とする）

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
（資料編9-3参照）

○災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定
（資料編9-3参照）

（イ）流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

（ウ）調達食料等は指定避難所等へ直接配送することを原則とする。これによりがたい場合は地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所等へ配送する。

ウ 救援食料等

（ア）物資支援部は、市において食料等の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。

（イ）物資支援部は、県及び協定を締結している自治体等からの救援食料等を地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所へ配送する。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する食料の供給・調達・輸送に関して県と情報共有を図る。

（ウ）各種団体等からの救援食料等の申し出に対しては、被災者救援部に必要数量を確認したうえで要請する。

（エ）マスコミ等を通して救援食料等の要請を行う場合、総合統括部は、物資支援部から必要とする食料等の内容、量、送付方法等の報告を受け、マスコミ等に対して報

4-3-4 食料等の調達及び配送計画

道依頼を行う。(4-3-13 義援金品配分計画 参照)

また、このとき物資支援部は、救援食料等の受入れに関する問い合わせ窓口を開設する。

なお、食料等が充足した時は、物資支援部の報告に基づき、総合統括部が要請の打ち切りの報道依頼を行う。

(オ) 物資支援部は、必要に応じて事業所、大分市社会福祉協議会及びNPO法人等と連携を図り、ボランティア等の協力を得ながら救援食料等の受入れ及び仕分けを行う。

(カ) 受入れを行った食料等については、総合統括部及び被災者救援部に報告を行う。

2 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

ア 被災者救援部は、物資支援部と調整のうえ、避難所内自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て炊き出しを行う。なお、市内給食業者に対して米・パン等の非常食の製造について協力を依頼する。また、供給にあたっては、保健医療部の栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。

○主食（米、パン等）製造協力依頼業者及び供給能力（資料編 6 7 参照）

イ 副食の調理については学校給食調理場も活用する。

○大分市給食調理場の状況（資料編 6 8 参照）

ウ 災害の状況に応じ、学校給食再開までは校長の命に従い給食調理員も炊き出しに従事する。また、学校給食再開後は調理指導等の支援を行う。

○近隣市町村等共同調理場設置状況及び近隣市町村給食業者の状況（資料編 6 9 参照）

エ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。また、災害対応型ガスバルクユニット設置校においては、ライフラインが寸断された場合にもガス・電源が確保できるため、これらを活用し、優先的に炊き出しを行う。

○非常用電源設備一覧表（資料編 6 6 参照）

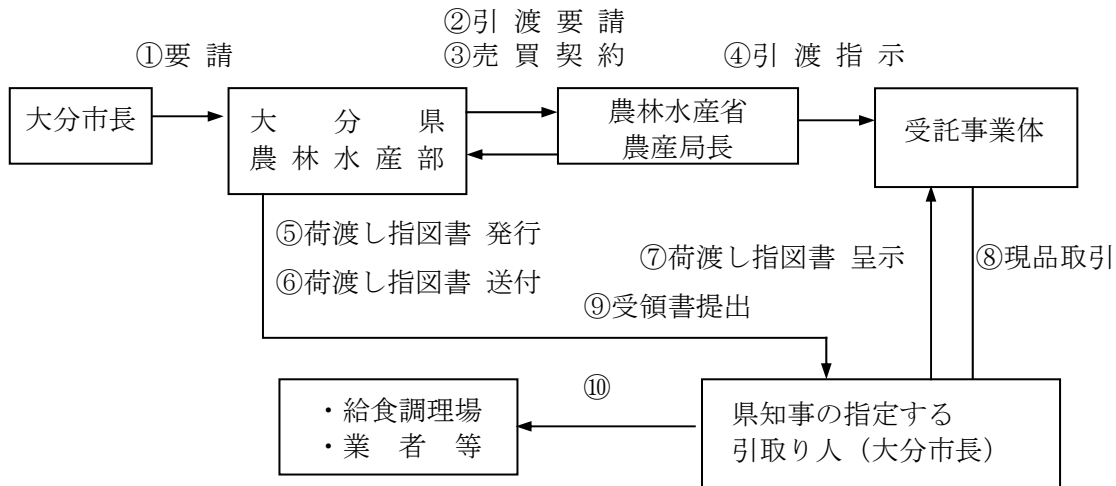
オ 他団体等からの炊き出しの申し出については、被災者救援部が、実施の受入れについて判断する。なお、被災者救援部において受入れの判断が難しい場合は、受援調整班において判断を行う。

(2) 炊き出し用食材の確保対策

ア 災害救助用米穀（炊き出し用緊急米）を、大分県知事に要請し、大分県知事が米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 10 に基づき、農林水産省生産局に要請する。

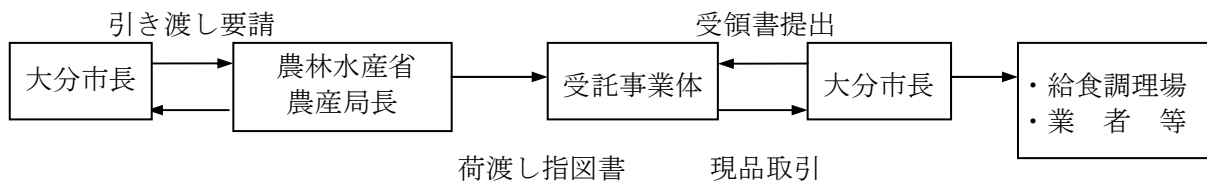
(供給系統略図)

● 大分県知事に対する応急食料の直接売却



● 県と連絡が取れない場合の現物引渡し

※文書による



※ 引き渡し要請文書の様式は、県の様式に順ずる。

イ 野菜、魚介類、副食品、調味料等の供給斡旋については、大分県物資支援部が市町村の要請に基づき実施する。

（大分県地域防災計画地震・津波対策編第3部第4章第3節2-（3））

（3）炊き出しの場所等

ア 炊き出しは避難所内、学校給食調理場、公民館等の公共建築物を利用して実施する。

イ 学校等の給食調理施設、設備が使用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

ウ 適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。

（ア）大分市給食調理場の状況（資料編68参照）

（イ）近隣市町村等共同調理場設置状況及び近隣市町村給食業者の状況（資料編69参照）

（4）実施状況の報告

各対策部は、災害救助法の規定による炊き出しその他の食品の給与に着手した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

ア 救助実施記録日計表

4-3-4 食料等の調達及び配送計画

- イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- ウ 炊き出し給与状況
- エ 炊き出しその他による食品給与に関する証拠書類

3 生活必需品の供給

(1) 供給の実施

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用され、あるいは適用されないが住家に被害を受け、被服・寝具その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品等」という。）の供給が必要と認められた場合に被害状況に応じて実施する。

(2) 対象者

住家に被害を受け、生活必需品等を失い、日常生活を営むことが困難な者。

(3) 供給の方法

生活必需品等の供給は、原則として被災者救援部が指定避難所等で実施し、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得るとともに、女性用品の取扱いや配布等においては、女性が行うなど可能な限り避難者に配慮した供給ができるよう物資支援部及び地域対策部と密接な連携を図りながら実施する。

(4) 配送の方法

ア 被災者救援部は、指定避難所等からの要請に基づき、必要品目、必要数量等の把握を行い、物資支援部に生活必需品等の配送を要請する。

イ 物資支援部は、調達した生活必需品等の在庫状況をもとに、被災者救援部と協議のうえ、指定避難所等への配送計画を作成する。

ウ 市が実施する配送については、物資支援部が公用車、応援車を用いて行う。ただし、市において配送が困難な場合は、「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」（資料編 9 3 参照）に基づき、赤帽大分県軽自動車運送協同組合に要請を行うとともに、状況に応じて運送業者に委託する。さらに、配送の応援が必要なときは、県に対して必要な措置を要請する。（4-1-1 3 輸送計画参照）

エ 災害が局地的もしくは小規模な場合において、物資支援部から協力要請があった際には、地域対策部は可能な範囲で協力する。

(5) 調達の方法

ア 備蓄品

○大分市における非常食関係、生活必需品、資機材関係備蓄状況
（資料編 6 6 参照）

イ 調達品

（ア）協定を結んでいる生活協同組合・コメリ災害対策センター・大規模小売店の流通業者等に手配のうえ、必要品目、必要数量を調達する。

○災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

(資料編 9 3 参照)

○災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定

(資料編 9 3 参照)

- (イ) 流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。
- (ウ) 調達品は、指定避難所等へ直接配送することを原則とする。これによりがたい場合は地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所等へ配送する。

ウ 救援物資等

- (ア) 日本赤十字社大分県支部が備蓄している物資の交付については、物資支援部が、日本赤十字社大分県支部長に申請するものとする。
- (イ) 物資支援部は、県及び協定を締結している自治体等からの救援物資等を地域内輸送拠点（物資輸送拠点）に受入れ、仕分けのうえ、各指定避難所等へ配送する。
また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関して県と情報共有を図る。
- (ウ) 各種団体等からの救援物資等の申し出に対しては、被災者救援部に必要品目、必要数量等を確認したうえで要請する。
- (エ) マスコミ等を通して救援物資等の要請を行う場合、総合統括部は、物資支援部から必要とする生活必需品等の内容、量、送付方法等の報告を受け、マスコミ等に対して報道依頼を行う。
また、このとき物資支援部は、救援物資等の受入れに関する問い合わせ窓口を開設する。
なお、生活必需品等が充足した時は、物資支援部の報告に基づき、総合統括部が要請の打ち切りの報道依頼を行う。
- (オ) 物資支援部は、必要に応じて事業所、大分市社会福祉協議会及びNPO法人等と連携を図り、ボランティア等の協力を得ながら救援物資等の受入れ及び仕分けを行う。
- (カ) 受入れを行った救援物資等については、総合統括部及び被災者救援部に報告を行う。

第5節 給水計画

(上下水道対策部、総合統括部、被災者救援部、関係機関)

この計画は、災害により飲料水等を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水等を応急給水するためのものである。

1 飲料水の応急給水等

地震・津波による災害が発生した場合は、「上下水道対策部」を上下水道局本庁舎内（大分市城崎町1丁目5番20号）に設置し、応急給水、応急復旧を計画的に進める。

ただし、上下水道局本庁舎の被害が大きく、対策部機能が果せない場合は、次の順位により対策部の設置場所とする。

順位	施設名	所在地
1	横尾浄水場	大分市大字横尾1655番地の1
2	古国府浄水場	大分市花園3丁目4番1号

(1) 供給用水

給水する水は、水道用水とし、表-1 の浄水場又は使用可能な消火栓から供給するものとする。なお、一部または全部の浄水場が運転停止の場合は、緊急時連絡管を使用するなど配水系統を切替え、可能な限り供給するものとする。そのうえで不足する場合は表-2 の施設から供給するものとする。

表-1

施設名等	所在地	給水能力 (m ³ /日)
古国府浄水場	大分市花園3丁目4番1号	70,810
えのくま浄水場	大分市大字荏隈1147番地	56,260
横尾浄水場	大分市大字横尾1655番地の1	58,200
坂ノ市浄水場	大分市大字木田1926番1	2,500
岩ノ下浄水場	大分市大字木佐上398番1	2,425
野津原東部浄水場	大分市大字野津原1029番4	1,164
野津原西部第2・第3浄水場	大分市大字上詰1741番69外	1,063
合 計		192,422

表-2

施設名等	所在地	使用可能水量(m ³)
三芳配水場	大分市大字三芳 764 番 2	12,500
横尾配水池	大分市大字横尾 1665 番地の 1	8,400
石川配水場	大分市大字岡川 1606 番 2	13,500
森岡山配水池	大分市大字曲 1378 番 3	3,740
古国府浄水場浄水池	大分市花園 3 丁目 4 番 1 号	5,500
えのくま浄水場浄水池	大分市大字荏隈 1147 番地	2,260
佐賀関配水池	大分市大字佐賀関 1213 番 6	1,000
上野配水池	大分市大字上野 949 番	300
耐震性貯水槽 (大分いこいの道)	大分市東大道 1 丁目	100
耐震性貯水槽 (平和市民公園)	大分市萩原緑町	100
合 計		47,400

(2) 給水量

一人 1 日当たり最小限給水量は、おおむね 3 リットルとし、応急復旧の状況及び供給能力に応じ増量していくものとする。

(3) 応急給水の原則

被災した住民に迅速かつ公平に給水することを基本とし、給水にあたっては、災害の状況に応じて、指定避難所等から給水拠点を選定すると共に、給水車の運行ルート、給水順位、給水量等を決定する。

なお、緊急（特別）に給水を要する救急病院等の医療施設及び避難所等の給水については、重点的に行うものとする。

(4) 応急給水の方法

ア 応急給水は、原則上下水道局所有の給水車及びトラック輸送による給水タンクでの運搬給水とするが、状況に応じて可搬型急速ろ過装置による給水も行うものとする。災害の規模によっては、他都市及び関係機関から資機材やこれに必要な要員の応援を受けて給水するものとする。

イ 応急給水は、被災者救援部と密接な連携を図りながら実施するとともに、可能な限りボランティアとの連携を図るものとする。

また、自力で給水を受けることが困難な者についても、配慮するものとする。

4-3-5 給水計画

(5) 応急給水を円滑に実施するための整備

応急給水に使用する資機材のうち、保有する数量は次表のとおり。

(次表)

備蓄資機材名		数量
給水車	3,600ℓ	1 台
	3,000ℓ	3 台
可搬型急速ろ過装置	250,000ℓ/日	1 基
給水タンク	1,000ℓ	5 個
	800ℓ	50 個
	500ℓ	8 個
	300ℓ	13 個
	200ℓ	6 個
給水袋	6ℓ	30,000 枚
仮設給水栓		70 個

(※備蓄資機材は、本局及び浄水場等に配備)

なお、給水拠点で給水を円滑に行えるよう、必要な設備等を整備するものとする。

(6) 広報

給水に際しては、上下水道局の広報車のほか必要に応じ総合統括部及び地域対策部の協力を得て、給水日時、給水場所等必要な事項を住民に広報するものとする。

(7) 災害時応援協定

水道施設に被害を受けた場合は、応急復旧及び応急給水を行うものとし、必要に応じて他都市及び関係機関に応援を求めるものとする。

これまで締結した協定等は次のとおりである。(資料編 9 3 参照)

ア 日本水道協会大分県支部水道災害等応援要綱

イ 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定

ウ 水道における給水異常や災害発生時の給水支援等に関する協定(大分県薬剤師会)

エ 大分市水道局と大分市管工事組合との災害時の応急活動の協力に関する協定

オ 災害時等の応援業務に関する協定(ヴェオリア・ジェネッツ株式会社)

2 生活用水の確保

(1) 生活用水については、市民自らが自宅の浴槽などに常時貯水することにより確保するよう周知に努める。

(2) 必要に応じて学校施設、体育施設のプールを開放するとともに、民間の貯水施設についても開放するよう協力を求める。

(3) 災害時市民開放井戸登録制度

災害時における地域住民の応急用の生活用水を確保するため、井戸の所有者又は管理者の善意により災害時に開放することのできる井戸の募集を行い、災害時市民開放井戸として登録するとともに、地域住民に周知を行う。

ア 災害時市民開放井戸の募集

市報、ホームページ等により、災害時市民開放井戸の募集を行う。

イ 設備の調査及び水質検査

応募のあった井戸について、共同利用可能な設備であるか調査を行うとともに、水質検査を行う。

ウ 登録及び周知

登録された井戸は、その所在地をホームページ等の情報により公表するとともに、井戸の周囲に掲示用標識を設置することにより地域住民への周知を行う。

○大分市災害時市民開放井戸登録制度事務取扱要領（資料編 7 0 参照）

○大分市災害時市民開放井戸登録者一覧表（資料編 7 1 参照）

（4）浄水剤の支給による給水

3 実施状況の記録

各対策部は災害救助法の規定による給水を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

ア 救助実施記録日計表

イ 飲料水の供給簿

ウ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

第6節 医療及び助産計画 (保健医療部)

この計画は、地震や津波により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合に、大分県、日本赤十字社大分県支部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と密接な連携を図りながら応急的に医療及び助産救護を実施し、被災者を保護する措置をとるためのものである。

1 医療助産の対象者

(1) 医療の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者

(2) 助産の対象者

助産の対象者は、災害発生の日の前後7日以内の分べん者で、災害のため助産の途を失った者

2 医療助産の範囲

(1) 医療

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定
- ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- エ 死亡の確認

(2) 助産

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

3 医療、助産活動の実施

(1) 市

- ア 市は集団災害時における救急医療活動の必要が生じた場合は、日本赤十字社大分県支部に医療救護班の出動を要請するとともに、「災害時の医療救護活動に関する協定」(資料編9-3参照)に基づき医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会にも医療助産救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班の出動を要請するものとする。

イ 災害救助法が適用された場合には県（知事）が医療及び助産措置を行うこととなっているが、この場合、市は次のことについて協力するものとする。

（ア）医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会に協力を要請し、医療助産救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班を出動させること

（イ）救護所の設置に関すること

（ウ）医療機関等に傷病者や在宅人工呼吸器使用者を収容すること

（エ）市外、県外の医療班、救護班又は公衆衛生班の受入れ調整に関すること

（オ）傷病者や透析患者の市内、県外の医療機関への搬送に関する県との調整に関すること

（カ）その他医療救護に関し必要なこと

ウ 医療に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

（２）医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会

ア 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会は、市から要請を受けた場合は、直ちに集団災害時における救急医療体制図（資料編 9-3 参照）に基づき医療助産救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班を編成し、救護所又は大分市救急救助業務計画に基づき設置された消防救護所に派遣するものとする。

イ 医療救護活動を要請する医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会は、次のとおりである。

名称	所在地	電話番号
大分市連合医師会	大分市大字宮崎 1315 番地	574-6440
（大分市医師会）	（大分市大字宮崎 1315 番地）	（568-5780）
（大分郡市医師会）	（大分市大字荏隈字庄ノ原 1790 番地 1）	（546-1163）
（大分東医師会）	（大分市大在中央 1 丁目 12 番 1 号）	（592-3142）
大分市歯科医師会	大分市王子新町 6 番 1 号	545-2212
大鶴歯科医師会	大分市王子新町 6 番 1 号	573-5888
大分東歯科医師会	大分市坂ノ市中央 4 丁目 9 番 6 号	593-0810
大分市薬剤師会	大分市金池南 1 丁目 15 番 3 号	546-4144
大分県看護協会	大分市大字豊饒 310 番地の 4	574-7117

4 救護所の設置

被災者に対する医療及び助産を実施するため医療関係者をもって医療助産救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、看護師班を編成し、救護所の開設あるいは巡回により医療及び助産にあたるものとするが、救護所は、「風水害等対策編 2-3-3 避難場所指定計画」で指定する避難所をもってあてるものとする。ただし、災害の規模及び患者の発生状況により、市長が必要と認めた場所にも設置することができるものとする。なお、避難所が小中学校等である場合においては、小中学校の授業が再開されない限りは保健室及びその資材を活用するものとする。

5 医療品等の調達

医療救護活動に要する医薬品、医療用具、衛生資材等は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会が調達携行するものとするが、不足する場合は、「集団災害時における医薬品等の調達に関する協定」及び「集団災害時における医療用具等の調達に関する協定」（資料編93参照）に基づき調達するものとする。

さらに不足する場合は、大分県にも協力要請を行うものとする。

6 日本赤十字社大分県支部及び大分県の医療、助産活動の実施

(1) 日本赤十字社大分県支部

日本赤十字社大分県支部は、日本赤十字社大分県支部災害救護計画に基づき、医療救護を実施するものとする。

ア 医療救護班の編成

医師 1人 看護師長 1人 看護師 2人 主事 2人 計6人

イ 赤十字防災ボランティア

災害時は赤十字防災ボランティアセンターを開設し、赤十字の救護活動を支援するための防災ボランティアを現地に派遣する。

(2) 大分県

大分県は、災害救助法が適用された場合の医療及び助産又はその他傷病者が多数にのぼる場合、市が要請する救急医療については、関係医療機関等に協力を求めてこれを実施するものとする。

また、次の事項について医療救護を実施するものとする。

ア 大分DMA T及び所属医療救護班及び災害支援ナースを出動させること

イ 臨時的な医療救護班の編成を行うこと

ウ 所管区域内の医療機関の傷病者や在宅人工呼吸器使用者の収容調整を行うこと

- エ 日赤医療救護班との協力に関する事
- オ 被災地内の圏域間等における医療救護班の派遣調整等を行う事
- カ 域外搬送、広域搬送を要する傷病者や透析患者の搬送に関する事
- キ 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を出動させる事

第7節 保健衛生活動計画 (保健医療部、災害廃棄物対策部)

この計画は災害を受けた地域の被災住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の定めにより必要な防疫活動を行い、感染症の発生、流行を未然に防止するためのものである。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の改善に関する活動は、関係機関等の協力を得て、市が実施するものとする。

また、市での実施が困難な場合は、県に対し代行等の措置を要請するものとする。

2 防疫対策の実施

(1) 広報活動

災害発生時には被災者に対し感染症の予防指導を行うとともに、テレビ・ラジオ・ポスターの掲示・ビラの配布・広報車の使用等により予防宣伝のための広報を行うものとする。

(2) 自治会や自主防災組織との連携

自治会や自主防災組織と緊密な連携を図り、被災状況の把握及び感染症発生の未然防止に努めるものとする。

3 保健活動の実施

(1) 情報の収集

保健医療部長は、被災状況により必要に応じた調査チームを編成し、以下の保健衛生ニーズを把握する。

【把握する保健衛生ニーズ】

- ア 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- イ 避難所における医療・公衆衛生ニーズ
- ウ 避難所にいる要配慮者の数
- エ 食料や飲料水の供給状態
- オ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- カ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- キ 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- ク 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- ケ トイレ等の衛生状態

(2) 保健衛生活動の実施

ア 活動内容

災害発生現場及びその周辺並びに避難所を含めた被災者に対し、以下の保健衛生活動を実施する。

(ア) 要配慮者への保健指導及び情報提供

要配慮者に対し必要な保健・医療・福祉の情報提供や保健指導を行う。

(イ) 健康相談

被災地域（仮設住宅等を含む）における健康相談・被災者の精神ケアを行う。

(ウ) 栄養指導及び相談

栄養士等は避難所等を巡回し、食品取扱者や被災地域住民に対し栄養指導及び栄養に関する相談を行う。

(エ) 健康教育（普及啓発）

感染症予防、食中毒予防、口腔ケア、栄養指導、エコノミークラス症候群、生活不活発病予防等の健康教育を実施する。

(オ) 家庭訪問

被災地域（仮設住宅等を含む）における家庭訪問を行う。

イ 活動体制

保健医療部長は、避難者の健康管理のため、健康相談チームを編成し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、医療ニーズを把握する。

また、外部からの援助チームのコーディネートを行う。

(3) 患者発生時の措置

入院が必要な感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、以下のとおり対処するとともに、患者が発生した家屋、その他の汚染物件の消毒等必要な措置を行うものとする。

ア 入院が必要な感染症患者等（感染症患者又は無症状病原体保有者）に対し、速やかに入院措置を行う。

イ 交通途絶等のため、感染症指定医療機関に収容することが困難な場合、災害を免れた地域内の適当な医療機関へ収容する。

ウ 濃厚接触者（感染症患者等と飲食をともにした者及び頻繁に接触した者）に対し、病気に対する知識、消毒方法等の保健指導を実施する。

(4) 臨時予防接種が必要となった場合

臨時予防接種が必要となった場合は、予防接種法第6条及び予防接種法施行令第3条第1項第3号に基づき実施する。

4 防疫活動の実施

防疫活動の実施の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

(1) 装備

種 別	数 量 (台)	備 考
軽 四 輪 自 動 車	3	内 1 台動力噴霧機積載車
動 力 式 噴 霧 器	4	
動 力 式 二 兼 機	8	煙霧、噴霧
手 動 式 肩 掛 噴 霧 器	9	大分市保健衛生組合連合会備品

(2) 消毒等の実施

ア 浸水家屋やごみの仮置場等に対して、周辺環境及び衛生状況に応じた消毒等を実施する。

イ 災害が大規模で市が対応する防疫活動の能力を超えるときは、業者へ委託し実施するものとする。

(3) 防疫薬品等の調達

防疫活動を実施するのに必要な防疫薬品及び防疫資機材は、市の備蓄するものを使用するものとするが、なお不足する場合は次の業者から調達するものとする。

○防疫医薬品等の調達予定先（資料編 7 4 参照）

(4) 防疫活動状況の報告

防疫活動責任者（環境対策課長）は、防疫活動状況報告書（資料編 7 3 参照）を作成するものとする。

5 衛生状態及び健康の調査

防疫活動を実施する地域について、当該地域の衛生状態及び地域住民の健康を把握する調査のため、必要な職員を派遣することができる。

6 食品衛生確保対策

避難所や炊き出し施設等の食中毒等の発生を予防するための教育と周知を図る。

(1) 緊急食品の配給に対する食品衛生の確保をパンフレット等で周知する。

(2) 避難所での調理施設や炊き出し施設等を把握のうえ食品衛生指導を実施する。

第8節 清掃計画 (災害廃棄物対策部)

この計画は、災害時におけるごみ及びし尿の処理業務を適切に行うことにより、災害を受けた地域住民の生活環境の保全を図るものである。

1 災害時におけるごみ及びし尿の処理

災害時には、被災地域の災害ごみ及びし尿を早急に収集、除去することにより、防疫、二次的災害防止に努め、市民の生活環境の安定化を図り、早期回復に努めるものとする。

詳細については、別に定める大分市災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理マニュアルに基づき処理するものとする。

2 災害ごみの処理

(1) ごみ処理（焼却、埋立）体制

本市におけるごみ処理施設（焼却工場2、破砕・リサイクル1、埋立場2）は次のとおりである。

ア 佐野清掃センター（清掃工場：129t／日×3）

（埋立場：64,800m²）

イ 福宗環境センター（清掃工場：146t／日×3）

（リサイクルプラザ：166t／10H）

（鬼崎埋立場：224,900m²）

(2) し尿処理体制

本市におけるし尿処理施設は次のとおりである。

大洲園処理場（し尿：71kL／日、浄化槽汚泥：319kL／日）

(3) 農業用地に流入した廃棄物の処理体制

個人の農業用地に流入した所有者不明の廃棄物等の災害ゴミは、その態様により、一般廃棄物とみなされるものは市の施設で処理し、その他のものは産業廃棄物として処理する。

(4) 収集・運搬体制

災害時は、仮置場への排出や避難所ごみの発生等により、ごみの量が増加するだけでなく、収集箇所も増加することが予想されることから、他自治体や許可業者等から災害時に収集運搬車両の支援を受けられる協力体制を、平時より築いておくこととする。

○本市の所有するごみ収集車両台数（資料編75参照）

(5) 仮置場の確保

災害発生に伴いごみ処理施設への搬入路の崩壊等の被害により、災害ごみ等の処理が困難になることが予想されるため、本市域内の数箇所に十分な広さを有する仮置場を確保し、住民自身によるごみ搬入等住民指導を行いながら復旧に努めるものとする。

(6) アスベストの飛散防止

被災した建築物からアスベストが飛散する可能性がある場合、若しくは建築物の解体又はがれきの処理に伴いアスベストが飛散する可能性がある場合は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省 平成 29 年 9 月改訂）」を参考に、建築物の所有者や解体事業者等に対し、アスベストの飛散防止対策を講じるよう、助言・指導を行う。

3 災害時のし尿の処理、及び災害用トイレの設置対策

(1) し尿の処理（収集・運搬・処分）

ア 収集、運搬体制

市直営及びし尿収集許可業者による担当地域別での収集運搬を原則とするが、災害時には地域的にかんがりの差が予想されるので、車両の把握を適宜行い、最大限活用するとともに、必要に応じし尿浄化槽清掃業許可業者と連携を密にし、十分活用できる体制を整えるものとする。

イ 収集、運搬車両

市直営及びし尿収集許可業者の所有する収集運搬車

令和 3 年 10 月 1 日現在

区 分	車 種	車両区分：運搬車	計（台数）
市 直 営	バキューム車	0.35 t 車 2 1.8 t 車 4	6
し尿収集許可業者	〃	2 t 車 14 3 t 車 1 5 t 車 1 8 t 車 1	17
浄化槽清掃許可業者	〃	2 t 車 14 3 t 車 18 4 t 車 23 5 t 車 1 6 t 車 1 7 t 車 3 8 t 車 1	61
計		84	84

ウ し尿の排出標準量と輸送標準量

排出標準量 被災汲取りトイレ槽あたり 75 リットル

輸送標準量 バキューム車 1 台あたり 9 キロリットル

(1 日 5 回、1 回 1.8 キロリットル)

エ し尿の処分

し尿の処分については、大洲園処理場を活用することを原則とするが、支障が生じた場合は、市内の運転可能な水資源再生センターで受入れを行う。

また、市内での対応が困難な場合は、協定に基づく応援自治体の施設や近隣自治体の施設での受入れの可否を確認し、支援を要請する。

(2) 災害用トイレの設置対策

ア 仮設トイレの設置

避難所等が必要に応じて応急仮設トイレを設置する。被災状況に応じ関係業者の協力を得て、仮設トイレの借上げを速やかに実施する。

イ 市が保有するマンホールトイレ数 (資料編 7 6 参照)

ウ 市が備蓄する避難者用簡易トイレ数 (資料編 6 6 参照)

エ 市内業者のタイプ別仮設トイレ保有状況 (資料編 7 7 参照)

オ 市内仮設トイレリース業者 (資料編 7 8 参照)

4 火山灰の処理

廃棄物処理法においては、「廃棄物」とはならない火山灰について、市民の生活環境に支障が生じないように処理を行う。

(1) 火山灰の収集

火山灰の収集は、下記のいずれかの方法による。

ア 火山灰をビニール袋等に入れ、本庁、各支所等に設置した集積場所に搬入したものを収集

イ 市民等が直接、市の処理施設に搬入したものを収集

※火山灰については、指定有料ごみ袋の使用は要しない。

(2) 火山灰の処分

火山灰は、市の処理施設で処分する。

第9節 障害物除去計画

(社会基盤対策部、災害廃棄物対策部)

この計画は、災害のために排出された岩石、土砂、竹木等の障害物が住民の生活に著しい支障及び危険を与え又は与えることが予想される場合に障害物を除去し、住民の生活の安全及び交通路の確保を図るものである。

1 障害物の除去方法

(1) 住居に運びこまれた障害物

住居に運びこまれた岩石、土砂、竹木等の障害物については、自らの資力では障害物の除去を実施し得ない者に限って、災害ボランティア等の協力を得て、居室、炊事場、便所等日常生活を可能にする程度の除去を行うものとする。

(2) 交通遮断の障害物

道路上の岩石、土砂、街路樹、竹木、工作物等の障害物は、国道のうち指定区間については国土交通省が、その他の国道および県道については県が、市道については市が除去するものとする。

ただし、工作物のうち電柱、電線等についてはそれぞれの道路占有者（管理者）が除去するものとする。

(3) 河川、水路の障害物

河川、水路において、その流れを阻害している流木等の障害物は、それぞれの管理者が速やかに除去するものとする。

(4) 漁港施設内の障害物

漁港施設内において、漁船の運航や作業等を阻害している流木等の障害物の量が各地元の処理可能範囲以上の場合、県管理漁港については県が、市管理漁港については市が除去するものとする。

2 除去した障害物の処理方法

(1) 一時集積

除去した障害物は、交通および市民生活に支障のない公有地に一時集積するものとする。

ただし、災害の規模が大きい場合は民有地についても、その所有者と協議のうえ一時集積することができるものとする。

(2) 最終処理

一時集積された障害物の内、土砂等は埋立地等に処理するものとし、その他については一時保管して処理するものとする。

3 関係団体への協力要請

大規模災害時に備え、応急復旧工事等に対応できる関係団体とあらかじめ協定等を締結し、協力要請をするものとする。

○集団災害時における応急復旧工事等についての協定（資料編 9 3 参照）

第10節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬計画

(被災者救援部、保健医療部)

この計画は、災害により行方不明になった者の搜索及び災害の際死亡した者の遺体の取扱い及び埋葬について定めるものである。

1 行方不明者の搜索

(1) 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定される者

(2) 搜索の方法

行方不明者の搜索は、災害の規模、地域その他の状況を勘案し、災害対策本部が関係機関（警察、海上保安部等）と連絡をとり、必要に応じ自衛隊・地元住民・業者等の協力を得て行うものとする。

(3) 搜索の費用及び期間

災害救助法が適用された場合には次の費用及び期間とする。

ア 費用：借上費、修繕費、燃料費の通常の実費とする。

イ 期間：災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

(4) 安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表

市や県、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和4年3月31日策定）」に基づいて行うものとする。

2 遺体の安置（検視前）

発見された遺体は、あらかじめ設置された特定の場所（寺院又は公共施設等状況により適宜設置する）に安置する。

ただし、警察官、海上保安官による見分、又は検視が終了したもので身元が明らかで、かつ、遺族等の引取人がある場合には、当該遺体は警察官、海上保安官から遺族等に引き渡される。

3 遺体安置後の処理

(1) 対象者

災害に際し死亡した者で、混乱期のためその遺族等が処理を実施できない者

(2) 処理の方法

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体識別等のための処置であり、必要な場合には日本赤十字社大分県支部、市医師会、地域住民等の協力を求めて保健医療部が行うものとする。

イ 検案

遺体について死因その他医学的検査を行うものである。

ウ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋火葬ができない場合等においては、被災者救援部が主体となり、遺体を特定の場所（寺院又は公共施設等状況により適宜設置する）に集めて埋火葬が行われるまでの間、一時保存するものとする。

エ 変死体

変死体については、直ちに警察官、海上保安官に届け出、見分、又は検視を受けるものとし、この計画による遺体の処理には着手しないものとする。

オ 身元確認後の遺体

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族等に引き渡すものとする。

(3) 処理の費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は次のとおり。

ア 費用

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

1 体当たり 3,500 円以内

(イ) 遺体の一時保存

a 既存建物等の場合は借上費について通常の実費

b 既存建物が利用できない場合は、1 体当たり 5,400 円以内（賃金職員雇上費、輸送費を含む）※一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算可能

(ウ) 検案

大分県の医療救護班によって行うことを原則とし、これによらない場合は当該地域の慣行料金の額以内（検案料のみで検案書の作成については、対象として行うことは認められない）

イ 期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

(4) 遺体の身元が判明しない場合

安置された遺体のうち、身元が不明で引取人がない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法により行旅死亡人として取扱うものとする。

(注) 遺体運搬車両や葬儀・埋葬に関する有資格者による支援が必要な場合は、県が「全日本冠婚葬祭互助協会」と協定を締結しているので、県を通じ、車両提供や派遣の要請を行う。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害の際死亡した者で、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず埋火葬を行うことが困難な者又は遺族がない者

(2) 埋葬の方法

埋葬は、保健医療部が行うものとし、その内容は次のとおりである。

ア 棺（付属品を含む）、棺材、骨つぼ、骨箱等の支給

イ 火葬又は埋葬の実施

(3) 埋葬の費用及び期間

災害救助法が適用された場合の費用及び期間は次のとおり。

ア 費用 ※賃金職員等雇上費を含む

大人（満 12 歳以上） 1 体当り 215,200 円以内

小人（満 12 歳未満） 1 体当り 172,000 円以内

イ 期間

災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。ただし、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長することができる。

(4) 火葬場の現況

名 称	所 在 地	1 日の処理能力		
大分市葬斎場	大分市大字竹中 562 番地の 1	平常時 非常時	16 基	32 体 128 体
大分市葬斎場 佐賀関火葬場	大分市大字佐賀関 2865 番地	平常時 非常時	2 基	4 体 12 体

(注) 本市の火葬場のみで処理できない場合、又は本市の火葬場が被害を受け使用不能の場合は他市町村の火葬場の使用を要請する。

5 実施状況の報告

各対策部は、災害救助法の規定による行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋葬を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

4－3－10 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬計画

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体の搜索状況記録簿
- ウ 搜索機械器具燃料受払簿
- エ 埋葬台帳
- オ 遺体処理台帳
- カ 遺体搜索用関係費、遺体処理費、埋葬費支出証拠書類

第11節 応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理計画

(住宅対策部)

この計画は、災害により住家が滅失し又は被害を受けた居住者に対し、住宅を貸与し又は必要最小限の部分を応急的に修理して、被災者の生活安全を図るものである。

1 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅の設置

災害により住宅が全壊（全流失、全埋没、全焼失を含む）したときは、被災した世帯ができるだけ自力で住宅を確保できるよう支援を行い、自己の資力では住宅を確保できない世帯について、関係要員の現地調査の資料を十分検討の上、被災した世帯を収容するための住宅供給確保計画を別途定め、応急仮設住宅を設置するものとする。

(2) 入居基準

住宅が全壊し、現に居住する家のない世帯のうち、自らの資力では住居を確保できない世帯で被災した1世帯当り1戸とする。

(3) 設置基準

ア 1戸当たり、建面積 29.7 m²（9坪）を基準とする。

イ あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。

ウ 1戸当たりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

エ 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、選択した場所とする。なお公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

オ 設置方法

請負工事又はリース・買い取りにより実施する。

カ 着工期日

応急仮設住宅の設置は、遅くとも災害発生の日から20日以内に着工するものとし、できる限り速やかに完了させるものとする。

(4) 建築方法

ア 建築基準に基づいて住宅対策部で設計書等を作成し、建築する。

イ 工事は、市の定める指定業者を指名し、原則として競争入札とする。ただし、緊急の必要がある場合には随意契約とすることができる。

(5) 建築予定場所

安全性を配慮した場所で、市有地を基本とするが、これにより難しいときは、建設可能な用地を借り受けるものとする。

(6) 資機材の調達

応急仮設住宅の建築に必要な資機材は、各対策部が調達するものとするが、不足する場合は、県にも協力要請を行うものとする。

(7) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、住宅対策部が管理する。

(8) 応急仮設住宅の供給期間

設置工事が完了した日から、2 か年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理

災害のため住家が損傷し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯、住家が半焼若しくは半壊した世帯または半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)を受けた世帯で、自らの資力では応急修理をなし得ない世帯に対し実施するものとし、期間は災害発生の日から3 か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は6 か月以内)に完成させるものとする。

(2) 修理基準

ア 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない最小限の部分とする。

イ 応急修理は、大工または技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

ウ 応急修理は災害発生の日から3 か月以内(国の災害対策本部が設置された場合は6 か月以内)に完了するものとする。

エ 応急修理に要する1 戸あたりの費用は、内閣総理大臣が定める基準の範囲内とする。

(3) 修理方法

ア 修理基準に基づいて住宅対策部で設計書等を作成し、修理する。

イ 工事は応急仮設住宅の項に準じて行う。

3 市営住宅等の活用

災害により被害を受け居住する家がないときは、市長の命により市営住宅に入居させることができるものとする。

また、関係機関との連携のもと、民間賃貸住宅等を活用したみなし仮設住宅の提供を図るものとする。

4 実施状況の記録

各対策部は、災害救助法の規定による障害物の除去を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

ア 救助実施記録日計表

イ 障害物除去の状況

ウ 障害物除去費支出関係証拠書類

第12節 文教応急対策計画

(児童・生徒対策部、総合統括部)

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、基本法及びその他の法令に基づき、児童生徒等の生命身体および文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものである。

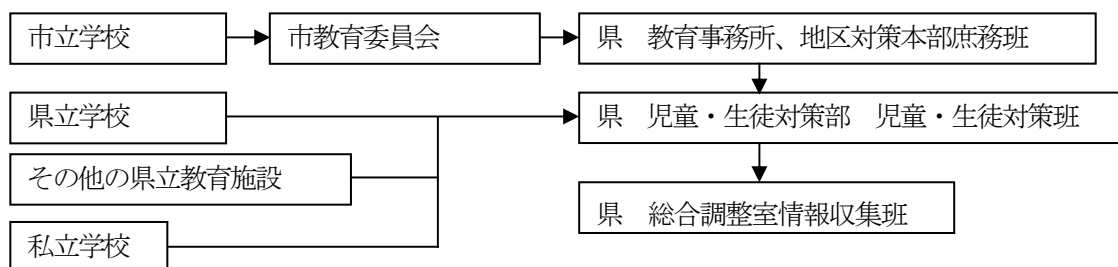
1 文教施設の応急対策

- (1) 災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず、校長及び園長は教育長に遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告しなければならない。この報告は、書類報告の前に電話等により最も速やかに到着する手段によるものとする。
- (2) 教育長は、施設の被災状況、児童生徒等の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等の報告を速やかに収集し、関係機関へ報告するとともに被災施設との事後の連絡を密接にとり、必要に応じて職員の派遣を要請するものとする。
- (3) 教育長は、被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を指示するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置するものとする。
- (4) 教育長は、他校等に応援、協力を求める必要があるときは、適宜連絡をとり、その調整指導を行うものとする。
- (5) 休日、休業中等に災害が発生した場合は、当該校長及び園長は、直ちに勤務に服し、災害の状況把握に努めるものとする。

なお、交通機関等不通などにより、速やかに勤務に服することが困難な場合は、学校近くの教職員に連絡をとり極力状況の把握に努めるものとする。

- (6) 当該校長及び園長は、災害の状況に応じ、直ちに教職員に勤務を命じ、災害の状況把握に努めるとともに児童生徒等の安全確保にあたらせるものとする。

<被災状況等の連絡経路図>



2 災害時の教育確保

災害状況を的確に把握し、これに基づいて災害時における教育に支障のないように次により応急教育を実施するものとする。ただし、災害状況により授業が不可能なときは、臨時休校の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときは、速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努めるものとする。

(1) 教育実施者の確保

県教育委員会、県教育長、大分教育事務所と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障を来たすことのないよう適切な措置を講じ、教育上の混乱を招くことのないよう教育実施者の確保に努めるものとする。

(2) 教室の確保及び応急授業等の実施

各学校は、必要な教室等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

ア 簡単な修理により使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

イ 災害のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。

ウ 必要に応じて2部授業を実施する。

エ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業を実施する。

オ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置を実施しがたい場合は、応急仮校舎の建設や集団的な移動教育を実施する。

(3) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方法で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合は、次の基準により支給するとともに必要な措置をとるものとする。

ア 給与の基準

(ア) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童生徒等に対して行う。

(イ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

a 教科書及び教材

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

b 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消しゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ウ) 給与費用

教科書及び教材については実費とし、文房具、通学用品については、内閣総理大臣の定める基準の範囲内とする。

(エ) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のないかぎり次のとおりとする。

a 教科書及び教材：災害発生の日から 1 か月以内に現物等を支給するものとする。

b 文房具、通学用品：災害発生の日から 15 日以内に現物等を給与するものとする。

イ 実施状況の記録

各対策部は、災害救助法の規定による学用品の供給を実施した場合は、事後に救助費用の請求が遺漏なく行えるよう、次の帳簿等を整備するものとする。

a 救助実施記録日計表

b 学用品の給与状況

c 学用品購入関係支払証拠書類

d 備蓄物資払出証拠書類

3 転校措置及び進路指導

(1) 転校を必要とする児童生徒等の状況を速やかに把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校措置を講ずる。

(2) 被災児童生徒等の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童生徒等の状況を十分把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

4 児童生徒等の安全対策

各学校は、災害時における児童生徒等の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、大分市学校災害対策マニュアル（改訂版Ⅴ）に基づき対応を行う。

5 学校保健衛生の実施

児童生徒等に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を計るため、必要に応じて次の措置を講ずるとともに児童生徒等のこころの健康にも配慮する。

- （１）児童生徒等の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分実施するものとする。
- （２）校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施するものとする。
- （３）飲料水の取扱いについて必要な監視を行うものとする。
- （４）必要に応じて、児童生徒等のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立することとする。

6 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において指定避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置を講ずる。

- （１）在校中に災害が発生した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市と協議する。
- （２）学校等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう、積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市や県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

7 学校給食の措置

- （１）一部の給食施設が被害を受け、児童生徒等に給食が提供できない場合には、被害を受けなかった他の学校又は共同調理場施設を利用して応急給食を実施するものとする。
- （２）給食の一時中止
 - ア 災害が広範囲にわたり被害が甚大な場合であって、給食施設が災害救助のために使用されたとき
 - イ 給食施設に被害を受け、給食の実施が不能となったとき
 - ウ 水道、ガス、電気等の供給が困難となり、給食の実施が不能となったとき
 - エ 給食物資の供給が困難なとき

オ 伝染病その他の危険の発生が予想されるとき

カ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき

8 社会教育施設の応急対策

(1) 市民図書館、関崎海星館、少年自然の家、歴史資料館、海部古墳資料館、毛利空桑記念館、のつはる西部の楽校、エスペランサ・コレジオ、南蛮BVNGO交流館、美術館、アートプラザ等の管理者は、施設に災害が発生した場合、直ちに関係機関に通報し、被害の拡大防止にあたりとともに入館者等を直ちに安全な場所へ避難誘導し、人命保護にあたるものとする。

(2) 管理者は、施設に被害が発生した場合は、あらかじめ定められた防火（防災）組織に基づく応急措置にあたり、施設を最大限に保護するよう努めるものとする。

なお、被災したときは被害状況並びに応急措置の状況を速やかに教育長に報告するとともに、個々の実情に応じた所定の復旧対策にあたるものとする。

9 文化財の応急対策

(1) 文化財の所有者又は管理者は、指定文化財の完璧な保存、保護に努めるとともに、保管施設の整備、管理計画等を策定して目的の達成を図るものとし、特に建造物の自動火災報知設備の設置を進めるものとする。

(2) 災害が発生した場合は、来館者の避難誘導、応急の防火活動、搬出により貴重な文化財を保護するものとし、やむなく被災した場合には、その価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

また、文化財所管施設（歴史資料館）での避難住民の受入れ、並びに避難物資の確保の措置及び亀塚古墳公園における津波避難場所の一時受入れをするものとする。

○大分市の文化財一覧（資料編72参照）

10 地域に残る遺産の保全

市は、歴史資料ネットワーク（神戸大学文学部地域連携センター内）などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産（歴史資料等）の救出・修復・保全に努める。

第13節 義援金品配分計画

(総合統括部、被災者救援部、物資支援部)

この計画は、義援金品の受付及び配分等について定めるものである。

1 義援金の取扱い

(1) 義援金の受付

被災者救援部が受付けて寄託者に領収書を交付するとともに、あらかじめ指定された預金口座に預け入れるものとする。

(2) 義援金の配分

義援金配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率および配分方法等を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。

(3) 義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会は、次の委員で構成するものとする。

市……………副市長及び災害対策本部の各対策部長

関係団体……………市議会厚生常任委員長、厚生常任副委員長、

民生委員・児童委員協議会会長、自治委員連絡協議会会長

2 義援物資の取扱い

(1) 義援物資の受付

物資支援部は、必要に応じて事業所、大分市社会福祉協議会及びNPO法人等と連携を図り、ボランティア等の協力を得ながら義援物資の受入れ及び仕分けを行う。

(2) 義援物資の配送

義援物資の配送については、物資支援部が行うものとし、詳細は、「4－3－4 食料等の調達及び配送計画」に定める。

(3) 義援物資の配布

義援物資の配布については、被災者救援部がボランティア等の協力のもと行う。

(4) 義援物資の情報提供等

総合統括部は、企業や自治体等からの義援物資の受入れ状況の報告を物資支援部から定期的に受けるとともに、報道機関等を通じて迅速に公表することなどにより、受入れの調整に努めるものとするが、小口や品目が混在した義援物資の送付を控えるよう、各報道機関等と連携して広報を行うものとする。

なお、需要がない物資や、個人等から送られる小口や品目が混在した義援物資については、受入れないものとする。

第14節 愛護動物保護対策計画

(保健医療部)

大規模災害時において市は、被災した愛護動物の保護や、避難所等で飼い主が適正に飼養管理できるよう支援するなど、被災愛護動物の保護対策を講じることにより、動物の適正な飼養及び保管を図り、環境衛生の維持に努める。

1 被災地域における愛護動物の保護

被災地域において飼い主不明や負傷の愛護動物が多く発生することが予想されるため、市は、県、大分県獣医師会及び関係機関等との協力体制を迅速に確立して、次の措置を行う。

(1) 被災地域における愛護動物の情報収集

被災地域において負傷若しくは飼い主が不明などにより、被災地域に残された愛護動物の情報収集に努める。

(2) 被災地域での愛護動物の保護

被災地域の住民からの情報提供等で保護が必要な愛護動物については、収容施設や動物病院・ペットショップ等に協力を依頼して保護をする。

2 指定避難所における愛護動物の飼養管理指導

市は飼い主が避難所において愛護動物を適正に飼養管理できるよう、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力をして、次のとおり愛護動物の飼養管理の指導にあたる。

(1) 避難所において、その代表者等に対して、愛護動物の飼養管理体制についての助言を行う。

(2) 避難所での愛護動物の飼養管理状況の把握と救援物資の配布指導を行う。

(3) 避難所から動物愛護センターなどの保護施設への受入れと譲渡等の調整を行う。

3 応急仮設住宅等での飼養管理指導

応急仮設住宅等に入居している飼い主に愛護動物の飼養管理指導を行う。

4 その他の対策

(1) 飼い主探し

被災のため飼い主が不明又は飼えなくなった愛護動物を引き取る飼い主を探すため、情報の収集と市のホームページなどを利用してその提供を行う。

(2) 動物取扱業者の状況把握

登録を受けている動物取扱業者のうち、多数の動物を飼養している施設について、保管状況を速やかに把握する。

(3) 特定動物飼養施設の状況把握

被災地域で許可している特定動物の飼養状況の把握を行い、必要に応じて捕獲に協力する。

第15節 被災者台帳運用計画

(各対策部)

この計画は、本市の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第90条の3に定められた被災者台帳を円滑に整備するためのものである。

1 被災者台帳の運用

市は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

作成した被災者台帳の管理は、主に総合統括部と被災者救援部が行い、各対策部は各々が把握している人的被害や住家被害等の情報、被災者支援の実施状況等を総合統括部若しくは被災者救援部に報告するものとする。

また、大規模災害時には、罹災証明書の交付や義援金の配布等の処理に時間がかかることが想定されることから、被災者台帳システムを活用して迅速かつ的確な被災者支援の実施に努める。

2 罹災証明書の交付

市は、災害対策基本法第90条の2に基づき、本市の地域に係る災害が発生した場合においては、各種被災者支援制度の適用にあたり必要とされる罹災証明書を、当該災害の被災者から申請があった際に、遅滞なく交付するものとする。

(1) 罹災証明事務の範囲

罹災証明は、原則、災害対策基本法第2条第1号に規定する、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生じる被害（以下「自然災害等」という。）による住家（発災時において現に住民が居住している建物を言い、社会通念上の住家であるかを問わない）被害に関して行うものとする。

また、自然災害等ではない小規模な災害については、当該事実が生じた原因（特定される自然現象等が存在すること）が確認され、被災者による物的証拠等をもって、災害と住家被害の因果関係が了知できるものに限り、行うことができるものとする。

ただし、火災による被害については、大分市火災調査規程(平成25年大分市消防局訓令第23号)に基づき、罹災家屋等が所在する消防署長が行うものとする。

なお、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等については、住民等からの求めに応じて、「被災証明事務取扱要領」に定める被災証明書を交付するものとする。

(2) 申請者

罹災証明の申請者（以下「申請者」という。）は、自然災害等により被災した者とし、罹災証明書の発行は、原則として1世帯1枚とする。

(3) 申請書類等

申請者は、原則として罹災証明申請書（資料編 60 参照）及び被害状況の分かる写真を市に提出するものとする。

(4) 罹災証明書の申請窓口

総合統括部及び地域対策部は、被災者から罹災証明申請書の提出があった場合は、速やかに受付を行い、住宅対策部に情報提供を行うものとする。

なお、災害の被害が甚大で、多数の被災者からの申請が見込まれる場合は、市民の利便性を考慮し、専用窓口の設置を検討する。

(5) 罹災証明書の交付

住宅対策部の調査が終了次第、総合統括部及び地域対策部は速やかに、被災者に対して罹災証明書を交付するものとする。

なお、詳しい交付方法については、「罹災証明書交付マニュアル」に定める。

3 住家被害認定調査

(1) 調査班の編成

被災者から罹災証明申請書の提出を受けた場合、市は速やかに住宅対策部を中心とした調査班を編成し、住家被害認定調査（以下「調査」という。）を行う。

なお、災害の被害が甚大で、多数の罹災証明申請が見込まれるなど、本市職員だけでは調査を行うことが困難な場合は、他自治体職員の受入れや土地家屋調査士協会等との連携により、調査に必要な人員を確保するものとする。

(2) 調査方法

内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき調査を行う。

また、市内の広域に災害が発生した場合には、基本的に被害の大きい地域の調査を優先し、生活再建に配慮する。

(3) 調査に要する期間

調査については、発災後 1 か月以内に概ね 1 回目の調査が終了することを目標とする。

(4) 調査に必要な資機材の確保

住宅対策部は平時から、調査に必要な資機材の確保に努めるものとする。

(5) 職員の育成

住宅対策部は平時から、調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとする。

4 被災証明書の交付

市は、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等については、住民等からの求めに応じて、被災証明書を交付するものとする。

なお、詳しい交付方法については「被災証明事務取扱要領」に定める。

また、被災証明書の交付は、原則として総合統括部及び地域対策部で行うものとするが、必要に応じ、全ての対策部で行うことができるものとする。

第4章 社会基盤の応急対策

第1節 下水道及び生活排水応急対策計画

(社会基盤対策部、上下水道対策部、災害廃棄物対策部、関係機関)

この計画は、地震や津波により下水道施設、農業集落排水施設及び浄化槽が被災した場合、最低限の下水道機能を確保するなど必要な措置を講じるためのものである。

1 公衆衛生の確保

污水管、水資源再生センター、農業集落排水施設及び浄化槽が損傷した場合は、未処理の污水が生活空間に流出・滞留し、公共用水域に流出するなどにより、感染症等が発生するおそれがある。

公衆衛生の確保に向けて、次のとおり污水の排除・処理対策及び広報を行う。

(1) 污水の排除・処理対策

ア 下水道及び農業集落排水における污水の排除機能を確保するための応急措置
必要に応じ他都市及び関係機関に応援を求める。

これまでに締結した協定等は次のとおりである。(資料編9 3 参照)

○災害時における下水道管路施設及び排水設備の復旧に関する協定

○大分市上下水道局・日本下水道事業団災害支援協定

○大分市下水道管路施設保全災害支援協定

○災害時における大分市下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

○災害時における大分市農業集落排水管路施設の復旧支援協力に関する協定

○災害支援等に関する協定

イ 下水道及び農業集落排水における污水の処理機能を確保するための応急措置
必要に応じ他都市及び関係機関に応援を求める。

これまでに締結した協定等は次のとおりである。(資料編9 3 参照)

○九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール

○大分市上下水道局・日本下水道事業団災害支援協定

○自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定

○災害時における大分市下水道施設の技術支援協力に関する協定

○災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定

○災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

○農業集落排水施設災害対応対策応援に関する協定

ウ 浄化槽の処理機能を確保するための応急措置

市民からの修繕相談を受け付ける窓口を設置し、修繕対応可能な業者を紹介する。

エ 仮設トイレ用資機材の調達と設置

(詳細は「4-3-8 清掃計画 3(2)」参照)

オ し尿の受入施設の確保

道路が寸断されるなど、し尿を大洲園処理場に搬入することが不可能な場合は、
表-1の水資源再生センターのうち、運転可能な施設で受入れるものとする。

表-1

施設名等	所在地	処理能力
弁天水資源再生センター	大分市弁天四丁目1番1号	57,468 m ³ /日(日最大汚水量)
宮崎水資源再生センター	大分市大字宮崎 35 番地	45,120 m ³ /日(日最大汚水量)
原川水資源再生センター	大分市向原沖三丁目1番31号	46,964 m ³ /日(日最大汚水量)
大在水資源再生センター	大分市大字志村 2500 番地の1	15,258 m ³ /日(日最大汚水量)
松岡水資源再生センター	大分市大字松岡 1878 番地の1	13,938 m ³ /日(日最大汚水量)

※処理前の水質がBOD250mg/ℓの汚水を15mg/ℓ以下に処理する場合の設計能力

(2) 下水道施設の使用制限

下水道施設が損傷し、排除又は処理機能が低下した場合には、必要に応じ施設の使用を制限する。その際は、関連対策部と連携を図る中で、必要な措置を講ずる。

(3) 広報

管路の損傷や水資源再生センター及び農業集落排水施設の運転が停止する等の緊急時には、市民に対し水洗トイレの使用制限や節水等の協力を呼びかけることが必要である。
この場合には、関連対策部の協力を得て、必要な事項を住民に広報するものとする。

2 雨水排水機能の確保

雨水管や雨水排水ポンプ場が損傷した場合は、浸水防除の観点から、速やかに調査し応急対策を行うものとする。

第2節 電気通信施設災害応急対策計画 (西日本電信電話株式会社大分支店)

大規模地震の発生に伴う西日本電信電話株式会社大分支店の応急対策は、「西日本電信電話株式会社災害対策規定」及び「西日本電信電話株式会社大分支店災害対策実施細則」に基づき、次のとおり実施するものとする。

1 防災体制

(1) 大規模地震が発生したときは、「災害対策実施細則」の定めるところにより、西日本電信電話㈱大分支店に、「現地災害対策本部」を設置するものとする。

(2) 災害対策本部設置後における、公的機関との情報連絡の窓口は、総務課とする。

ア 電話番号 097－537－6900

イ FAX番号 097－538－0175

2 復旧計画の策定

重要通信の確保及び疎通の最大限確保を図るとともに、重要回線の復旧と非常・緊急通信の確保を優先した計画を策定するものとする。

3 広報

(1) 災害が発生した場合、次に掲げる事態については、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ア 通信が途絶したとき

イ 一般通話の利用制限を行ったとき

ウ 行政機関や公共機関などが罹障したとき

エ 災害伝言ダイヤルの提供や公衆電話の利用開放、無料化を行ったとき

オ 特設公衆電話の設置場所を周知するとき

カ 臨時電報サービスの開始を周知するとき

キ 復旧見込みを周知するとき

(2) 広報については、報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ放送、及び新聞掲載等による広範囲にわたっての広報活動のほか、広報車による巡回広報及びインターネット等により、地域住民に対する広報も積極的に実施する。

(3) 西日本電信電話㈱大分支店は、必要な情報を市の災害対策本部へ連絡するものとする。

4 電話通信の確保

大規模地震により、電話線等の通信施設に被害が発生した場合や、被災するおそれがある場合は、西日本電信電話㈱大分支店により、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施するものとする。

(1) 通信混乱防止

大規模地震の発生に伴い、重要通信の疎通途絶を防止するため、一般からの通信を規制し、110番や119・118番と災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保するものとする。

(2) 設備の被害状況把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材及び要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講ずるものとする。

(3) 通信途絶の解消と通信の確保

大規模地震発生時における、通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- ア 自動発電装置及び移動電源車等による通信用電源の確保
- イ 衛星通信及び各種無線機による伝送路及び回線の作成
- ウ 電話回線網に対する交換装置及び伝送路切換装置等の実施
- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路及び臨時回線の作成
- オ 非常用移動電話装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置

市の指定する避難場所等を対象とし、公衆電話 BOX の設置状況、疎通状況及び避難者数等を勘案し、市災害対策本部と協議調整のうえ、車載無線及び可搬無線等により特設公衆電話を設置するものとする。

- キ 停電時における公衆電話の無料化

5 災害伝言ダイヤル171及び災害用ブロードバンド伝言板web171の活用

大規模地震発生時において、西日本電信電話㈱大分支店は、被災地の通信が輻輳し被災地内の安否確認が困難となった場合には、「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用ブロードバンド伝言板web171」の活用により安否確認ができるように努めるものとする。

(1) 提供の開始

地震等の災害発生により、被災地へ安否確認を行う通話等が増加することにより、被災地の通話がつながりにくい状況（輻輳）となった場合に開始するものとする。

(2) 利用方法

ア 災害用伝言ダイヤル171

被災地において、本人及び家族の安否を「災害用伝言ダイヤルセンター」へ登録し、他所から被災者の家族等関係者が、その内容を聴取して安否等を確認するものとする。

イ 災害用ブロードバンド伝言板web171

インターネット上で文字・音声・画像情報でご家族の安否情報が登録・確認ができる「災害用ブロードバンド伝言板web171」で安否等を確認するものとする。

(3) 提供時の通知方法

ア テレビ及びラジオ等を通じて利用方法や伝言登録エリア等を知らせるものとする。

イ 電話がかかりにくくなっている場合には、「輻輳メッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル171」及び「災害用ブロードバンド伝言板web171」の利用促進について案内を流すものとする。

ウ 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備するものとする。

エ 防災無線等による利用方法の通知を要請するものとする。

6 復旧優先電話

法に基づき定められた指定行政機関等を優先するものとする。

(1) 第一順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助関係機関（県、市町村、病院、学校等）、警察機関、防衛機関、輸送・通信・電力の確保に直接関係のある機関とする。

(2) 第二順位

ガス・水道の供給確保に直接関係のある機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国または地方公共団体等とする。

(3) 第三順位

第一順位及び第二順位に該当しない機関等とする。

第3節 電力施設災害応急対策計画

(九州電力送配電(株)大分配電事業所・九州電力(株)大分営業センター)

九州電力送配電(株)大分配電事業所・九州電力(株)大分営業センターは非常災害時における電力施設応急対策を迅速に実施するため、大分市災害対策本部と防災情報の収集、提供等情報連絡を密にするとともに緊密な連携を保ち、電力施設の早期復旧及び停電の早期解消を図るものとする。

1 事業所所在地及び管轄区域

営業所名	所在地	電話番号	管轄区域	管轄面積
大分配電事業所 ・大分営業 センター	金池町二丁目3番4号	0800-777-9429	大分市（吉野地区を除く）、別府市の一部、由布市（挾間町、庄内町）	746.5 k m ²

※吉野地区の管轄は、佐伯配電事業所（電話番号 0800-777-9431）

2 組織図

災害時における九州電力送配電(株)大分配電事業所・九州電力(株)大分営業センター組織図
(資料編89参照)

3 各班の役割（本節4（2）参照）

4 情報連絡体制

(1) 対策部等設置前の連絡先

災害の発生が予想される場合の連絡先は下記のとおり。

○大分市

担当課	電話番号
土木管理課	(534) 6111 内線 1711 (夜間・休日 (534) 6119)
河川・みなと振興課	(534) 6111 内線 1741 (夜間・休日 (534) 6119)
生産振興課	(534) 6111 内線 2431 (夜間・休日 (534) 6119)
上下水道局	(538) 1211 (夜間・休日 (538) 1812)

○九州電力送配電(株)大分配電事業所・九州電力(株)大分営業センター

九州電力送配電株式会社大分配電事業所 ☎ 0800-777-9429 九州電力株式会社大分営業センター ☎ 0120-761-379	
大分配電事業所 配電グループ	大分営業センター 営業グループ
※連絡対応窓口グループ	

4-4-3 電力施設災害応急対策計画

(2) 対策部等設置後の連絡先

災害時の情報連絡は下記のとおり。

○大分市（災害警戒本部若しくは災害対策本部設置後）

担 当 課	電 話 番 号
土 木 管 理 課	(534) 6111 内線 1711 (夜間・休日 (537) 5630)
河川・みなと振興課	(534) 6111 内線 1741 (夜間・休日 (537) 5632)
生 産 振 興 課	(534) 6111 内線 2431 (夜間・休日 (537) 5629)
上 下 水 道 局	(538) 1211 (夜間・休日 (538) 1812)

○九州電力送配電(株)大分配電事業所・九州電力(株)大分営業センター

大分配電事業所・大分営業センター対策部				
	総括班	復旧班	広報班	支援班
責 任 者	配電グループ長	配電グループ長 (配電制御グループ長)	大分営業 センター長	託送業務グループ長
役割分担	・対策部運営方針決定 ・対策本部指令の伝達 ・情報収集、連絡報告 ・応援対応調整、決定 ・自治体からの要請把握	・復旧作業総括 ・復旧要員派遣 ※緊急送電箇所（優先順位）協議等、復旧計画対応窓口	・お客さま対応 ・お客さま広報 ・報道機関対応 ※設備被害状況、停電状況、復旧見込み等、連絡対応窓口	・宿泊 ・資材手配、駐車場確保 ・道路情報収集 ※道路障害の優先復旧及びへり発着施設、宿泊施設
電話番号	— (注)	— (注)	— (注)	— (注)
FAX番号	— (注)	— (注)	— (注)	— (注)
備 考	※連絡対応窓口グループ	—	—	—

(注) 電話番号は災害用のため、関係者以外公表しない。

情報内容

	大分市→九 電	九 電→大分市
地震発生後	・道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊等） ・電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況、現場員、パトロール者等で判る範囲とする。	・停電状況 ・被害状況（初期概要） ・復旧体制 ・復旧状況
復 旧 時	・ 同 上	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・復旧見込み

5 災害発生時の復旧要員の受入れ等

被害が大規模の場合は、被害規模に応じて他事業所より応援者を受入れるが、その場合、必要に応じて大分市災害対策本部に対して下記事項について協力を依頼するものとする。

(1) 駐車場及び宿泊箇所としての施設の借用

復旧応援者の待機及び宿泊箇所として一般宿泊施設を確保するが、大規模災害で多くの車両復旧要員を動員し不足を生じた場合は、市施設の借用を依頼する。

(2) 復旧人員及び資材運搬の確保

ア 電力設備復旧に支障のある道路障害については、大分市及び関係機関に優先復旧を依頼する。

イ 大規模災害により電力設備巡視のため、若しくは復旧資材運搬等のためヘリコプターを使用する場合は、市施設の使用を依頼する。

○ヘリポートの設定（資料編 8 6 参照）

6 復旧作業

(1) 復旧の考え方

ア 病院、上水道、放送通信、行政、警察等住民生活に重大な影響を及ぼす施設への送電を優先して復旧する。

イ 道路遮断等で交通支障になる電柱及び電線の除去は優先して行う。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配置設備の復旧に長時間を要する場合で、大分市の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所及び優先順位について協議する。

(3) 復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は早期送電をはかるため、全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

7 広報

(1) 平常時の広報

地震津波災害による電線の断線、電柱倒壊等による公衆感電事故、及び地震津波発生後の停電復旧時の家電製品による火災発生を未然に防止するため、必要に応じ、市の広報紙等への事故防止PR文の掲載を依頼する。

(2) 災害時の広報

災害時には、必要に応じ次の広報について大分市にも協力を求めるものとする。

4-4-3 電力施設災害応急対策計画

(避難時の自宅内のブレーカー切断呼びかけ、感電事故防止、電力施設の被害状況、停電状況(注)、復旧見込み(注))

(注) パソコンHP及び携帯HPにて「行政区別停電状況」、「復旧見込み」等の確認が可能

8 市の施設利用に関するその他事項

- (1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし、立ち入り禁止区域には立ち入らない。
- (2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。
- (3) 施設利用中に設備に損傷を与えた場合は、補修する。
- (4) 施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要機器類を施設内に設置する場合は、事前に通知し、協議するものとする。
- (5) 施設利用にともなう費用については、利用者で負担するものとする。

9 市との協力範囲について

各項に記された依頼する協力とは、市域内の災害の状況を考慮し、実施可能な範囲のものとする。

第4節 都市ガス施設災害応急対策計画

(大分瓦斯㈱大分営業所、消防対策部)

災害時におけるガス施設の応急対策は、本計画によるものとする。

1 実施機関

当市における都市ガス事業者の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

ガス事業者名	所在地	電話番号	供給区域
大分瓦斯株式会社 大分営業所	新川西1組	534-2211	大分市一円（旧大分市一円、 旧野津原町の一部）、由布市 の一部

2 保安体制

(1) 保安規程

ガス事業者は、ガス事業法第24条並びに同法施行規則第24条に基づいて保安規程を定め、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するものとする。

(2) ガス事業者における防災体制の確立

地震津波による広範囲にわたるガス施設の災害の防止及び被害の軽減を図るため、ガス事業者は、災害復旧活動の組織、人員及び器材の整備を図り迅速な復旧を成しうる体制を確立するものとする。

(3) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るために必要な器材を備えておくものとする。

3 災害発生時におけるガス事業者の措置

(1) 非常体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「保安規程」並びに「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」に基づき、速やかに次の特別出動体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。

体 制	特 別 出 動 体 制 の 基 準
第1次特別出動体制	災害又は予想される災害が小規模又は局部の場合
第2次特別出動体制	災害又は予想される災害が中規模の場合
第3次特別出動体制	災害又は予想される災害が大規模の場合

(2) 処理体制

需要家等からのガス漏えい及び導管事故等の通報に対する受付、連絡及び処理体制は次によるものとし、詳細についてはガス事業者の定める「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」によるものとする。

ア ガス事業者は、事業所ごとに次の要員を常時配置するものとする。

(ア) 保安責任者

通報に対する受付、出勤及び処理に関する指示及び命令（特別出動体制の場合は除く）を行う者

(イ) 受付担当者

通報を受け、これを関係箇所に連絡する者

(ウ) 通信担当者

処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者

(エ) 処理要員

通報を受けて現場に出動し、必要な措置を講じる者

イ 事業所ごとに、出動した処理要員と無線連絡が可能な設備をしておくものとする。

ウ 受付担当者は受付けた通報の状況に応じ、ガス栓又は、ガスメーターコックの閉止、火気使用の禁止、電気スイッチの点滅禁止、窓の開放、近隣への通報等、必要と思われる措置を講じるよう通報者に協力要請するものとする。

エ 保安責任者は、通報又は現場に出動した処理要員からの連絡に基づき、事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合には、直ちに消防機関及び警察機関に連絡し、協力を要請するものとする。

4 ガス事業者と関連機関との連携

(1) 事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い、速やかに措置を講ずるものとする。

なお、ガス事業者の要員体制が不足する場合は、関係工事事業者等の応援を求めるとともに、必要に応じて九州経済産業局と連絡を密にして、(社団法人)日本瓦斯協会九州

部会の援助を依頼するものとする。

- (2) 消防機関とガス事業者とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について「ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する申し合わせ書」(昭和 56 年 6 月 1 日作成)に基づき、ガス保安体制の強化を図るものとする。
- (3) 関係の消防機関、警察機関及び特定地下街等の管理者と協議の上、連絡専用の加入電話回線設備並びに通信設備を整備し、関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

5 広報活動

ガス漏えいによる中毒、引火爆発のおそれがある場合、又は被災の程度によって、ガス路遮断、あるいは供給の停止の措置により復旧にあたる場合は、その旨を区域住民に周知徹底させるとともに、必要ある場合はラジオ、テレビ、広報車等を利用して一般に周知させるものとする。

第5節 L P ガス設備災害応急対策計画 (大分市L P ガス防災協議会)

災害時におけるL P ガス設備の応急対策は、本計画によるものとする。

1 実施機関

当市における大分市L P ガス防災協議会の名称、所在地、供給区域は次のとおりである。

名 称	所在地	電話番号	供給区域
大分市L P ガス防災協議会	西新地1丁目9-5	558-5483	大分市及びその周辺

2 保安体制

(1) 大分市L P ガス防災協議会の役割

大分市L P ガス防災協議会は、協議会を構成する大分中央地区L P ガス協議会・大分南地区L P ガス協議会・大分東地区L P ガス協議会の液化石油ガス販売事業所・液化石油ガス保安機関事業所・L P ガス製造事業所・L P ガスオートガススタンド・L P ガス卸売事業者・L P ガス配送事業所・L P ガス容器所（以下「会員事業所」という。）が、適確かつ迅速に実施できるよう防災活動の統括を行い、大分市から指定避難所等へのL P ガス供給や復旧工事などの応急対応等の要請を受けた場合、速やかな対応に努めるものとする。

(2) 保安業務の実施

上記の保安機関事業所は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条に基づく保安業務を実施するものとする。

(3) 会員事業所における防災体制の確立

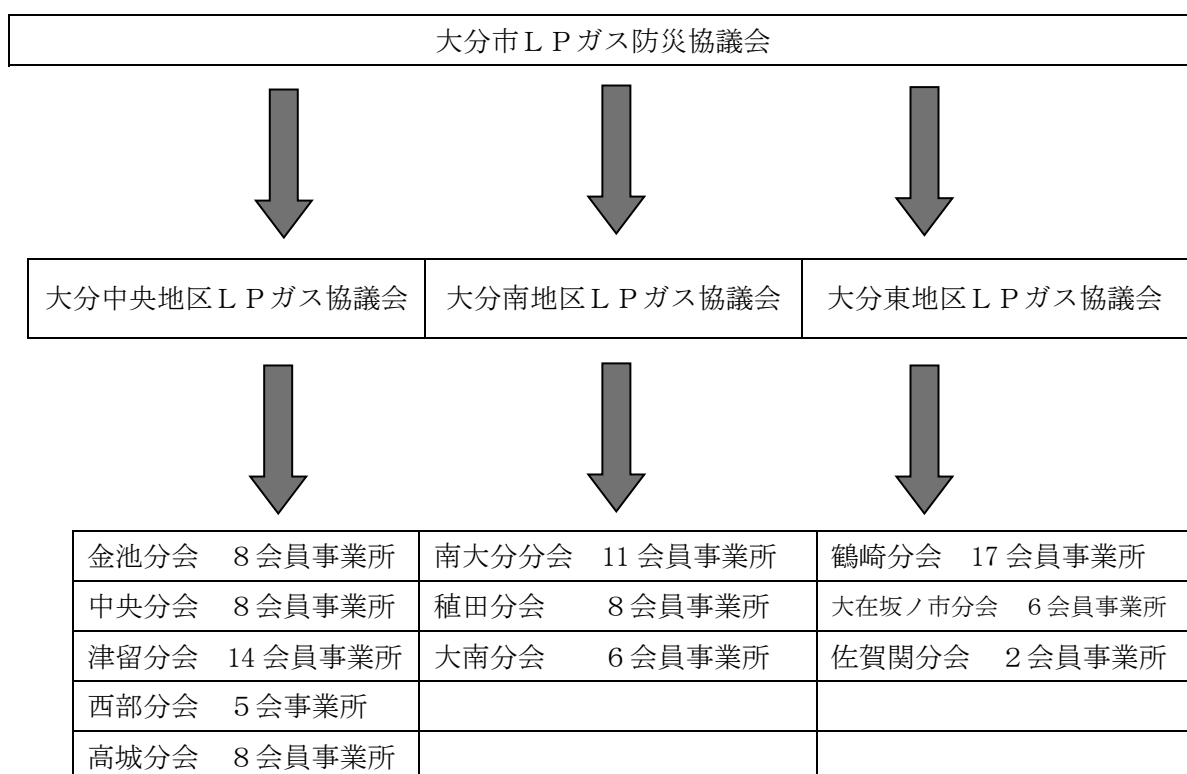
会員事業所は、大分市との「災害時におけるL P ガスの供給等に関する協定」（以下「協定」という。）に定める協力要請に対応するため、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り迅速な復旧を成しうる体制を確立するものとする。

(4) 器材の整備

災害及び事故の発生時の被害を最小限にするとともに、早期復旧を図るために必要な器材及び供給・消費設備等を備えておくものとする。

3 災害発生時におけるガス事業者の措置

大分市L P ガス防災協議会は、協定に基づき、速やかに特別出動体制を確立し、迅速かつ適切な措置を講ずるものとする。



4 LPガス事業者と関連機関との連携

- (1) 事故発生時には、事故拡大の防止及び復旧のため、事故の程度に応じた体制に従い速やかに措置を講ずるものとする。

なお、LPガス供給業者及び保安機関の要員体制が不足する場合は、関係工事業業者等の応援を求めるとともに、必要に応じて、県及び九州経済産業局並びに九州産業保安監督部と連絡を密にして、大分市LPガス防災協議会の援助を依頼するものとする。

- (2) 消防機関とLPガス供給業者及び保安機関とは、緊急時における初動体制、連絡通報体制、現場での措置等について、「保安機関の保安業務要領6. 緊急時対応」に従って、ガス保安体制の強化を図るものとする。
- (3) 消防機関、警察機関等関係機関との連絡通報の円滑化を図るものとする。

5 広報活動

LPガス漏えいによる中毒、引火爆発のおそれがある場合、又は被災の程度によって、供給停止の措置により復旧にあたる場合は、その旨を該当住民に周知徹底させるとともに、その範囲が広範囲となり必要ある場合はラジオ、テレビ、広報車等を利用して一般に周知させるものとする。

第5章 その他の災害応急対策計画

第1節 警察、大分海上保安部震災警備計画 (警察、大分海上保安部)

警察、大分海上保安部の地震に関する災害警備対応は、各機関の方針に基づき、この計画の定めるところによって適切かつ効果的に実施するものとする。

1 警察震災警備計画

地震災害発生時における、警察の任務等については、大分県警察における災害警備実施に関する規定に定めるところによるものとする。

(1) 震災発生時の警察の任務

警察は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関との緊密な連携のもとに、次に掲げる事項を重点とし災害対応を行う。

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 被災状況の把握
- ウ 被災者の救出救助
- エ 住民等の避難誘導
- オ 災害に伴う交通規制
- カ 行方不明者の搜索
- キ 死体の検視等
- ク 犯罪の予防及び民心安定活動

(2) 災害時における警備体制

ア 警備体制の種別・設置基準

(ア) 災害警備連絡室

震度4の地震が発生し、又は津波注意報が発表された場合

(イ) 災害警備本部

震度5弱以上の地震が発生し、又は大津波警報が発表された場合

イ 警備体制の確立・運用

(ア) 職員の参集

a 大分市内において指定の震度の地震が発生し、又は津波警報等が発表された場合、全職員若しくは指定職員は自主参集する。

b 大分市内において地震による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、警察署長が、その状況に応じて職員を招集する。

(イ) 警備本部の設置

(ウ) 解除

災害発生のおそれが解消し、又は発生した被害の応急復旧が完了するなど災害警備体制の発令者において、警備体制を持続する必要がなくなったと認めたときは、これを解除するものとする。

ウ 警備部隊の編成

警察署長は、災害の状況に応じて必要な部隊を編成する。また、災害の規模、状況等により警察本部長に必要な警備部隊の派遣要請を行う。

(3) 警察連絡体制

○警察連絡体制（資料編 8 8 参照）

(4) 震災発生時における警察活動

震災発生時における警察の活動は次のとおりとする。

ア 情報の収集及び伝達

イ 避難の指示等

ウ 警戒区域の設定

エ 救出救助活動

オ 交通規制等

カ 行方不明者の搜索

キ 死体の検視等

ク 広報活動

ケ 犯罪の予防、困りごと相談、民心安定活動

(5) 関係機関との協力体制の確立

震災の災害対応が迅速的確に行われるように平素から関係機関との協力体制を確立しておくものとする。

2 海上における治安の維持等

海上における治安の維持、人命・財産の保護等に関することについては、第七管区海上保安本部及び第七管区海上保安本部大分海上保安部が行うこととする。

第5部 災害復旧計画

- 第1章 災害復旧・復興の基本方針
- 第2章 被災者・被災事業者に対する支援体制の確立
- 第3章 被災者支援に関する各種制度の概要
- 第4章 激甚災害の指定

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害復旧・復興については、市民の意向を尊重し、大分市が主体的に取り組むとともに、各関係機関の適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、次の点に留意して、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

- 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき災害復旧・復興本部の設置や復興計画の策定を検討するものとする。
- 復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

第2章 被災者・被災事業者に対する支援体制の確立

(各対策部)

災害からの一日も早い復興を成し遂げるためには、被災者自らが各種支援制度の活用を図りながら、生活再建に取り組んでいくことが重要となることから、早期に各種支援制度に関する情報提供を行うとともに、被災者の負担軽減を図るため、総合相談の窓口を設置する。

1 情報の提供

被災規模等に応じて適用される各種支援制度の情報を収集するとともに、市のHPや広報誌、避難所の掲示物、自治会を通じた広報など様々な手段を活用し、速やかに被災者へ提供するものとする。

被災事業者の事業再開に資する情報についても早期に情報提供できるよう努める。

※被災者支援に関する各種制度については、第3章参照

2 市民サポートセンターの設置・運営

被災者の生活再建を総合的に支援するため、被災者救援部は必要に応じて、各種手続きや相談などに対応する総合窓口として「市民サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置する。

サポートセンターでは、罹災証明書の交付申請手続きを行うとともに、活用できる各種制度などの情報提供及び申請受付業務、生活相談などを実施する。

(1) 設置場所の選定

サポートセンターの設置場所は本庁、各支所を基本とし、被災状況に応じて設置場所を選定する。なお、本庁、支所にサポートセンターを設置することが困難な場合は地区公民館などの活用を検討する。

(2) 設置スペースの確保・準備

サポートセンターの設置を決定した場合は、被災者救援部は地域対策部の協力を得ながら、相談窓口等の設置場所を確保する。

(3) サポートセンターの運営

サポートセンターの運営は被災者救援部が主に行うこととするが、状況に応じて他対策部や他市町村から応援職員を派遣する。

なお、応援職員の派遣にあたっては、対応内容が多岐にわたることから、必要に応じてそれぞれの業務を所管する部局等の協力も得て、応援職員に対して説明実施するなど円滑に窓口対応が実施できるよう配慮する。

(4) 実施する業務

- ・罹災証明書の交付申請手続き
- ・各種支援制度に関する情報提供
- ・災害弔慰金、災害障がい見舞金の申請受付
- ・被災者生活再建支援金の申請受付
- ・義援金の申請受付
- ・住宅に関する相談（住宅の応急修理、仮設住宅への入居手続き、住宅融資など）
- ・健康相談
- ・被災情報、安否確認情報

※実施する業務については、被災状況に応じて上記に捉われず、柔軟に対応する。

第3章 被災者支援に関する各種制度の概要

(各対策部、大分市社会福祉協議会)

国、県、その他関係機関が行う、被災者支援に関する各種制度の概要は、次のとおりである。(資料編9 1 参照)

第4章 激甚災害の指定

(各対策部)

1 激甚災害の指定促進と資金確保

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」の適用を図るため、被害の状況を速やかに調査把握し、関係省庁及び県の協力を得て早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

また、災害復旧に必要な資金の確保については、資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずるものとし、特に災害復旧資金の必要を生じた場合は緊急つなぎ資金の確保を図るものとする。

2 災害復旧に関する国の財政援助の確保

国が全部又は一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業については、地方公共団体等が提出する資料及び実施調査の結果等に基づき主務大臣が決定する。災害復旧事業に関する国の財政援助は、次のとおりである。（資料編 9 0 参照）

第6部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第3章 関係者との連携協力の確保

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第5章 防災訓練計画

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第1章 総 則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、本編第1部から第4部によるものとする。

第2節 地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域

1 地震防災対策推進地域（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

本市は、南海トラフ特措法第3条第1項で規定する南海トラフ地震対策推進地域である。

（参考：その他県内市町村の指定状況）

別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、
豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町

2 津波避難対策特別強化地域（平成26年3月31日内閣府告示第22号）

本市は、南海トラフ特措法第10条第1項で規定する南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域である。

（参考：その他県内市町村の指定状況）

佐伯市、臼杵市、津久見市

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第5章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾、及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するため、大きな津波が襲来するおそれのある地域において、防潮堤、堤防、水門等の津波防護施設の計画的な整備を実施するものとする。また、既存の津波防護施設については早急な耐震点検を実施し、重点箇所を絞って計画的な補強・整備を実施するものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平常時の管理方法
 - (3) 津波により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場や港湾等の整備の方針及び計画

第2節 津波に関する情報の伝達等

- 1 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達、災害情報や被害情報の収集・伝達については、「第4部第1章第3節 警報等の情報収集及び関係機関等への伝達」及び「第4部第2章第1節 地震・津波に関する情報伝達等」によるものとする。

なお、通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があることを十分考慮し、代替の経路及び方法も確立しておくものとする。

- 2 市は、津波に関する情報を市民及び臨海部の就業者、観光客、釣り人やドライバー等滞在者並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達する。

第3節 避難指示等の発令基準

市が発令する避難指示等の発令については、「第4部第2章第2節 避難指示及び避難誘導等の活動」によるものとする。

また、津波警報・大津波警報が発表された場合の避難指示の対象となる自治会を定めるものとする。（避難指示の対象自治区（資料編92参照））

第4節 避難対策

津波から迅速に避難するための、緊急避難場所・避難路等の整備、居住者等の避難対策、消防団員等、防災業務従事者の安全確保対策、津波避難のための意識啓発は、「第3部第4章第2節 地震・津波からの避難に関する計画」によるものとする。

避難所の維持・運営等、その他避難対策に関する事項は、「第4部第2章第2節 避難指示及び避難誘導等の活動」及び「第4部第3章第1節 避難所運営計画」によるものとする。

第5節 消防機関等の活動

消防機関等が行う津波からの円滑な避難確保等のための活動は、「第4部第2章第2節 避難指示及び避難誘導等の活動」によるものとする。

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損による道路通行制限等の二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

2 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5 放送

- (1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

- (3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第7節 交通対策

1 道路

大分県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に考慮しつつ、あらかじめ計画し、周知するものとする。

なお、必要に応じて、隣接する県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

2 海上

港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じるものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は、地震発生時、走行路線に津波が襲来する危険度が高いと予想される区間がある場合等は、運行の停止等の措置を講じるものとする。

4 乗客等の避難誘導

港湾・鉄道等の管理者等は、船舶、列車等の乗客や、駅、港湾等のターミナルに滞在する者に対して、災害発生時に迅速かつ的確な避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導計画等を定めるものとする。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別途定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (2) この推進計画に定める避難所等が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)及び1の(2)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第9節 迅速な救助

1 消防機関等による救出・救護活動実施体制の整備

地震発生後の迅速な救出・救護の体制は、「第4部第2章第4節 救出・救護計画」によるものとする。

2 自衛隊、海上保安部、警察、消防等実動部隊との応援体制や連携等

具体的な活動要領・方策は、別に定めるものとする。

第10節 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて発表される情報であり、この情報の種類と発表条件は以下のとおり。

○南海トラフ地震に関連する情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

気象庁は情報名（南海トラフ地震臨時情報）の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件	発表時間
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内※1 マグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（※図1 内側枠内部分）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフとの関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測	地震発生等から5～30分程度で発表

巨大地震警戒	<プレート境界の<u>M8.0以上</u>の地震(半割れケース)> 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	地震発生等から最短で2時間程度
巨大地震注意	<<u>M7.0以上</u>の地震(一部割れケース)> 監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) <ゆっくりすべり(ゆっくりすべりケース)> 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合	
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合	

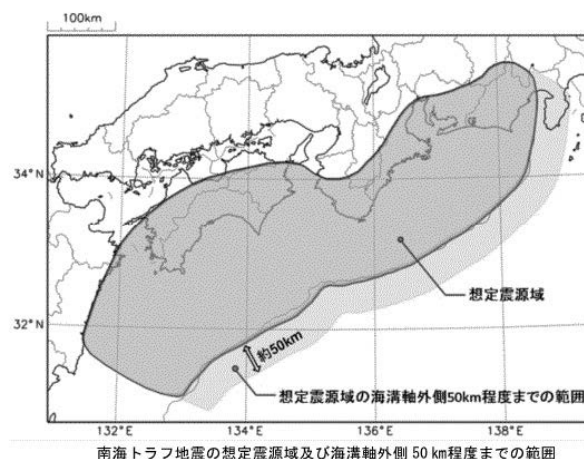
※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【図1】



想定震源域内(科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域(中央防災会議 2013)のプレート境界部(図中内側枠内部分)と監視領域(想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側 50 km程度:図中外側枠内部分)(気象庁HPより)

2 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の対応

(1) 市の防災体制

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」(調査中)を発表した際は、速やかに「第4部第1節 組織計画」における災害警戒連絡室を設置し、情報収集にあたりとともに災害警戒本部等の設置に向け、迅速に対応できるよう、関係部局と相互に連絡を取り合うなどし、所要の準備を始める。

その後、気象庁が南海トラフ沿いに大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」(以下、「臨時情報」という。)を発表した場合は、速やかに災害警戒本部を設置し、災害警戒本部会議を開催するものとする。また、災害警戒本部会議開催後は国や県、気象台等と連携を図り、状況に応じて災害対策本部への移行を検討するとともに、情報収集の継続、迅速な災害対応が可能な連絡体制及び災害応急対策の確認、所管する防災上重要な施設等の点検等を行うものとする。

なお、設置した災害警戒連絡室等については、観測された異常な現象について気象庁が巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価し、「南海トラフ地震臨時情報(調査終了)」を発表した段階で廃止するものとする。

(2) 警戒すべき期間

ア 「巨大地震注意」の場合

「1週間」を基本とし、住民等に対して注意喚起等の対応を行う。

イ 「巨大地震警戒」の場合

「1週間」を基本とし、住民等に対して注意喚起等の対応を行うが、1週間経過後、さらに1週間継続して住民への注意喚起等の対応を行う。

(3) 住民等への注意喚起及び広報等

「臨時情報」発表後、「第4部第一章6節 災害広報計画」に基づき、住民等に対して後発地震への警戒や、地震に対する日頃からの備えの再確認等について注意喚起及び広報等を行う。なお、注意喚起及び広報等を行う際には、混乱が生じることのないよう細心の注意を払うものとする。

また、「(2) 警戒すべき期間」経過後は、地震活動が当初に比べて低くなったものの、地震発生の可能性がなくなったわけではないことに十分注意する旨を周知する。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、「第3部第4章第4節 救援物資等備蓄計画」に基づき、物資の備蓄計画等を作成しておくものとする。
- (2) 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、大分市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

- 1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。（災害時応援協定等一覧（資料編9 3 参照））
- 2 甚大な被害が発生し、応援要請の必要がある場合は、「第4部第1章第7節 他機関に対する応援要請計画」及び「第4部第1章第8節 自衛隊派遣要請計画」によるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

- 1 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するなど、民間事業者との協力により進めるものとする。
- 2 市中心部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるほか「第4部第1章第12節 帰宅困難者対策計画」によるものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

具体的な整備については、「第3部第2章第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画」によるものとする。

第5章 防災訓練計画

- 1 市は防災関係機関と連携して、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び市民の自主防災体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 2 市は、防災関係機関、自主防災組織等と連携し、次のような具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとし、具体的な訓練については、「第3部第3章第2節 防災訓練計画」によるものとする。

第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

なお、防災教育を推進するに当たっては、「第3部第3章第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画」によるものとし、地域、学校、家庭それぞれにおいて、適切に行うことで、被害が最小限となるよう努めるものとする。

第7章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策の推進に関する基本的な方針として、本市は、早期避難の効果が高い地域であることから、浸水想定区域外の自然地形の高台等への緊急避難を基本とするが、逃げる時間がない場合や逃げ遅れた場合等に限り、津波避難ビル等の建築物への緊急避難を推進する。

津波避難対策緊急事業計画については、自主防災組織の「地震・津波避難行動計画」及び事業所の「南海トラフ地震防災対策計画」において、緊急避難場所等の選定が困難な地域で、避難施設の整備等、緊急を要する場合に限り、作成するものとする。

最近の大分市地域防災計画修正履歴

昭和61年	3月修正	平成20年	3月修正
昭和62年	3月修正	平成22年	3月修正
平成元年	3月修正	平成23年	2月修正
平成3年	3月修正	平成24年	3月修正
平成5年	3月修正	平成25年	8月修正
平成6年	6月修正	平成27年	3月修正
平成9年	3月修正	平成28年	3月修正
平成10年	7月修正	平成29年	3月修正
平成13年	3月修正	平成30年	3月修正
平成14年	4月修正	令和2年	3月修正
平成16年	12月修正	令和3年	3月修正
平成18年	3月修正	令和4年	3月修正
平成19年	3月修正	令和5年	3月修正

大分市地域防災計画

(令和5年3月修正)

発行 大分市防災会議

担当部局 大分市防災会議事務局
(大分市総務部防災局防災危機管理課)

TEL : 534-6111

